

—はじめに—

日頃から、本市の地域福祉に温かいご支援を賜り、誠にありがとうございます。平成 17 年に「日進市地域福祉計画」を策定してから、10 年の計画期間が経ちました。この間、「ぶらっとホーム」や「ほっとカフェ」など、地域に親しまれる「つどいの場」が開設され、人々のふれあいが盛んになり、多くの方々のご支援に心から感謝申し上げる次第であります。

このたびの「第 2 次地域福祉計画」では、計画策定委員会等での議論や市民の皆様からお寄せいただいた貴重なご意見を基に、地域で助け合う協働組織の構築や生活困窮者の支援など新たな課題解決に向けて、より柔軟に対応できるよう、市社会福祉協議会と一体となって計画を策定しました。

基本理念「できることからはじめます！思いやり・助け合い、にっしん幸せまちづくり」を合言葉に、市民の皆様が生涯にわたって、心身ともに健康で充実した人生を送れるよう、地域福祉を拡充してまいります。

本市は今年 1 月、独自の健康宣言「健やかにっしん宣言」を行いました。今後も、地域のつどいの場をきっかけに、地域福祉の理念が広がり、助け合う社会を築いていけるよう、皆様の一層のご支援ご協力をお願い申し上げます。

平成 27 年 3 月

日進市長 萩野 幸三

市民の皆様をはじめ、関係各位におかれましては、平素から社会福祉の向上のためにご尽力を賜り厚く感謝申し上げます。

「日進市地域福祉活動計画」は、これまでに 3 回の改訂を行い、本会も計画に基づく地域福祉の推進に努めてまいりました。このたび、第 4 次計画では、これまでの成果や新たな地域福祉の課題について、市民で構成する会議をはじめ、多くの方々とともに話し合い、具体的な役割と重点事業にまとめることができました。また、地域福祉計画とのより一体的な活動推進を図るために、市と協働して策定をいたしました。

この計画の実現に向けて、市民の皆様と地域福祉に関わる多様な団体との連携を推進し、地域全体が一体となって日常生活における不安や課題の解決を図ることができるよう、できることから「幸せまちづくり」をめざす事業を進めてまいりたいと考えています。本会も「あなたのほっとパートナー」の組織理念のもとに、心のふれあう福祉のまちづくりをめざしていきます。

結びに、大変貴重なご意見やご提言をいただきました皆様に、心からお礼を申し上げます。

平成 27 年 3 月

日進市社会福祉協議会長 田中 八隆

にしん幸せまちづくりプラン 目次

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景と目的	1
(1) 地域社会の変化と求められる新しい支え合いのまちづくり	
(2) 地域福祉計画	
(3) 地域福祉活動計画	
2 計画の性格	4
(1) 計画の根拠	
(2) 各計画の一体的な策定と役割	
(3) 地域社会における「互助」の重要性	
(4) 実施主体の分類と役割	
(5) 地域範囲の設定	
(6) 市の他計画との関連と位置づけ	
(7) 計画の期間	
3 計画の策定体制	13
4 名称「にしん幸せまちづくりプラン」について	15

第2章 現状と課題

1 全国の地域福祉における現状と課題	17
2 本市の地域福祉における現状	19
(1) 総人口及び世帯数の推移	
(2) 決算総額及び民生費の推移	
(3) 市内の社会資源	
3 第1次計画の成果と本市の課題	25
(1) 福祉コミュニティ意識調査とわたしのまちの座談会の結果から	
(2) 前計画の取り組みから	
(3) ふれあい区構想と地域包括ケアシステム	

第3章 地域福祉計画

1 基本理念	39
2 施策体系	40
3 基本目標・基本施策	41
目標1. 地域福祉活動を拡充しよう!	41
(1) 地域の困りごとの相談や情報提供の充実	
(2) 社協の体制の強化	

(3) 防災・防犯と福祉を一体化した地域活動の推進

目標 2. 地域福祉活動を支援しよう！ 48

- (1) 活動の人材育成の推進
- (2) 地域福祉活動の拠点づくりの推進と支援
- (3) 地域福祉団体・事業者による活動の支援

目標 3. 地域福祉活動をつなぎ、大きな力に育てよう！ 54

- (1) 若い世代もつなぎ、地域で困りごとを解決するための連携と仕組みづくり
- (2) 市民交流活動の推進と活動への参加促進
- (3) 福祉に関する理解を広げる福祉教育の推進

第 4 章 地域福祉活動計画

1 基本的な考え方 59

- (1) 「地域福祉計画」の基本理念・基本目標を共有した実行計画
- (2) 具体的な活動を明確にし、重点事業化

2 活動計画における「5つの重点事業」 60

【重点事業 1】市内すべての地域をつなぐ横断組織の設置と活動の拡充 61

- (1) 支援体制の構築 ～地域の相談窓口を設置します～
- ◎ (2) わたしの問題はわたしたちの問題 ～地域課題を共有します～
- ◎ (3) 協働組織の設置 ～地域に合った協働組織を設置します～
- (4) みんなで活動 ～地域の協働組織の運営を支援します～
- (5) 広がる連携 ～小学校区単位のネットワークを構築します～

【重点事業 2】新たな要支援者層や困りごとを抱える人への支援 67

- ◎ (1) 組織設置 ～相談窓口の設置とネットワークの強化～
- ◎ (2) 意識啓発 ～当事者理解に向けた啓発活動～
- (3) 交流活動 ～当事者活動の支援～
- (4) 個別支援 ～社会参加に向けた支援の提供～

【重点事業 3】協働による地域の見守り支援体制の充実 72

- ◎ (1) きっかけづくり ～人材育成を進めます～
- (2) 協力体制 ～見守り活動を啓発し、理解を広げます～
- (3) 見守り強化 ～見守り活動を広げていきます～
- (4) 多職種連携 ～活動分野を超えた連絡会や交流会を実施します～
- (5) 活動連携 ～市民活動の支援体制の連携を強化します～

【重点事業 4】地域福祉活動の安定化に向けた情報集約と支援体制の再編 78

- ◎ (1) 人材データベース ～地域の人材を紹介～
- (2) 資金データベース ～助成金等の情報を提供～

(3) 空家データベース ～空家等での拠点づくりを支援～	
◎ (4) 移動支援体制の充実 ～福祉有償運送やボランティア輸送の育成～	
【重点事業5】「つどいの場」の開設支援	83
◎ (1) 出会いの場づくり ～「つどいの場」の開設を支援します～	
(2) まなびの場づくり ～地域課題を共有します～（再掲）	
(3) 協議の場づくり ～地域に応じた協働組織を設置します～（再掲）	
(4) 協働の場づくり ～地域の協働組織の運営を支援します～（再掲）	
(5) 継続の場づくり ～運営が継続されるよう支援します～	

第5章 計画の推進

1 今後の推進体制	89
(1) 地域ネットワーク(主に小学校区)の役割	
(2) 協働ネットワークの役割	
(3) 行政機関ネットワークの役割	
2 計画の進捗管理	92
3 評価指標と目標値	93

資料編

1 計画策定の経緯	97
(1) 日進市わたしのまちのしあわせづくり委員会の開催日程	
(2) 日進市わたしのまちのサポーター会議の開催日程	
(3) プロジェクト会議(庁内検討会議)の開催日程	
2 計画策定委員会等設置要綱	101
(1) 日進市わたしのまちのしあわせづくり委員会設置要綱	
(2) 日進市わたしのまちのサポーター会議設置要綱	
3 計画策定にご協力いただいた委員等	105
(1) 日進市わたしのまちのしあわせづくり委員会	
(2) 日進市わたしのまちのサポーター会議	
(3) プロジェクト会議(庁内検討会議)	
4 計画策定に係る市民からの意見聴取	108
(1) 日進市福祉コミュニティ意識調査	
(2) わたしのまちの座談会	
(3) パブリックコメント	
5 地域福祉に関わる本市の各種データ	109
6 日進市地域社会資源一覧地図(小学校区)	114

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景と目的

(1) 地域社会の変化と求められる新しい支え合いのまちづくり

現在、地方から都市部への人口集中や就労形態の多様化、高齢化や核家族化など、社会状況の変化によって、地域のつながりが薄れ、お互いが助け合うといった地域の相互扶助(地域福祉)の機能が失われつつあります。

さらに、少子化高齢化が進み人口減少社会が到来した社会状況の中で、子どもを巻き込んだ事件や虐待、高齢者や障害のある人をねらった悪質な商法の発生、自殺やひきこもり、家庭内暴力の増加など、日常生活における福祉課題も複雑多様化しています。

また、高齢者支援における地域のニーズとして、要支援者等以外の高齢者、障害者、児童等がともにつどえる環境づくりが求められていることや、介護保険の総費用が急速に増大していることなどから、介護保険法(平成12年4月施行)の一部改正によって介護予防・日常生活支援総合事業の見直しが行われ、これまで以上に介護保険給付以外のサービスの活用や地域の見守り・支え合いの取り組みを考える必要性が出てきています。

そうした状況の中で、地域でだれもが安心して暮らし続けられるようにしていくためには、これまでのような行政による画一的なサービスで対応することが難しくなっています。そのため、地域の相互扶助(地域福祉)の機能を再構築し、地域における見守り活動を含むボランティア活動など、地域において持続可能な支援に取り組んでいくことが求められています。

本市は、全国的に人口減少が進む中で、人口が増加していますが、新興住宅街と旧来からの集落が混在しており、市民の意識や高齢化率など、地域によって大きく環境が異なる状況にあります。また、近い将来には、全国的な状況と同様に、急激に少子化高齢化が進むことも予想されています。

そこで、本市においては、地域でだれもが安心して暮らし続けられるよう、

「わたしたちのまち」において新しい助け合いが行われるまちづくりが求められ、特に個々の生活範囲において行われる様々な活動は、地域社会のつながりを築いていく上で、市民の役割が再認識され、重要視されています。

そうした中、本市では、平成17年に第1次地域福祉計画を策定し、関係者を中心に様々な取り組みが進められてきました。社会状況の変化に応じて複雑多様化した地域課題に対応していくため、行政の福祉サービス以外の支援が地域に応じて行われるなど、市民による新たな取り組みが生まれ、一定の成果があがっています。

この度、第2次地域福祉計画を策定していく上で、これまでの市民における福祉意識の向上や地域における取り組みなどを基盤とし、市民活動をはじめ、行政、地域福祉の推進を目的とする団体である社会福祉協議会や社会資源である社会福祉事業者等による重層的な支援体制(＝地域包括ケアシステム)を構築していくことなど、様々な施策によって、地域福祉のさらなる発展をめざしていきます。

(2) 地域福祉計画

平成12年6月に、新しい社会福祉の考え方に基づいた地域福祉の推進を定めるため、従来の社会福祉事業法(昭和26年6月施行)が抜本的に見直され、「社会福祉法」として改正されました。この改正により「地域福祉の推進」が位置づけられ、「市町村地域福祉計画」の策定が規定されました。

本市では、社会福祉法の理念に基づき、平成17年に「日進市地域福祉計画(計画期間：平成17年度～平成26年度)」(以下「第1次計画」という。)を策定し、様々な取り組みが進められています。

また、地域福祉計画については、平成19年の厚生労働省通知により、計画に盛り込むべき項目に「要援護者支援」が追加され、これにより日頃から要援護者の情報を把握し、民生委員児童委員等と情報共有を図ることで、要援護者が安心して地域で生活できるようにすることが求められています。

さらに、平成27年度に施行される生活困窮者自立支援法により、生活困窮

者の「自立支援」についても計画に盛り込むこととなっており、新たな制度や施策への対応も求められています。

(3) 地域福祉活動計画

「地域福祉活動計画」は、社会福祉協議会が市民に対して実施する地域福祉に関する具体的な活動を定める計画です。社会福祉協議会は、社会福祉法第109条において「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として位置づけられています。

日進市社会福祉協議会(以下「社協」という。)は、昭和61年2月に社会福祉法人格を取得して以来、市民や各種福祉団体等の理解と協力によって運営されており、本市の在宅福祉や地域福祉の中核的な団体として活動を展開しています。

社協の計画としては、平成10年4月に「ふれあいネットワークプラン21」を策定し、平成18年3月に「日進しあわせプラン(第1次日進市地域福祉活動計画)」を策定しています。平成20年度に第2次活動計画として見直しを行い、平成23年に第3次の活動計画を策定しています。

これまでの活動計画は、地域福祉において社協が積極的な役割を果たす活動指標として、計画に基づいた各種事業が実施されています。

今後は社会福祉法の主旨からも、市全体の地域福祉を推進する中心的な役割を社協が担っていくことになるため、市民が身近な地域の福祉課題を発見し、必要な社会資源を生かして自ら課題解決に向けた取り組みが進められるよう、社協において、よりきめ細かな地域福祉活動の展開と支援が求められています。

(1) 計画の根拠

本計画は、社会福祉法第107条に規定する「市町村地域福祉計画」と法第109条に規定する社協の「地域福祉活動計画」を一体的に策定するものです。

(2) 各計画の一体的な策定と役割

これまでは、市と社協が別々に「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」を策定してきましたが、それぞれの役割があいまいな状況となり、地域福祉を推進する上で弊害のひとつとなっていました。

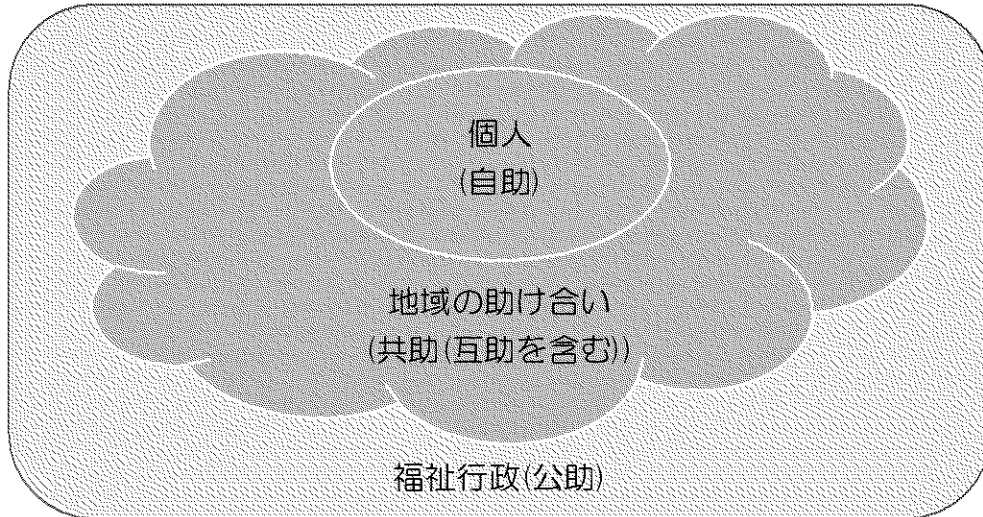
各計画は地域福祉の推進を目的とし、密接に関連していることから、めざすべき方向を合わせ、行政と社協のそれぞれの役割を明確にした上で、一体的に取り組むことが必要と考え、今回から協働で計画を策定していきます。

本計画は、「地域福祉計画」を基本計画(方針部分)とし、「地域福祉活動計画」を実施計画(活動部分)として、それぞれの役割を担うものとしています。また、行政の画一的な支援(公助)では不足したり、充分に対応できないサービスを、地域の力(共助)で支援していくことをめざしていきます。さらに、地域における市民自らの取り組み(自助)を尊重し、地域福祉を推進するための指標となる計画をめざすとともに、関係する福祉分野の個別計画の基本理念や地域福祉推進のための施策や取り組みを、総合的に包括していく計画となります。

【地域福祉の補完性】

個人でできることは自ら行う。
 地域でできることは地域で行う。
 行政でできることは行政が行う。

市民主体の自治の推進



自助：他の人に頼らず、自らの収入等において、自らの生活を支え、自らの健康を維持していくこと

共助：地域社会における相互扶助(隣近所や友人、知人とお互いに助け合う)やNPO、ボランティア、社会福祉法人などによる支え合いのこと

公助：福祉・保健・医療その他の関連する施策に基づく、公的な支援やサービス提供のこと

(3) 地域社会における「互助」の重要性

これまでは、自助、共助及び公助の組み合わせによって、地域社会を支えるとの認識が一般的でしたが、社会情勢の変化や、核家族化の進展に伴い独居者が増加すると見込まれる中で、「共助」の中にも社会保険のような制度化された相互扶助に対して、近隣の助け合いやボランティア等の相互扶助については「互助」として、地域での世代間を超えた人々との間の「顔の見える」助け合いにより行われる「互助」の重要性が求められています。

本計画書においては、どちらも「共助」として記載していますが、「互助」という概念については、あくまで個人の自発的意思によって他を思う気持ちの発露として行われるものであり、さらに、地域コミュニティのつながり、絆の

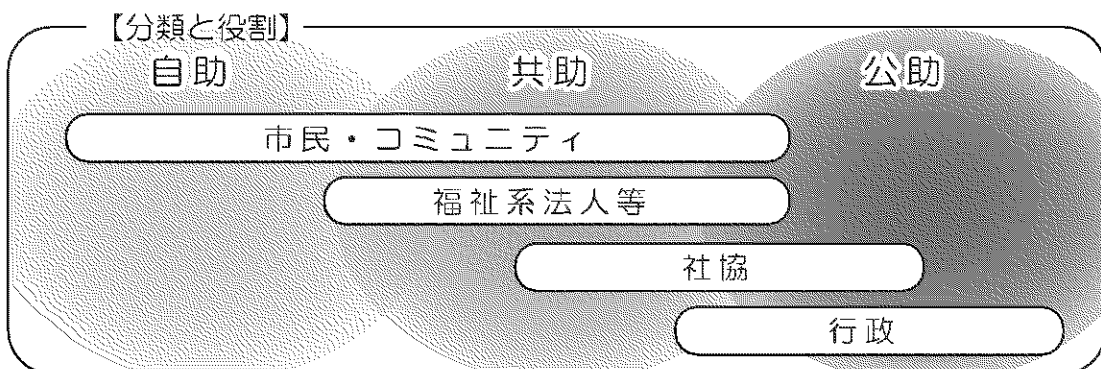
再構築に向けても重要な役割を果たすものとして、今後は位置づけることができると考えています。

(4) 実施主体の分類と役割

本計画では、本市の自治の基本事項を定めた日進市自治基本条例第3条に定義されている「市民」と「コミュニティ」のうち、活動する主体の性格とその活動内容をわかりやすく表現するために、地域において福祉活動を行うことを目的とする団体などである「福祉系法人等」(※)、地域福祉の推進を図ることを目的とした団体であることが法的に位置づけられている「社協」、そして「行政」の分類で整理しています。

※福祉系法人等：福祉事業者、NPO法人、企業をいいます。

- 日進市自治基本条例第3条(定義) 抜粋
- (1) 市民 市内に居住する者又は市内で学ぶ者、働く者、事業を営むもの若しくは活動を行うもの等をいいます。
 - (2) 協働 共通の目的を持つものが、それぞれの役割と責務を自覚し、相互に補完し、及び協力することにより、課題解決を図ることをいいます。
 - (3) コミュニティ 住民自治組織等地域の問題を自ら解決することを目的とする集団又はNPO等の活動内容若しくはテーマを主なつながりとする集団をいいます。
 - (4) 市民自治活動 市民が、住みよいまちづくりをめざし、自主的に行う多様な公益的活動をいいます。



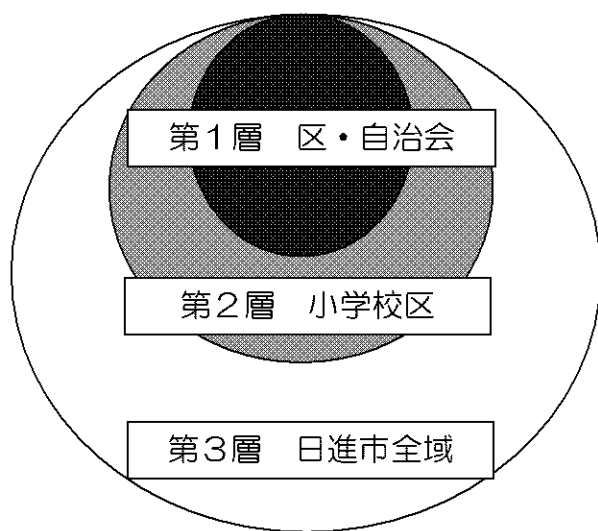
(5) 地域範囲の設定

「地域」と一口で言っても、人によってイメージする概念や捉え方は様々です。自分の家から向こう3軒両隣くらいと考える人もいれば、区・自治会や市の区域の範囲と考えている人もいますが、それらはすべて「地域」であることには変わりはありません。

「地域」とは、そこに住む人の居住環境や交友関係、移動手段の有無などによって様々であるため、「地域」の課題と言っても、その範囲によって課題解決に必要なことは異なります。

本計画では、「地域」の範囲のあり方を整理する中で、市民自治組織の活性化に向けた支援を重要な課題として考え、地域を次の3つの階層に分けて、考えています。

【地域範囲の階層イメージ】



<第1層>区及び自治会

(19区と35自治会)

自治会を内包する区、自治会と区
の連携も地域性があります。

<第2層>小学校区(9学区)

校区内に存在する各種団体が連携
し、地域課題に対応していくこと
が可能です。

<第3層>日進市全域

公的な制度サービス(介護保険等)
や市の福祉サービスを、適切な形
で受け取ることが可能です。

<第1層>区及び自治会

生活の場と考えられる範囲として、身近な自治組織の「区・自治会」があります。ここでは、日常生活の困りごとが地域の住民間で共有ができて、困って

いる人の顔が見え、互いを支え合える範囲と考えます。

生活の場の中でお付き合いをしている隣近所の人や民生委員児童委員、ボランティア、老人クラブ、子ども会など、地縁に基づいた人たちを中心として、市民が困ったときには、できることから互いに支え合えるようなつながりを築くことが大切です。

＜第2層＞小学校区

「小学校区」には、小学校を地域の拠点として、家庭教育推進委員会や防災訓練連絡会など校区内連携組織がいくつもあり、そこにはPTAなどの若い世代が中心となって活動している団体も参加しています。第1層では解決できないような地域課題に対して、若い世代の協力を得ながら、互いの区や自治会を支援し合い、既存組織と連携し、課題にに応じてつながりも広がっていくことが考えられます。

また、本市の特徴として小学校区の境界線が区・自治会の境界線と異なる地域がありますが、地域福祉においては、市民の自主的な活動を尊重し、どちらの取り組みも選択できるようなゆるやかな境界と考え、互いの取り組みの良いところを各階層に生かすといった利点もあると考えています。

＜第3層＞市全域

第2層を取りまとめ、全市的な活動を行う圏域として、「市全域」があります。市には、数多くの委員会や協議会が存在しているため、分野ごとの情報を共有し、調整機能を持つことで、社会資源の開発や虐待などの困難事例への対応ができると考えています。

(6) 市の他計画との関連と位置づけ

本計画は、「日進市総合計画」を上位計画とし、「にっしん高齢者ゆめプラン」「障害者基本計画」「次世代育成支援計画」「いきいき健康プランにっしん21」など、市の保健福祉分野の計画をはじめ、「教育振興基本計画」「男女平等推進プラン」などを横断的につなぎ、地域福祉に関連する施策・事業の総合的な推進が図れるように策定しています。

第5次日進市総合計画

将来都市像

『いつまでも暮らしやすい みどりの住環境都市』

基本
目
標

- 1 子育て・健康長寿を支えるまちづくり
- 2 安全・安心で、自然と共生した暮らしの実現
- 3 快適で利便性の高い持続可能な都市づくり
- 4 暮らしを支える産業の振興
- 5 次代を担う人を育み、生涯学び続けられる環境づくり
- 6 市民自治力と行政経営力の向上

第2次日進市地域福祉計画

理念・方向性

- ◇生活困窮者自立支援方策
- ◇要援護者の支援方策
- ◇地域福祉活動への住民参加
- ◇社会福祉事業の健全な発達
- ◇福祉サービスの利用推進

にっしん高齢者ゆめプラン

障害者基本計画・障害福祉計画

次世代育成支援計画

子ども・子育て支援事業計画

いきいき健康プランにっしん21

教育振興基本計画

男女平等推進プラン

生涯学習4Wプラン

環境基本計画

食育推進計画

地域防災計画

都市マスタープラン など

一体的な策定

第4次日進市地域福祉活動計画

具体的な取り組み

日進市社会福祉協議会

①第5次日進市総合計画における位置づけ

平成23年度～平成32年度を計画期間とする「第5次日進市総合計画」では、「いつまでも暮らしやすい みどりの住環境都市」を将来都市像として定めています。また、6つある基本目標の一つに「子育て・健康長寿を支えるまちづくり」を掲げており、その中に「地域福祉」が位置づけられています。

本市は、若い世代が多く住む地域と高齢化が進む地域が混在し、その地域の実情に見合った地域福祉を進めていくことが望まれています。さらに、新たな課題である生活困窮者については、低所得者支援として、生活支援や就労支援を含んだ総合的な支援の取り組みが必要です。

「地域福祉」の施策がめざす将来の姿

- 市民一人ひとりがお互いの暮らしを尊重し、支えあえる地域になっています。
- だれもが安心して暮らし続けられる地域になっています。

②第5期にっしん高齢者ゆめプラン(日進市高齢者福祉計画・介護保険事業計画)(平成24年度～平成26年度)(第6期:平成27年度～平成29年度)

老人福祉法及び介護保険法を根拠とし、主に高齢者福祉に関する市の方針等を定めた計画です。

本計画での主な関連施策・・・「地域支え合い体制づくりの推進」等

③第2次日進市障害者基本計画(平成21年度～平成30年度)

障害者基本法を根拠とし、主に障害者福祉に関する計画です。

本計画での主な関連施策・・・「障害に対する理解促進とまちづくりや市政への参加保障」等

④第3期日進市障害福祉計画(平成24年度～平成26年度)(第4期:平成27年度～平成29年度)

障害者総合支援法を根拠とし、主に障害福祉サービスに関する計画です。

本計画での主な関連施策・・・「地域生活支援事業」の一部

⑤日進市次世代育成支援計画(平成17年度～平成26年度)

(子ども・子育て支援事業計画:平成27年度～平成36年度)

次世代育成支援対策推進法を根拠とし、主に児童福祉に関する計画です。

本計画での主な関連施策・・・「すべての子育て家庭を支援する仕組みづくり」等

⑥第2次いきいき健康プランにっしん21(平成26年度～平成35年度)

健康増進法を根拠とし、主に保健・健康づくりに関する計画です。

本計画での主な関連施策・・・「みんなで支える健康づくり」等

⑦教育振興基本計画(平成25年度～平成32年度)

教育基本法を根拠とし、主に家庭教育、学校教育、生涯学習に関する計画です。

本計画での主な関連施策・・・「安全で安心して学ぶことができる教育環境の整備」等

⑧男女平等推進プラン(平成23年度～平成32年度)

日進市男女平等推進条例を根拠とし、主に男女平等推進やワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)に関する計画です。

本計画での主な関連施策・・・「地域活動の場における男女平等を推進」等

⑨生涯学習4Wプラン(平成24年度～平成28年度)

主に生涯学習に関する計画です。

本計画での主な関連施策・・・「多様な生涯学習の場・機会の提供」等

⑩環境基本計画(平成16年度～平成35年度)

日進市環境まちづくり基本条例を根拠とし、主に生態系や自然環境・生活環境に関する計画です。

本計画での主な関連施策・・・「コミュニティ」等

⑪第2次食育推進計画(平成26年度～平成30年度)

食育基本法を根拠とし、主に食生活に関する計画です。

本計画での主な関連施策・・・「食を通じて豊かな『心』を育みます」等

⑫地域防災計画

災害対策基本法を根拠とし、主に各種災害時の防災対策に関する計画です。

本計画での主な関連施策・・・「災害時要援護者の安全対策に関する計画」等

⑬都市マスタープラン(平成23年度～平成32年度)

都市計画法を根拠とする、まちづくりに関する計画です。

本計画での主な関連施策・・・「“にぎわい”と“ふれあい”を生み出す新たな『都市拠点』の形成」等

(7) 計画の期間

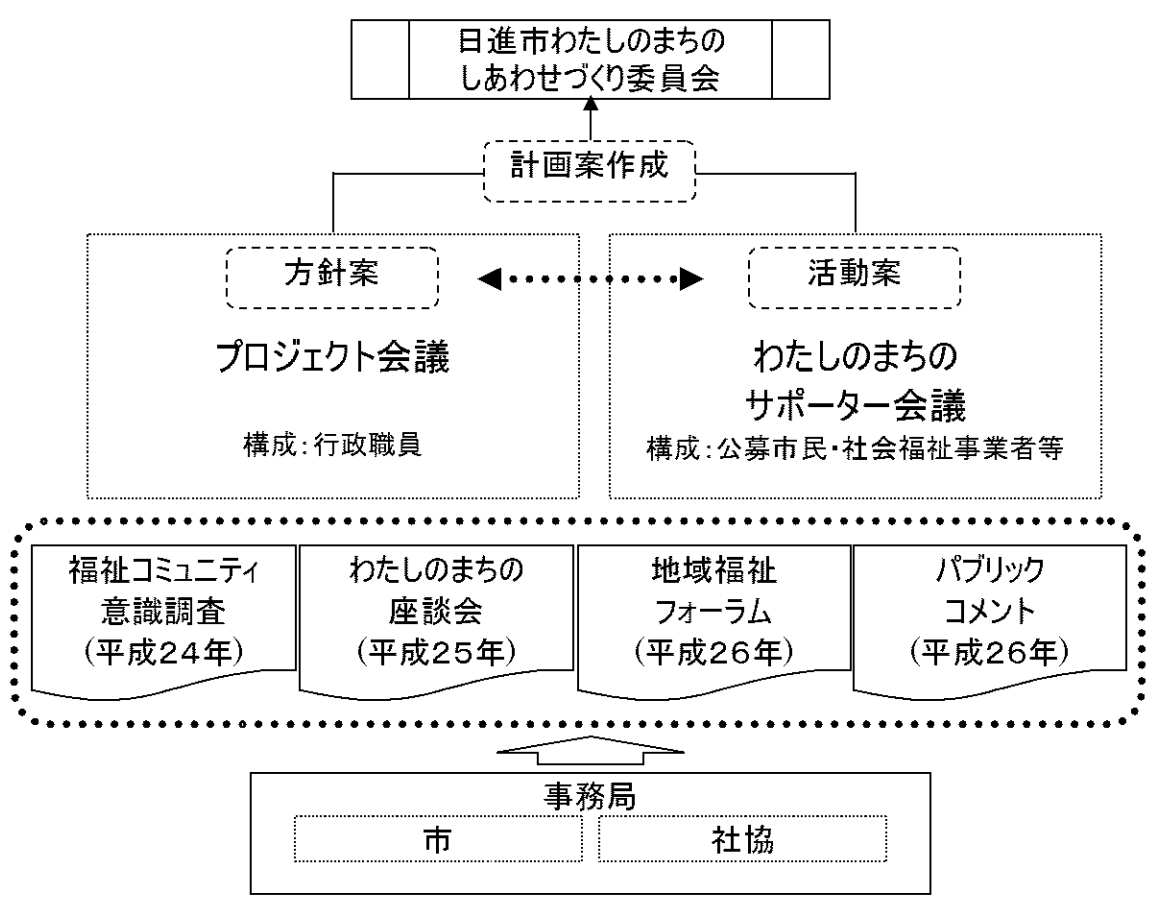
本計画の期間は、平成27年度～平成36年度の10年間とし、5年目の平成32年度には地域福祉活動計画の中間見直しを行います。

ただし、社会状況や本計画の進捗に合わせ、必要に応じて見直しを実施します。

3 計画の策定体制

地域福祉計画及び地域福祉活動計画は、市民との協働が重要であり、本市では、次のような体制・手法を採り入れ、市と社協とが連携・協働して策定しました。

計画策定にあたっては、地域福祉計画と地域福祉活動計画の2つの計画を一体的な内容としていくため、意識調査や地域座談会を市と社協が協働で行い、計画策定委員会についても一体化しています。



■ 計画策定委員会

地域福祉に関わる様々な分野からの意見を計画に反映するため、学識経験者、教育関係者、社会福祉関係者、ボランティア団体、公募市民等による委員で構成する「日進市わたしのまちのしあわせづくり委員会」を設置し、計画に対するご意見を伺いました。

■プロジェクト会議

地域福祉に関連する他計画との整合を図るため、行政職員による委員で構成する「プロジェクト会議」を開催し、本計画の方針案について検討しました。

■サポーター会議

公募市民や社会福祉事業者等による委員で構成する「サポーター会議」を開催し、並行して開催される「プロジェクト会議」と情報共有を図りながら、地域の課題を検討・協議し、行動計画としての活動案を策定しました。

■福祉コミュニティ意識調査

この調査は、市民が安心して住み続けることができる地域にするために、地域における助け合いや福祉活動、周辺の居住環境の実態を明らかにし、どのような政策や行政サービスが求められるのかを検討することを目的とし、愛知学院大学政策科学研究所が市と社協の協力のもとに実施しました。

■地域座談会

市民自らが地域の課題や特性を明確にし、各課題について緊急度と重要度という視点で優先順位を話し合う場として、「日進市わたしのまちの座談会」を各小学校区9地区で開催しました。

■パブリックコメント

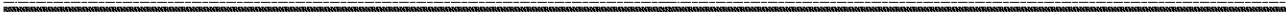
委員会等からのご意見を反映した計画の案について、市民からの意見聴取のためにパブリックコメントを実施しました。

■地域福祉フォーラム

地域福祉の理解を広げることを目的として毎年開催されていましたが、平成26年度においては、本計画の策定に向けたキックオフイベントとして開催しました。

4 名称「にっしん幸せまちづくりプラン」について

本計画は、「地域福祉」という市民の日常における生活全般に関わる内容の計画書です。日常生活において、日々の暮らしや様々な市民活動を行っていく中で、あえて「地域福祉」を意識している人は多くはないと思います。しかしながら、日常の暮らしや日々の市民活動が結果として地域福祉につながっているということ、そして、だれもが少しずつでも「地域福祉」の視点を持ってもらうため、さらに、広く市民に親しまれ、愛着を抱いていただけるようにするため、本計画の名称を「にっしん幸せまちづくりプラン」としました。



第2章

現状と課題

1 全国の地域福祉における現状と課題

我が国の人口は2004年をピークに徐々に減少しており、2055年には9,000万人を割り込み、高齢化率は40%を超えると推計されています。

また、少子高齢化が一層進行する2060年には1人の高齢者を1.3人が支える社会構造になると想定されています。

その中で現在、全国における地域福祉に係る課題としては次のようなものがあります。

<孤立死>

死亡後に長期間発見されない孤立死が各地で発生し、社会問題化しています。単身高齢者や高齢者夫婦のみの世帯が増加しており、支援を望まない単身者の増加等の様々な要因が考えられます。そのため、単身者や高齢者世帯等の地域からの孤立の防止が求められています。

<徘徊・行方不明>

認知症高齢者等が徘徊し、行方不明や死亡に至るケースがみられます。地域の理解不足などもあり、発見から保護に時間がかかることが原因の一つと考えられます。そのため、地域の人々による認知症の理解と早期発見が求められています。

<高齢者や障害者虐待>

市町村等が対応する高齢者や障害者に関する虐待相談・通報件数が増えています。一方で被虐待者自ら訴えることは少なく、また、虐待されている自覚がない者も少なくないとも言われています。そのため、孤立している介護世帯等の早期発見と支援が求められています。

<児童虐待>

児童相談所の児童虐待に関する相談対応件数も増えています。過去、表面化した児童虐待の死亡例のうち、心中以外の虐待死において3歳以下の子どもが全体の約7割を占めています。そのため、子育てへの心理的負担感軽減のための支援が必要とされています。

<障害者の地域移行等>

現在、福祉施設から自宅やグループホームなどへの地域移行が進められています。また、障害者権利条約の批准や障害者差別解消法が施行されましたが、地域における障害者への理解はまだ充分とは言えません。そのため、地域の受け皿づくりが求められています。

<消費者被害>

消費者被害件数としては20～30歳代に多く、一方で、金額においては中高年齢者層の被害が深刻で、特に一人暮らしの高齢者が標的になりがちです。また、被害の自覚のない人も多く、消費生活相談センター等に相談しない高齢者や障害者の存在が考えられます。そのため、身近な相談者、生活変化を察知できる関係の構築が求められています。

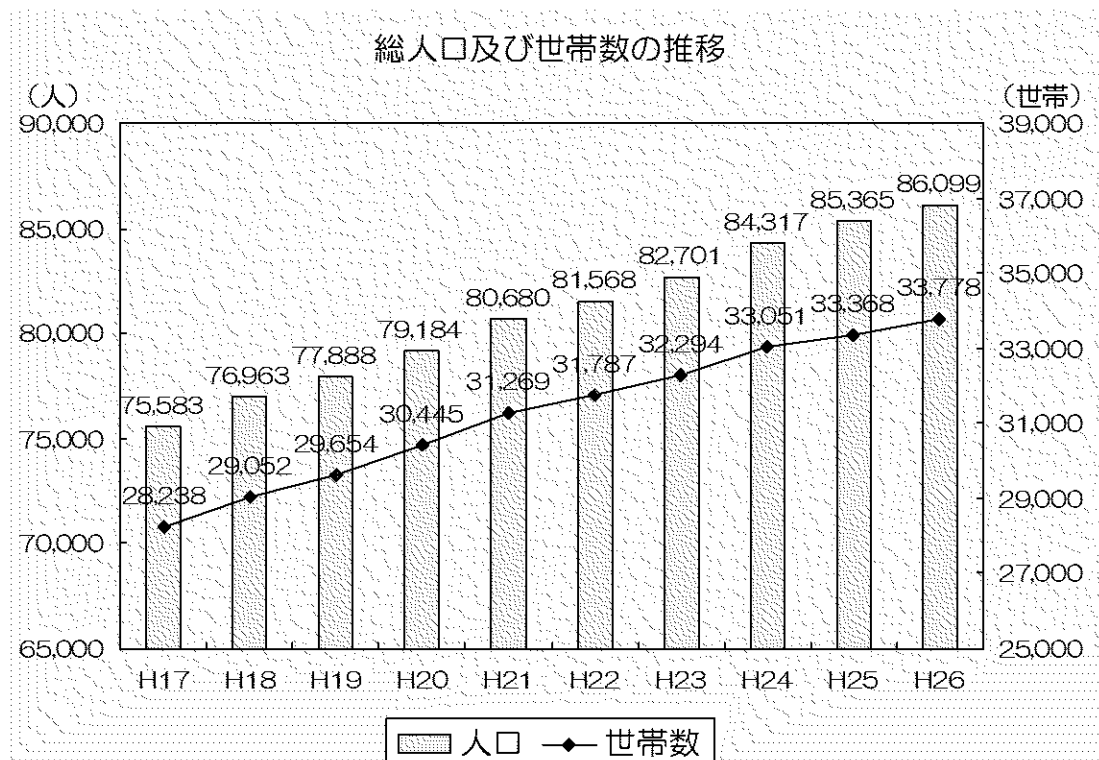
<災害時要援護者>

大規模災害(地震・風水害等)では、多くの高齢者等が犠牲となる可能性が懸念されています。そのため、高齢者、障害者、外国人等の災害時要援護者の避難支援や、災害時に力を発揮する日常的なつながりや支え合いが求められています。

出典：厚生労働省作成資料より

(1) 総人口及び世帯数の推移

本市の総人口は増加を続けており、平成26年の人口は86,099人、世帯数は33,778世帯となりました。



資料：住民基本台帳人口（各年4月1日現在。
平成24年までは外国人登録人口含む）

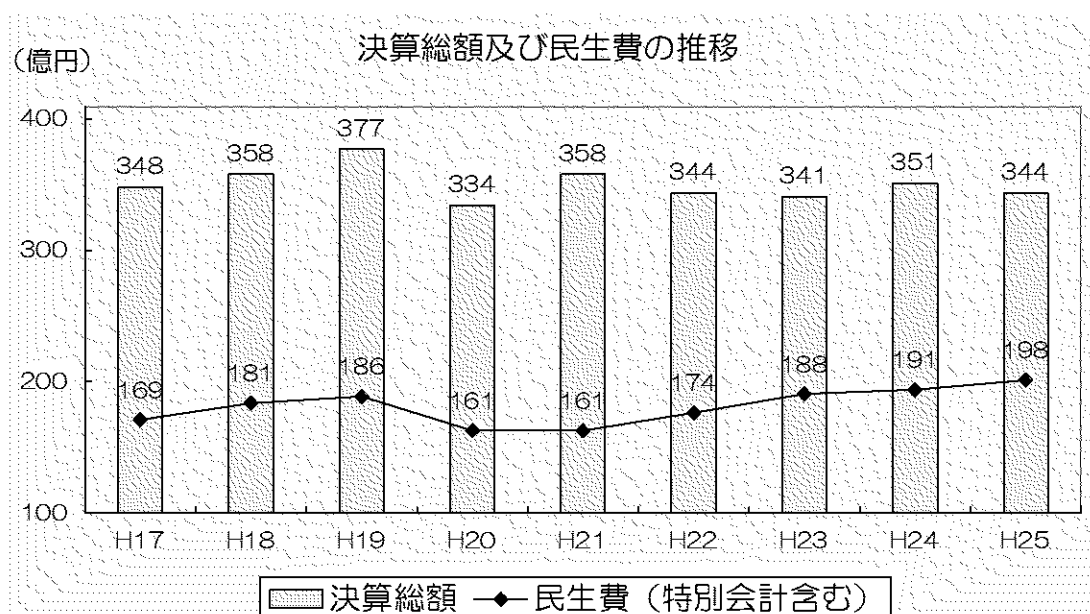
また、本市の将来推計人口における65歳以上の割合は、平成26年度以降19%付近で落ち着いていきますが、75歳以上の割合は上昇し、平成37年には11.4%と平成17年当時のほぼ倍になることが予測されています。

（その他、地域福祉に関する各種データは資料編をご覧ください。）

(2) 決算総額及び民生費の推移

本市の決算総額における社会保障経費である民生費については、平成20年度に医療制度改正等に伴う減少がみられますが、総じて年々増加傾向にあります。

現状のままでは、障害福祉サービスや介護保険サービス等の事業費が大幅に増加していくことが予測され、今後も社会状況の変化等によるさらなる社会保障経費の増大が見込まれるため、より効率的かつ効果的な施策が展開されるよう、既存施策の見直しや転換等が求められています。



(3) 市内の社会資源

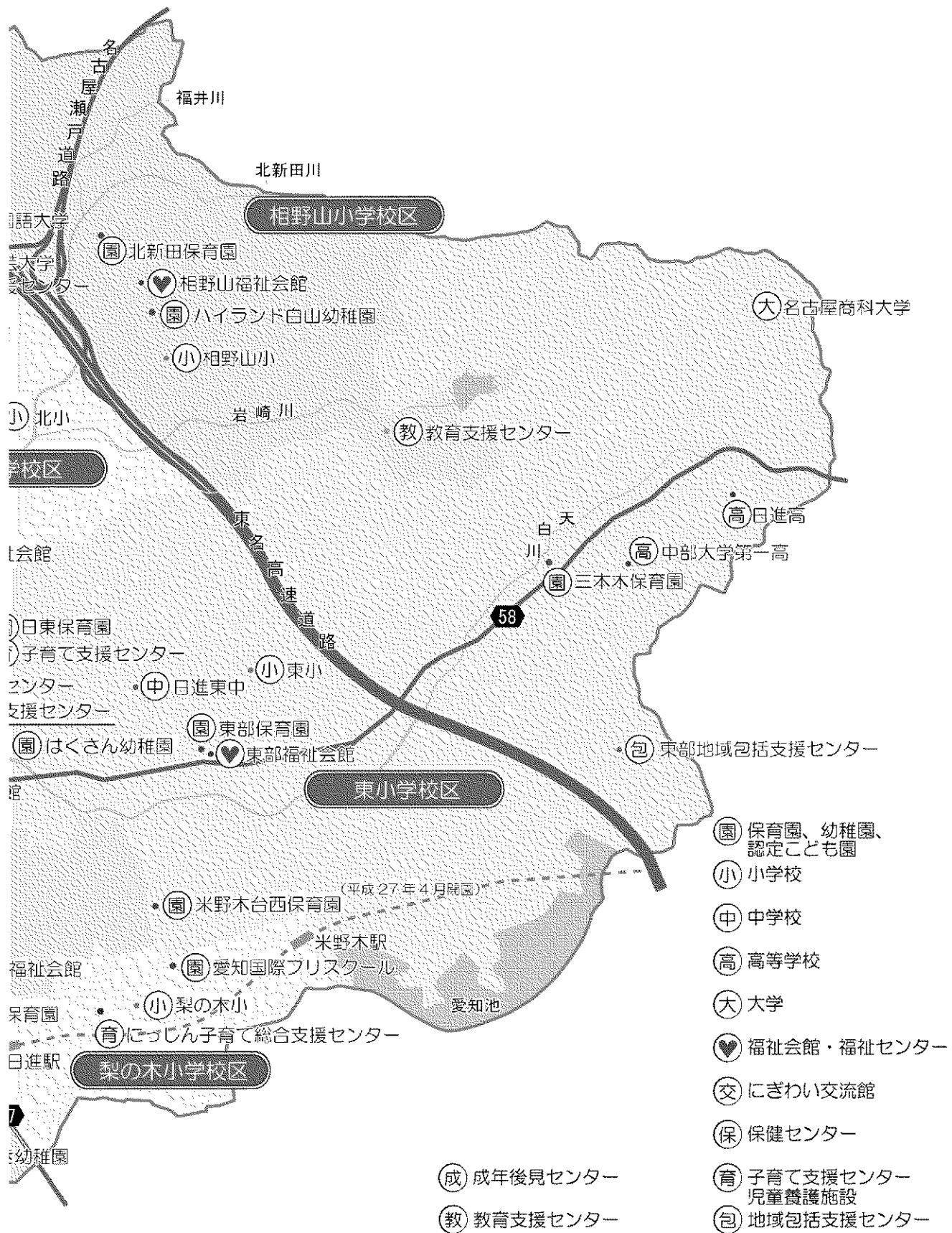
本市における社会資源を日進市地域社会資源一覧地図と日進市世代別・小学校区別地域社会資源散布図に示します。小学校区毎の特徴をみることができます。

【日進市地域社会資源一覧地図】

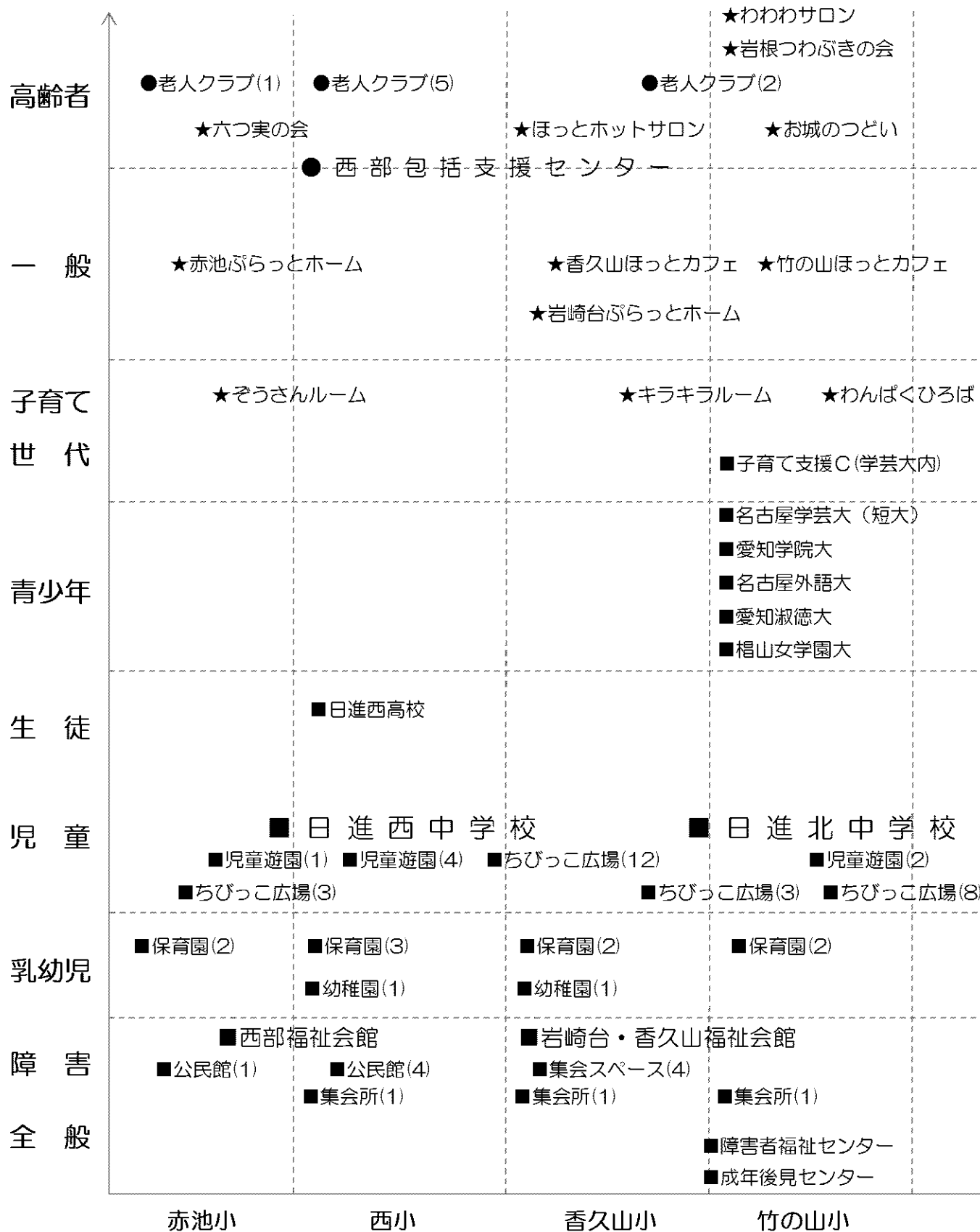
日進市における地域社会資源を小学校区ごとにまとめ、地図の上で整理します。

保育園、幼稚園、認定こども園、
 小学校、中学校、高等学校、大学、
 福祉会館・福祉センター、
 にぎわい交流館、
 保健センター、
 子育て支援センター、
 児童養護施設、
 地域包括支援センター、
 教育支援センター、
 成年後見センター
 の位置を示しています。

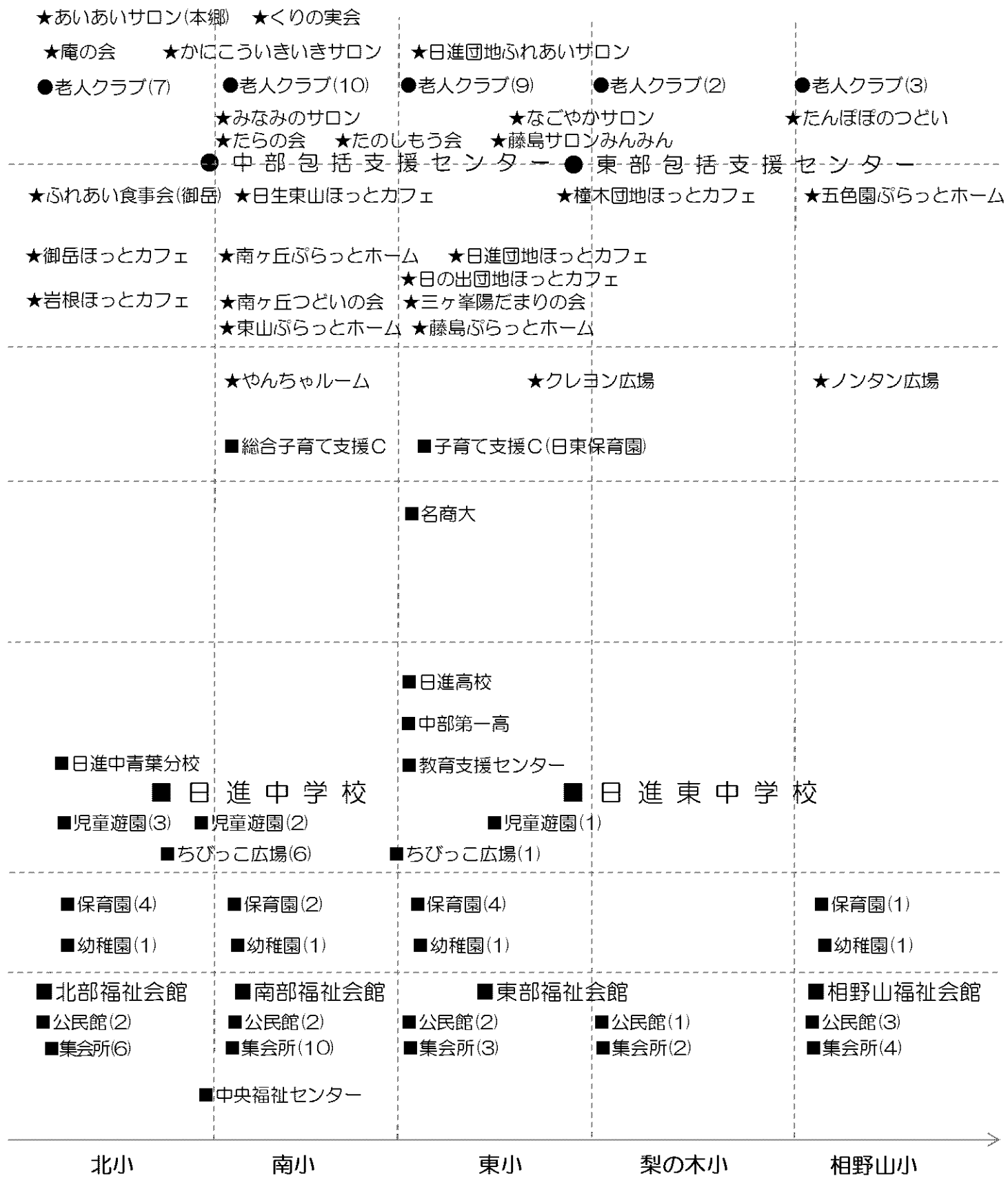




【日進市世代別・小学校区別地域社会資源散布図】（●組織・団体 ■場所 ★活動）



第2章
現状と課題



(1) 福祉コミュニティ意識調査とわたしのまちの座談会の結果から

平成24年に行った「福祉コミュニティ意識調査」と平成25年に行った「わたしのまちの座談会」の結果から、それぞれの小学校区にみられる主な特徴と課題を整理しました。(各課題は重要度・緊急度がともに高いものを抽出しています。)

福祉コミュニティ意識調査では、各小学校区における特徴が明らかになり、わたしのまちの座談会では、地域特性による課題の差が出ています。ただし、今回の座談会の意見は、あくまでも一部の課題であり、また、小学校区という比較的広い範囲を「地域」として捉えているものです。

例えば、「地域」を狭い範囲で考えるなら個々の意見も通りやすく、多様性への対応もしやすい反面、組織的な対応がしづらいという面があります。また、広い範囲で考えた場合、「地域」を支える人も多くなり、組織的に対応できる反面、多様性への対応が難しくなるなど、「地域」の範囲に応じてメリットデメリットがあります。

地域の課題を協議する上で、少し広い範囲の方が、解決に向けたお互いの歩み寄りがしやすいというメリットがあります。そうしたメリットを踏まえて、本計画においては、主に小学校区という小学生が徒歩で通える範囲を、地域福祉を推進する「地域」の範囲として設定しています。

※調査や座談会についての報告詳細については、別冊の「日進市福祉コミュニティ意識調査報告書」「わたしのまちの座談会成果報告書」をご覧ください。

相野山小学校区

福祉コミュニティ意識調査からみえる主な特徴

- 持ち家が多い
- 日用品を買える店が徒歩10分以内に少ない
- 何らかの地域活動をしている人が多い
- 65歳以上と同居が多い

座談会からみえる主な課題

子どもの安全・遊び場/地域のコミュニケーション/独居を含む高齢者問題/交通/地域医療のあり方/地域の買い物

東小学校区

福祉コミュニティ意識調査からみえる主な特徴

- ・ 単独世帯が多い
- ・ 地域自治組織への参加率が低い
- ・ 地域の人顔も知らない人が多い

座談会からみえる主な課題

コミュニケーション/子供の遊び場に関すること/移動手段が乏しい/安心安全な道/移動対策・公共交通問題/道路整備(車道・歩道・自転車道)/住(周辺)環境

北小学校区

福祉コミュニティ意識調査からみえる主な特徴

- ・ 持ち家が多い
- ・ 65歳以上と同居が多い

座談会からみえる主な課題

町をきれいに/独居問題 /防犯・見守り/地域のつながり/防災/みんなの交流の場/地域で活動する人の掘り起こし/移動手段/情報/外出の支援/生活道路の整備

南小学校区

福祉コミュニティ意識調査からみえる主な特徴

- ・ 持ち家が多い
- ・ 65歳以上と同居が多い

座談会からみえる主な課題

高齢者問題(日常生活)/心の支援/災害対策/交通利便なまち

梨の木小学校区

福祉コミュニティ意識調査からみえる主な特徴

- 三世帯世帯が少ない
- ひとり親と未婚の子世帯が多い
- 小・中学生が多い
- 借家・集合住宅が多い

座談会からみえる主な課題

遊び場が少ない/行政指導が十分でない(自治組織)/地域の交通安全を考える/防災活動/ふれあい活動/交通安全・防犯・防災/マンションに自治組織が無い/地域のコミュニケーション不足に関して/地域の交通安全を考える/道路・歩道の整備/情報提供の方法/環境問題

香久山小学校区

福祉コミュニティ意識調査からみえる主な特徴

- 小・中学生が多い

座談会からみえる主な課題

近所づきあい/交通安全・交通マナーの向上/地域のつながりがうすい・世代間交流・役員ボランティア/あなたのマナーは大丈夫ですか？ゴミ・ペット・モラル/災害時支援活動/世代間交流/高齢者問題(訪問)

竹の山小学校区

福祉コミュニティ意識調査からみえる主な特徴

- 未就学児が多い
- 収入・家計が不安に思う人が多い
- 地域自治組織への参加率が低い
- 地域の人顔も知らない人が多い

座談会からみえる主な課題

安心・安全/地域自治会/地域住民のつながり/もっと光を！/公共交通

赤池小学校区

福祉コミュニティ意識調査からみえる主な特徴

- ・ 単独世帯が多い
- ・ 地域の人顔も知らない人が多い

座談会からみえる主な課題

隣組とのつながり(既存組織)/新たなつながりをどう作るか/防犯/人づきあい/高齢者対策/子ども人口の増加

西小学校区

福祉コミュニティ意識調査からみえる主な特徴

- ・ 持ち家が多い
- ・ 65歳以上と同居が多い

座談会からみえる主な課題

ゴミ出しのマナーの悪さ/生活環境/高齢者の支援/防犯対策/災害時の支援対策/地域の見守り/道路関連インフラの整備(広さ、渋滞、景観など)/生活環境

上記のほか、福祉コミュニティ意識調査では、全市的な特徴として「夫婦と未婚の子世帯が約5割」「名古屋市で働く人が約4割」「ボランティア活動をしていない人が8割超」といったことも明らかになっています。

わたしのまちの座談会から、全市的な共通課題の多くは、独居を含む高齢者の問題や防災・防犯の協力についてです。有事の際の助け合いの必要性は感じているが、隣近所で助けを求める声に地域での対応ができていないということも想定されます。

また、各小学校区において特徴のある課題としては、買い物する場所や交通手段の確保があります。本市の中でも比較的市街化された地域においては、交通問題においてもマナーや利便性の向上などが課題としてあげられていますが、生活の維持に必要な交通問題とは意味合いが異なっています。

同様に、区や自治会との関わりについても多くの小学校区で課題となってい

ますが、梨の木小学校区の「借家や集合住宅が多い」と竹の山小学校区の「新しい自治会が求められている」では、自治組織のあり方や関わり方が異なっており、地域によって様々であることがわかります。

(2) 前計画の取り組みから

第1次計画(平成17年度～平成26年度)に掲げられた目標や課題について、これまでの計画の進捗状況と今後の展開方針を整理しました。

第1次計画では、3つの基本目標を実現するため、基本目標に対してそれぞれ5つから6つの基本施策を掲げ、地域福祉の推進を図ってきました。特に、重点プロジェクトとして、基本施策を横断する形で5つの重点プロジェクトが掲げられていました。

第1次計画で目標とした事業については、全体のうち97.5%の事業が何らかの形で着手・実施され、ほっとカフェやぷらっとホーム、南ヶ丘や御岳団地での福祉まちづくり協議会の発足、学生ボランティア等の人材育成などの取り組みが行われています。

一方で、第1次計画で残された課題としては、高齢化の進展やコミュニティの希薄化などの普遍的な課題をはじめとし、地域福祉の推進を目的とする団体である社協の役割の明確化や、それぞれ活動している団体同士のネットワークの強化、地域ごとで取り組んでいる活動をより広げるための仕組み、地域のコーディネーター役である社協のマンパワーの強化等が、今後の展開や事業推進における課題として挙げられています。

ここでは、その現状と課題について主なものを、次の「第1次地域福祉計画の成果と課題について」にまとめています。

第1次地域福祉計画の成果と課題について

基本目標と 重点プロジェクト	これまでの成果
(1) 地域福祉の活動の輪をひろげます！	<ul style="list-style-type: none"> ○スポーツ指導や健康指導などにスタッフや保健師等を派遣 ○災害時要援護者支援地域制度の整備 ○「にっしん市民教室」「いきいきシルバー教室」の開催 ○10代のしゃべり場の開催 ○三ヶ峯台団地内の地域通貨の実施 ○自主防災会等への支援 ○ふれあい農園開設支援補助金の実施
(2) 地域福祉の活動をささえます！	<ul style="list-style-type: none"> ○福祉実践教室の実施 ○小地域福祉活動への支援協力 ○地域活動学校開放事業の実施 ○コミュニティ推進事業補助金の実施
(3) 地域福祉の活動をつなぎ、大きな力に育てます！	<ul style="list-style-type: none"> ○自治基本条例と市民参加及び市民自治活動条例の制定 ○未来をつくる子ども条例の制定 ○ボランティア相談の開催 ○地域包括支援センターの設置 ○障害者福祉センターの設置

成果に対する事務局の評価	これからの課題
<ul style="list-style-type: none"> ・スタッフ派遣についてはきめ細かな支援がまだ不十分である。 ・災害時要援護者支援地域制度は各地域(区レベル)それぞれの方法で体制整備を行いつつある。ただし、これらが災害時に本当に機能するか検証が必要。 ・現状、地域通貨は市内でも三ヶ峯台団地のみ。広範囲(市内全域)を圏域とした制度に展開したい。 ・市民の自主的な活動に対して、より活動しやすく、参加を促すような情報提供、移動支援が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ●限られた予算と人員での活動支援スタッフや支援体制整備 ●平常時の要支援者に対する地域の体制整備 ●ボランティアポイント制度の拡充 ●公共を含めた市民の移動手段の確保と改善
<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉に関する住民意識が低い(全国的な地域福祉の課題が本市にはまだ先の話と捉えられている)。 ・小地域福祉活動の場、拠点が不十分。 ・既活動団体でも担い手、リーダーの不足の問題がある。 ・ふれあい区構想の全市画一的な実施ではなく、各地域に適したシステムの検討が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ●地域と関係機関・団体とをつなぐコーディネーター役人材の育成 ●民生委員制度を補完する体制整備
<ul style="list-style-type: none"> ・「市民参加」と「市民自治活動の支援」等の一定のルールができた。 ・高齢者、障害者、児童等、各分野の相談窓口の設置は進んでいるが、総合相談窓口設置は未設置。 ・重層的な問題を抱える対象者の相談窓口もしくは問題解決の仕組みが、行政においても地域においても必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ●市民活動相談とボランティア相談の情報共有 ●地域の困難事例に横断的に対応できるシステムの構築

基本目標と 重点プロジェクト	これまでの成果
①小地域福祉活動の促進	○福祉政策係等の設置 ○南ヶ丘まちづくり協議会と御岳福祉まちづくりの会の発足
②居場所づくり	○ぷらっとホームの実施 ○ほっとカフェへの支援協力
③地域福祉活動支援・助成制度の 充実	○市民自治活動推進補助金の実施 ○ふれあい・いきいきサロンモデル事業助成の実施 ○地域活動助成事業の実施
④社会福祉協議会との協働	○地域福祉活動計画の策定 ○社協への各種事業委託の実施
⑤地域福祉を支える元気な市民 の交流	○地域福祉計画を進める市民会議の開催 ○地域福祉フォーラムの開催 ○ほっとカフェ等運営者情報交換会の開催

重
点
プ
ロ
ジ
エ
ク
ト

成果に対する事務局の評価	これからの課題
<ul style="list-style-type: none"> • 社協自体の認知度が低い。 • 地域の自治組織における小地域福祉活動に対する理解不足がある。 • 拡がらない小地域福祉活動の支援方法を見直す必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 小地域福祉活動の全市的な拡大 ● 社協の市民活動への関わりの強化
<ul style="list-style-type: none"> • 徐々に拡がりつつあるが、今後も継続可能な支援方法(補助金、拠点等)の検討が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域の居場所の全市的な拡大
<ul style="list-style-type: none"> • 活動実態の継続的な把握ができていない。 • 情報提供が不十分。どこでどんな支援が受けられるかがわかりづらい。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民の活動実態の把握と適切な支援方法の検討
<ul style="list-style-type: none"> • 社協の計画とは別に策定しているため、計画と事業実施の効率的な連携が不十分であり、推進体制の強化も必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 社協の地域福祉の支援体制の強化
<ul style="list-style-type: none"> • 担い手の高齢化と、各種会議やフォーラムのマナー化がある。 • 新たな横のつながりを創造していく必要がある。 • ただし、劇的な改革よりも、ゆるやかで無理のない交流が望まれる。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 持続可能な取り組みや活動支援方法の検討 ● 各ボランティア団体等のネットワーク強化

(3) ふれあい区構想と地域包括ケアシステム

第1次計画に掲載されている「(仮称)ふれあい区構想」(※1)に関する事業としては、南ヶ丘や岩崎の御岳団地においてまちづくりを担う組織が発足し、徐々に取り組みが進んでいますが、全市的なシステムとしては実現に至っていません。

しかしながら、現在の社会状況や地域の課題に対応するための仕組みとして、「ふれあい区構想」の理念や構想内容の多くは10年経った現在でも有効な施策であると考えています。

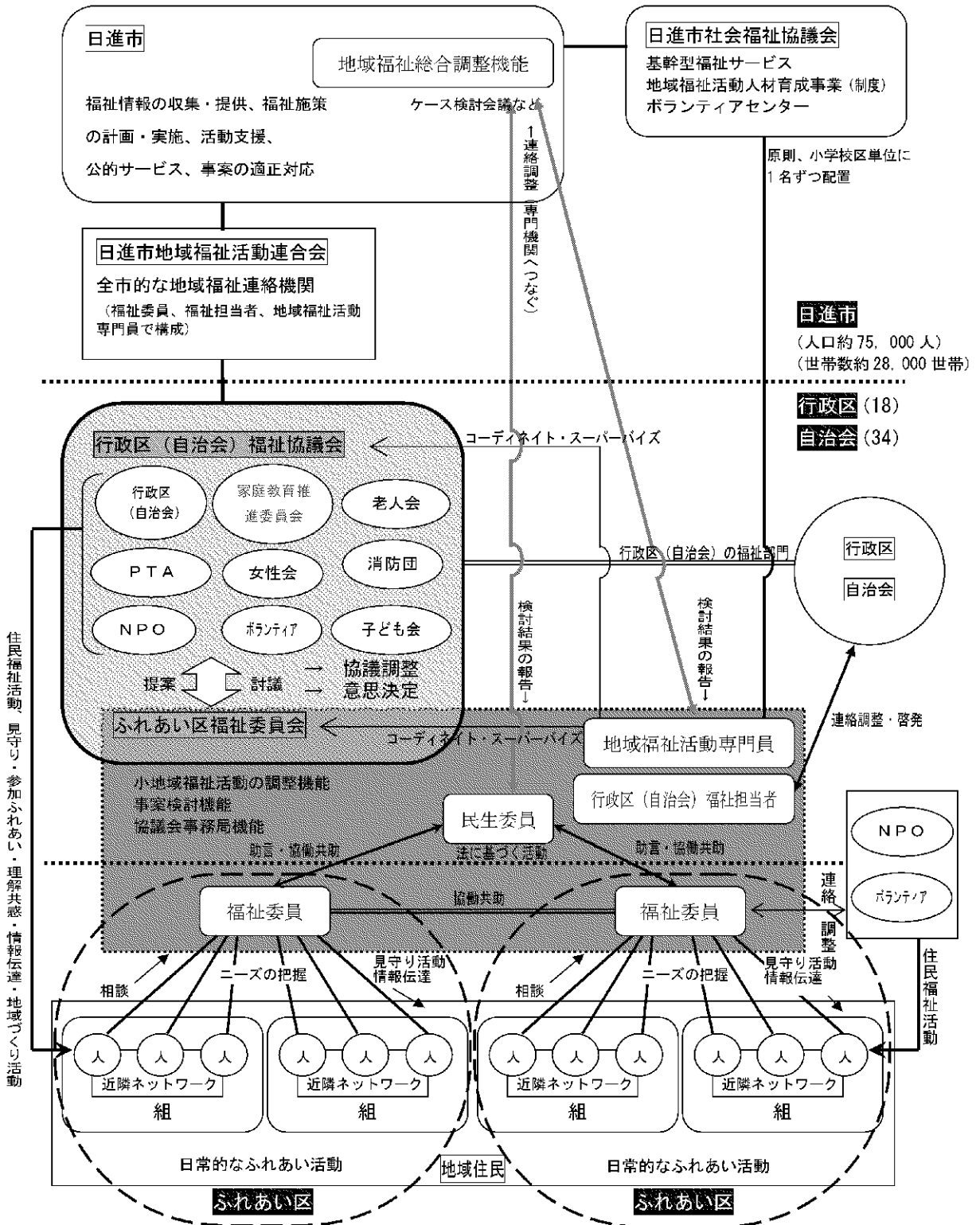
第1次計画における「ふれあい区構想」が実現に至らなかった要因を考察すると、社協との連携や、地域で活動する人材育成の支援に関して、より重点を置く必要があったと考えています。

そのため、本計画においては「ふれあい区構想」の目的である、市民が行政や社協と一緒に地域のみんなで支え合える地域づくり、すなわち「地域包括ケアシステム」(※2)を含めたネットワークの構築をめざし、地域福祉計画との一体的な策定をはじめ、社協の体制強化や人材育成方法を改めて見直し、地域で活動する諸団体、福祉事業所、行政機関等、地域ネットワークや協働ネットワークなどによる重層化した支え合いの仕組みづくりを検討しています。

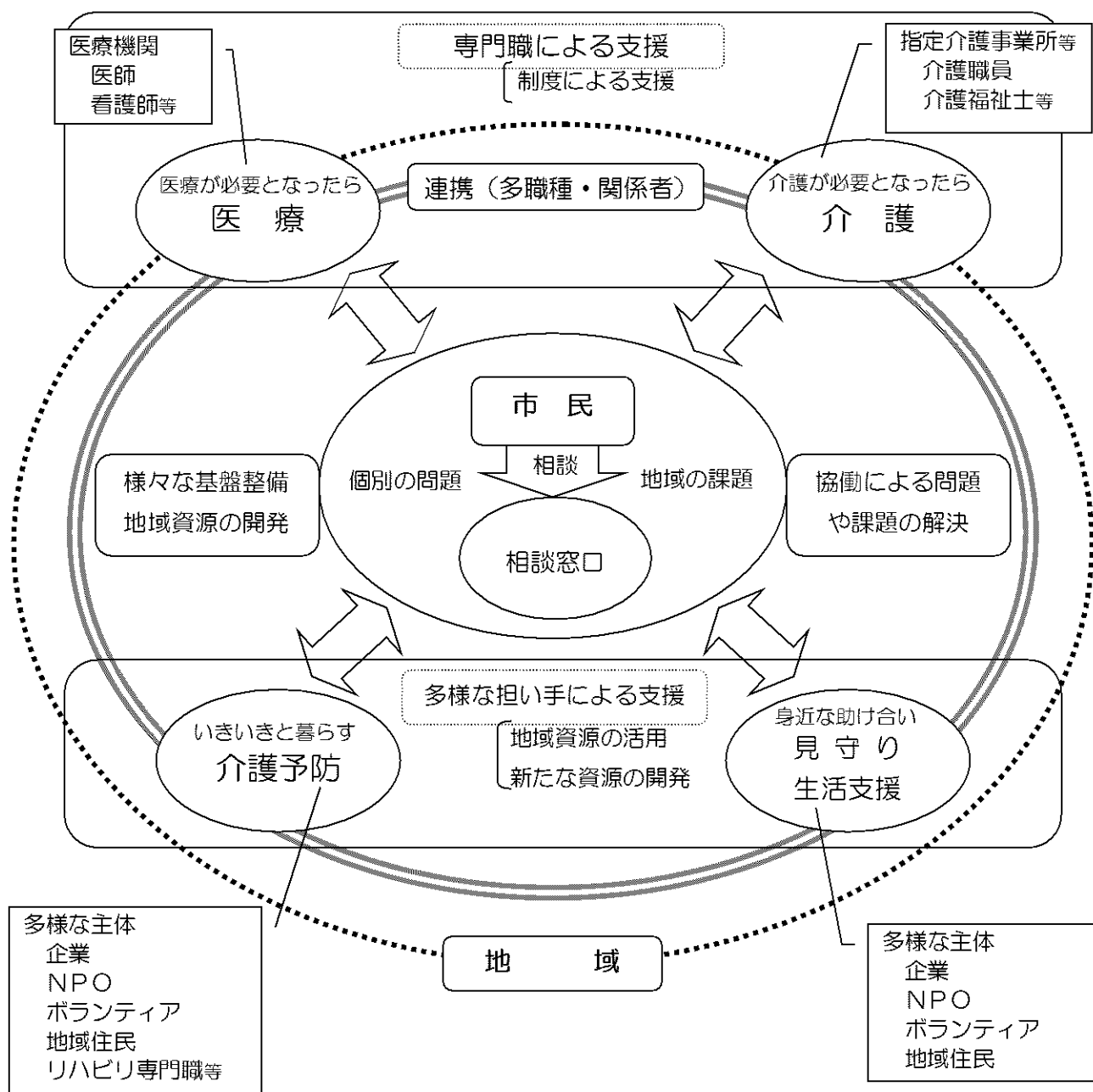
【※1 第1次計画における(仮称)ふれあい区構想の概念図】

資料-A1

地域福祉活動概念図



【※2 本市の地域包括ケアシステムの概念図】



地域包括ケアシステムとは、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される仕組みのことであり、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要とされています。

一般的には高齢者福祉の分野で多用される用語ですが、近年、児童福祉や障害者福祉など、他の分野においても同様のシステムが求められており、本計画(地域福祉の分野)においても重要な概念として、本市がめざすべき地域のあり方として、第1次計画から引き続き検討していきます。

第3章 地域福祉計画

1 基本理念

できることから始めます！思いやり・助け合い、にっしん幸せまちづくり

本計画においては、第1次計画のキャッチフレーズである「できることから始めます！思いやり・助け合い、にっしん幸せまちづくり」を基本理念として引き継ぐものとします。そのため、今後は地域福祉活動計画の基本理念は、地域福祉計画の基本理念に統合を図ります。

ここでは、日常の困難課題の解決に向け、地域でひとつになって、思いやり、助け合うことのできるまちづくりをめざし、基本目標と基本施策を定めます。

基本理念に込められた思い1

『市民一人ひとりが、地域福祉を担う主役となる』

福祉サービスは公的な機関から付与されるものという意識のままでは、地域福祉の進展は望めません。生涯にわたって地域福祉の心を養う機会を増やすとともに、地域福祉活動に参加しやすい条件整備、活動団体・グループへの支援を展開し、市民一人ひとりが、地域福祉を担う主役となる日進をめざします。

基本理念に込められた思い2

『お互いを認め合い、「ともに生きる」まちを築く』

年齢、性別、障害の有無、国籍などの違いを問わず、お互いの暮らしを尊重し、お互いを思いやる心を育みながら、地域連帯の考え方に立って、みんながともに生き、ともに暮らせる日進をめざします。

基本理念に込められた思い3

『地域での自立を支援する』

福祉サービスは、「個人の尊厳の保持」を原則とし、地域社会と行政が力を合わせ、地域福祉に関わる多様なサービスを地域生活者の視点で組み立て、地域での自立した生活を支援する体制をつくり、だれもが住み慣れた家庭や地域で安心して心豊かに暮らしていける日進をめざします。

基本理念に込められた思い4

『無理なく楽しく行動し、持続する』

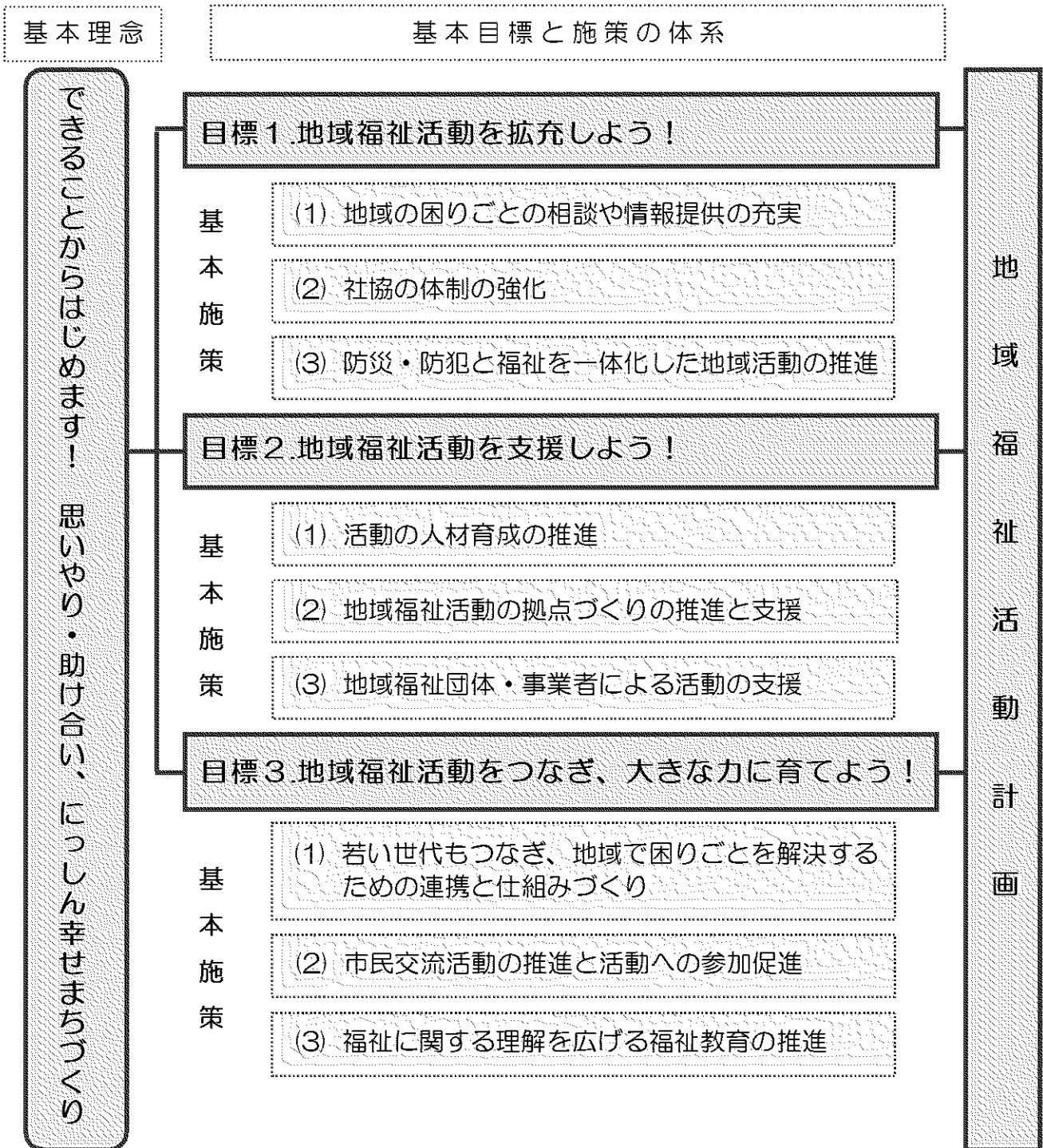
地域福祉が進展する社会とは、支える者も支えられる社会と考えます。無理なく楽しくを行動指針とし、人と人とのつながりを一つひとつ育てる中から、人の輪を広げ、活発な行動の力に育て、さらには次代の担い手を育てていく、そのような持続する福祉が定着する日進をめざします。

2

施策体系

施策体系と主な内容は次のとおりです。

基本理念を実現するために、次の3つの基本目標を掲げ、各種施策、事業を推進します。



目標1. 地域福祉活動を拡充しよう！

～ 地域における福祉サービスの適切な利用の推進・生活困窮者自立支援
方策・要援護者支援方策 ～

(1) 地域の困りごとの相談や情報提供の充実

生活困窮をはじめ、ニートやひきこもり、子どもの貧困問題、虐待、多重債務、介護疲れの問題など、日常生活を営む上では、多くの人何かしらの困難を抱える可能性があります。そのため、地域に住む人たちが、いつまでも安心して暮らし続けるには、いざというときに、各種の福祉サービスや地域の支援等が円滑に、かつ適切に受けられる環境づくりが必要となります。

また、日常生活に困難を抱える人は、課題が多岐に渡る場合も多いため、課題が複雑化しないように早期発見、早期対応が望まれます。

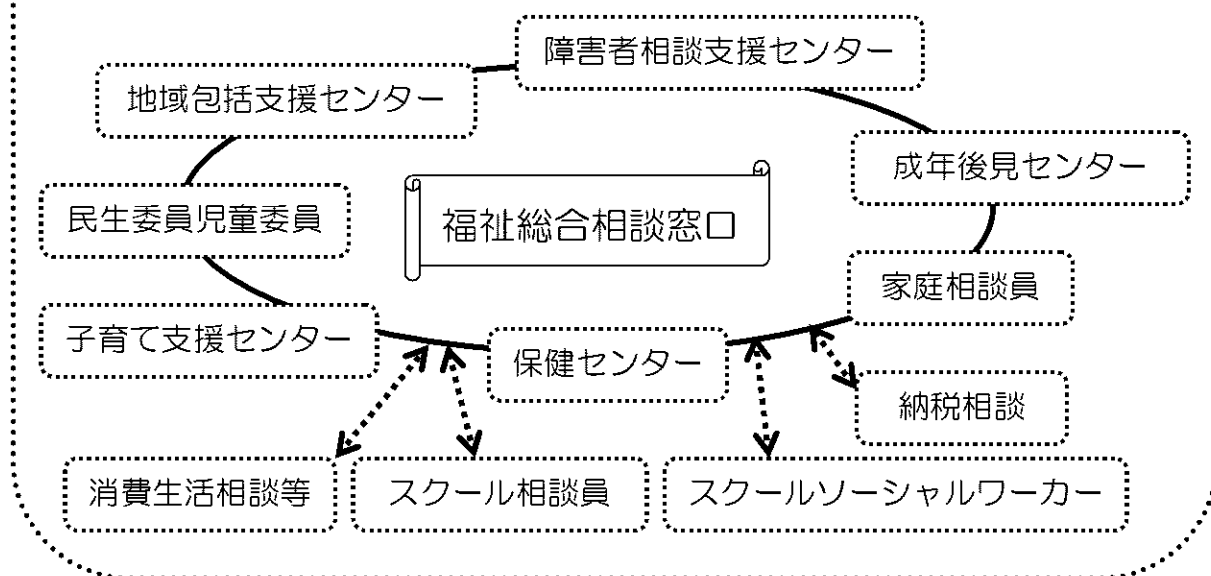
そのため、何らかの生活のしづらさを抱える人が、個々の生活や身体等の状況に応じて支援が得られるようにするためには、わかりやすい情報提供体制と、きめ細かな相談支援体制を構築する必要があります。

そこで、福祉に関する相談をどの窓口に行っても同じような支援を受けられるよう、福祉総合相談体制(※)を構築し、保健、医療、福祉の関係機関等(成年後見センター、子育て支援センター、障害者相談支援センター、地域包括支援センター、保健センター、民生委員児童委員、家庭相談員等)との連携を図り、複雑多岐に渡る課題の解決を図っていきます。

さらに、総合相談窓口から福祉部局以外の相談窓口等(消費生活相談等、納税相談、スクール相談員、スクールソーシャルワーカー等)へのスムーズなケースの移行や共有も重要となることから、情報提供等に関する一定の基準を定めるなど、必要な連携体制を構築していきます。

※【福祉総合相談体制イメージ図】

相談をしたい人が、最初にどの窓口に行っても同じような支援を受けられるよう、必要に応じて関係者で構成する個別ケア会議を設置。



だれが？	何をする？
市民・コミュニティ	○ 困りごとを抱えず、だれかに相談する。また、自らが地域の困りごとを相談機関等につなぐ意識を持つ。
福祉系法人等	○ 相談者の増員や人材育成に対して協力する。 ○ 個別ケア会議に協力し、困難事案の早期把握、アウトリーチ(※1)等、必要な情報提供を行う。
社協	○ (仮称)地域たすけあい会議(※2)との連絡調整を行う。 ○ 個別ケア会議に協力し、困難事案の早期把握、アウトリーチ等、必要な情報提供を行う。
行政	○ 福祉総合相談体制を構築し、困難事案に対するアセスメント検討等(※3)を行う。 ○ 国等が行う相談者養成講座の周知及び相談者のスキルアップを支援する。 ○ 重層的な問題を話し合う個別ケア会議を設置し、各種相談体制の強化、改善を図る。

※1 アウトリーチ：地域社会への奉仕活動、現場出張サービスなど、積極的に働きかけて支援の実現をめざすことをいいます。

※2(仮称)地域たすけあい会議：各小学校区をひとつの圏域と考え、圏域内で活動する、区や自治会の代表者、民生委員児童委員、老人クラブ役員、子ども会役員、事業所の代表者など(地域によって構成員は異なります)で構成される会議を想定しています。(地域たすけあい会議の役割等の詳細イメージ等は、第5章に後述しています。)

※3 アセスメント検討等：困難事案について、どういった解決方法が考えられるか、どの専門機関が関わるべきか等、様々な情報から評価し、より適切な対応方法を導き出すことをいいます。

(2) 社協の体制の強化

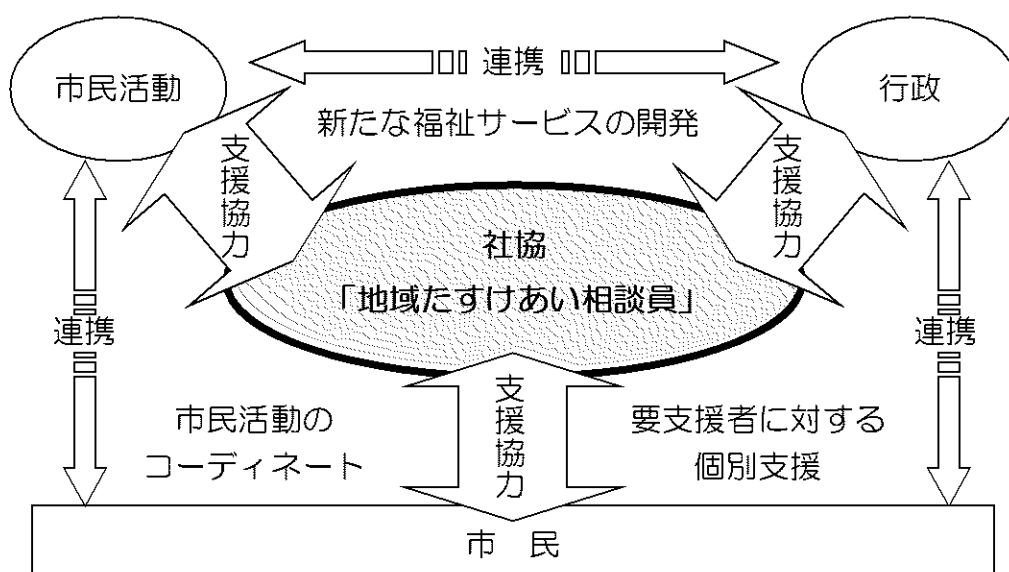
社会福祉協議会は、社会福祉法第109条において「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と規定されています。現在、他市町の社協では、地域毎に地区社協を設置することで地域課題への対応を進めています。本市においても、社協が市民ニーズを的確に把握し、社協本来の役割をより発揮していくことが、地域課題を解決する機能の強化につながると考えています。

そのため、社協が福祉分野における「中間支援組織(※1)」として機能するよう、地域に密着して活動する「地域たすけあい相談員(※2)」の機能強化や人員配置を図るなど、社協の体制強化を進めていきます。

また、本市の社協がより効率的・効果的に地域福祉の推進を図れるようになるため、既存事業の見直しを進めるとともに、社協が自主性・独自性を発揮できる組織運営や人材育成などの支援を進めていきます。

※1【中間支援組織イメージ図】

地域社会の変化やニーズを把握し、人材、資金、情報などの資源提供者との仲立ちをしたり、各種サービスの需要と供給をコーディネート



※2 地域たすけあい相談員：地域において、支援を必要とする人の援助を行うとともに、地域を基盤とする支援活動を発見して支援を必要とする人に結びつけたり、新たなサービスを開発したり、公的制度との関係を調整したりするコーディネートを行う専門職です。一般的には、コミュニティソーシャルワーカー(CSW)といいます。

だれが？	何をする？
市民・コミュニティ	○ 社協の活動を理解・協力し、活動を援助する。
福祉系法人等	○ 社協を構成する一員として、社協の活動を理解・協力し、活動を援助する。
社協	○ 「つどいの場」づくりなどの地域福祉推進事業の広報や「地域たすけあい相談員」の配置を行う。 ○ 小地域福祉活動などを整理統合し、地域福祉推進事業の拡充を図る。
行政	○ 社協に対する地域の理解が促進されるよう、社協の取り組みを周知・啓発する。 ○ 人員配置に対する支援を行う。 ○ 社協が自主性・独自性を発揮できる効率的な組織運営や人材育成ができるような支援を行う。

(3) 防災・防犯と福祉を一体化した地域活動の推進

大規模災害が発生した際、発生直後の混乱期においては、地域における援助活動が必要となります。そのため、日頃から災害時を意識した地域づくりが必要となるため、地域において、より実践的な助け合いが行われる、地域のネットワークづくりが求められます。

本市においては、自助・共助を基本とした自主防災組織が、各地域の自治組織などを中心に立ち上がっており、現在、主に区や自治会単位で32の団体が活動しています。また、平成20年から災害時要援護者支援制度を設けており、各地域において、いざというときの取り組みが進められています。

市では、そうした地域における組織的な活動を支援し、その活動の活性化を促していきます。また、今後は災害時の帰宅困難者への対策や市外からの受け入れ対策についても検討を進めていきます。

さらに、防犯においては、市民や事業者の自発的な防犯活動を促進し、地域と警察、行政が連携・協力して犯罪抑止に努めており、現在、主に小学校区や自治会単位で26の団体が活動しています。また、子どもや高齢者の見守り連携ネットワーク(「高齢者地域見守り推進事業協力に関する協定」や「子ども110番の家」等)の継続や、そうした活動を充実させるための取り組みを支援していくことで、犯罪が起こりにくいまちづくりを推進していきます。

だれが？	何をする？
市民・コミュニティ	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自主防災組織・自主防犯組織等を立ち上げ、防災訓練や防犯パトロールを実施する。また、各地域での防災・防犯のネットワークに積極的に協力する。
福祉系法人等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域での支援体制構築に協力するとともに、各団体において利用者や従業員等の帰宅困難者対策を講じる。 ○ 福祉避難所への理解を深め、災害時に専門性を生かした利用者や避難者等への支援対策を講じる。 ○ 地域貢献を常に意識し、見守り連携ネットワークに協力する。
社協	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時に災害ボランティアセンターを設置する。センターの活動が確実に機能するよう、周知啓発や支援者養成を行う。 ○ 地域と連携し、見守り連携ネットワークに協力する。
行政	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時要援護者支援制度の周知啓発を行い、要援護者等の名簿登録件数の増加を図る。 ○ 地域の自主防犯組織の発展・強化に努め、継続的な活動となるような情報提供や活動支援を検討し、実施する。 ○ 障害のある人への合理的配慮(※1)を踏まえた見守り体制の拡充と啓発を行う。

※1 合理的配慮：障害のある人が他の人との平等を基礎として、すべての人権及び基本的自由を享有し又は行使することを確保するための必要かつ適切な変更及び調整であって、特定の場合に必要なとされるものであり、かつ、不釣り合いな又は過重な負担を課さないものと定義されています。

目標2. 地域福祉活動を支援しよう！

～ 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達 ～

(1) 活動の人材育成の推進

市民や団体、事業者が、日々の地域福祉活動を推進するためには、地域福祉に対する理解の浸透と地域福祉活動を担う人材の育成が重要となります。

また、各地域でボランティア活動を行っている団体や個人が地域で活躍することで、子どもから高齢者まで、より多くの市民が地域福祉活動に参加する地域社会をめざしていくことが求められています。

そこで、各地域で活動するボランティア団体やNPO等が、相互に情報共有できる場を設けるなど、ノウハウの共有化と活動のスキルアップを支援していきます。さらに、各種団体と自治組織関係者との連携を促し、地域のみんなで地域をサポートする仕組みづくりについて検討を進めていきます。

そのため、地域において自発的に地域福祉活動を行う人材を養成していくため、実際に地域で活躍されている人を講師に招いたり、先進地事例を紹介する機会を設けたりするなどの人材養成講座を実施していきます。

また、ボランティアセンターやにぎわい交流館(市民活動センター)に登録している個人や団体、市内各大学のボランティアサークル等において、既に地域で活動している人材の情報集約を行うなど、人材データベースなどの構築も必要と考えられています。

だれが？	何をする？
市民・コミュニティ	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域を意識し、自らが少しでも地域活動の担い手となれるように努め、必要に応じて、人材データベースに登録する。
福祉系法人等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生活支援コーディネーター(※1)の事業者としての協力や連携を行う。 ○ 地域の実情に合った協働組織の立ち上げや運営に協力する。
社協	<ul style="list-style-type: none"> ○ ボランティアセンターの機能を強化し、地域のボランティア団体の情報集約を図り、地域ごとに各団体の関係性を深めるための会議などを開催する。 ○ 市の支援のもと、地域のニーズに応じた人材養成講座を実施する。 ○ 生活支援コーディネーターの事業者としての協力や連携を行う。 ○ 地域の実情に合った協働組織の立ち上げや運営を支援する。 ○ 人材データベースにおいて、人材に関する情報提供を行う。
行政	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市民活動団体に関する情報集約や広報活動に協力する。 ○ 各自治組織と連携し、地域のニーズに応じた人材養成講座を社協とともに企画する。 ○ 生活支援コーディネーターの配置等、生活支援事業等の充実を図るとともに、必要に応じた既存事業の見直しを行う。 ○ 人材データベースが効果的に機能するよう必要な支援を行う。

※1 生活支援コーディネーター：生活支援サービスの充実に向けて、ボランティア等の生活支援の担い手の養成・発掘等の地域資源の開発を行う人材のことをいいます。

(2) 地域福祉活動の拠点づくりの推進と支援

多くの市民が地域福祉活動に取り組めるようにするためには、地域福祉活動に取り組む活動拠点や機会の提供、活動資金の支援など、市や社協による運営等の支援も必要です。

第1次計画に基づいて、各地域で徐々に発足している「ぶらっとホーム」「ほっとカフェ」「ふれあい・いきいきサロン」等の各種の「つどいの場」について、持続可能な活動支援を行っていくとともに、さらなる地域の自主的な活動の活性化を促していきます。

本計画の「つどいの場」とは、上記のような地域の「つながり」が生まれる場すべてを指しています。地域にある様々な居場所が「つどいの場」であり、市民が自分にあった居場所を選び参加することで、地域の中での新たなつながりが生まれます。

現在、事業の状況に応じて委託や広報などの運営支援を行っていますが、今後は各種の「つどいの場」において健康推進や介護予防の視点からの取り組みに対しても支援を進めていきます。さらに、現在の各種支援制度の整理統合を図りながら、実態に合わせた運営等の支援を行っていくことで、活動の推進を図っていきます。

また、事業の立ち上げや活動資金の調達をしやすいようにするため、地域活動に対する助成や補助事業の情報を集約し、必要な情報提供を行う資金データベースの構築を図っていきます。さらに、現在行われている赤い羽根共同募金などの福祉を目的とした募金については、市民自治活動の推進が図られるように効果的な地域還元の仕組みを検討していきます。

さらに、地域福祉活動を行う際の主な活動拠点としては、福祉分野の公共的施設における利便性の向上を図っていくとともに、市内における空家等の情報を収集する空家データベースの構築や、空家対策のひとつとして「つどいの場」等の福祉利用とのマッチング機能の整備などについても検討していきます。

だれが？	何をする？
市民・コミュニティ	<ul style="list-style-type: none"> ○ 様々な福祉活動への積極的な参加と、ルールを守った施設利用に努める。また、空家等の提供や福祉を目的とした募金等への協力に努める。
福祉系法人等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域の活動に対して、所有する施設や空スペース等の貸し出しに努める。 ○ 資金データベースに対する募金等に協力する。
社協	<ul style="list-style-type: none"> ○ 資金データベースの資金を地域還元するため、地域の「つどいの場」の運営継続に係る活動資金や情報提供などの支援を行う。 ○ 資金データベースや空家データベースにおいて、資金や空家等に関する情報提供を行う。
行政	<ul style="list-style-type: none"> ○ 健康推進と介護予防をキーワードに「つどいの場」づくりを進め、さらなる地域の自主的な活動の活性化を促す。 ○ 福祉センターや福祉会館など、地域の福祉施設の利便性を高める施策(福祉事業所の非営利活動など地域貢献を目的とした活動の利用開放等)を検討する。 ○ 資金データベースや空家データベースが効果的に機能するよう、必要な支援を行う。

(3) 地域福祉団体・事業者による活動の支援

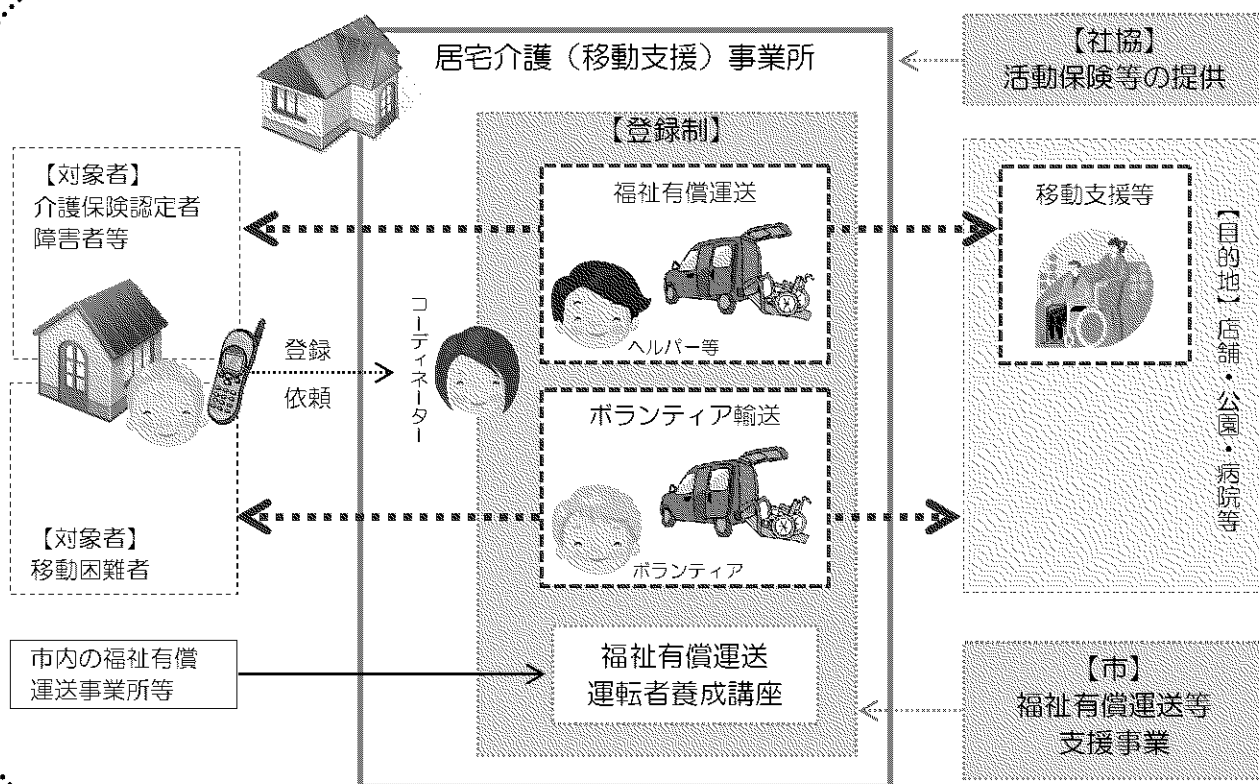
市内では既に地域福祉に関連する団体や事業者による様々な地域福祉活動が行われています。そうした活動が継続していけるようにするためには、新たなボランティア等の養成やボランティア活動をしてみたい人が必要な情報を必要とときに得られる環境づくりが大切です。

そのため、中央福祉センターにおけるボランティアセンターの機能強化を図ることで、にぎわい交流館(市民活動センター)や図書館等を活動拠点とするNPOやボランティア団体などの活動情報を集約し、連携を希望する企業や大学、市民とのコーディネート機能などを強化していきます。

また、ボランティアに興味のある人や活動を希望する人が、必要な情報を得られるように、積極的な情報の提供に努めていきます。

さらに、移動に困難を抱える人が様々な活動に参加しやすくなるように、福祉有償運送やボランティア輸送(※1)を行うNPO等の団体を支援していくことで、地域との交流を図ることができるよう地域づくりを進めていきます。

※1【福祉有償運送やボランティア輸送の事業体制(案)イメージ図】



だれが？	何をする？
市民・コミュニティ	<ul style="list-style-type: none"> ○ 持続可能な地域社会を構築するために、地域のボランティア活動や民間サービスを積極的に利用する。
福祉系法人等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業や活動の情報を積極的に情報開示し、広報を行う。 ○ 事業における送迎や、福祉有償運送やボランティア輸送などの実施に協力する。
社協	<ul style="list-style-type: none"> ○ 活動したい人への適切な情報提供を行う。 ○ 活動情報の積極的な情報開示と広報を行う。 ○ 事業における送迎や、福祉有償運送やボランティア輸送などの実施に協力する。
行政	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市民活動団体の情報集約及び広報活動への協力を行う。 ○ 公共交通施策の見直しを図るとともに、福祉有償運送やボランティア輸送を実施する事業者の運営支援等を行う。

目標3. 地域福祉活動をつなぎ、大きな力に育てよう！

～ 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進 ～

(1) 若い世代もつなぎ、地域で困りごとを解決するための連携と仕組みづくり

だれもが住み慣れた地域で、いつまでも安心して暮らし続けることができる地域社会を実現するには、市民同士が主体的に関わり合う地域づくりが必要となります。

このため、地域での見守り活動や世代間交流活動などの市民主体の地域福祉活動がより効率的に推進できるように、区や自治会、各種団体、福祉事業者等が連携し、各小学校区単位などにおける横のつながりを広げる新しい組織(地域たすけあい会議)の設置をめざしていきます。

地域たすけあい会議については、地域に存在する課題を収集でき、主に各小学校区単位での情報共有ができるような組織とし、各地域で異なる社会資源や活動団体等を生かす形での構成メンバー等の検討を行い、漏れなく全地域での立ち上げがスムーズに行えるように支援します。

また、世代間・団体間の交流を促進し、「ぷらっとホーム」「ほっとカフェ」「ふれあい・いきいきサロン」等の各種の「つどいの場」を利用した世代間・団体間の連携事業の実施を支援していきます。

さらに、地域が社会資源を活用し、各地域の課題にきめ細かく対応できるよう、課題解決のノウハウの提供や計画に基づく支援をしていきます。

だれが？	何をする？
市民・コミュニティ	<ul style="list-style-type: none"> ○ 様々な職種・団体の連携に協力し、だれもがいつまでも安心して生活できるように努め、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)を見直す。 ○ 各地域の課題を共有し、地域でできることは地域で解決していく。
福祉系法人等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各地域の課題を的確に把握し、課題解決を行う地域に協力する。
社協	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域たすけあい会議の立ち上げ及び運営に対して必要な助言と支援(会議の開催や情報提供、人材育成等)を行う。 ○ 世代間・団体間の交流及び連携事業実施に対して必要な助言と支援(講師派遣や活動助成金等)を行う。 ○ 各地域の課題を的確に把握し、課題解決のノウハウの提供を行う。
行政	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域たすけあい会議での各事案に対して、適切な所管部署からの専門的な助言を行う。 ○ 世代間・団体間の交流及び連携事業実施に関して関係する専門機関との連絡調整を行う。 ○ 課題解決を行う地域に対して、本計画に基づく支援を行う。

(2) 市民交流活動の推進と活動への参加促進

現在、「ぶらっとホーム」「ほっとカフェ」「ふれあい・いきいきサロン」等の各種の「つどいの場」では、ボランティアによる演奏会や参加者による絵画の展示会、手芸作品の展覧会などの様々な催しが開催されています。中には、そうした活動に触発されて自らも新しい趣味や活動に取り組むことで、生き甲斐を感じる市民もいます。

また、ボランティア等の市民活動が個々に育つことも重要ですが、自分の住んでいる地域以外で行われている「つどいの場」に参加し、参考となる活動を自分の住んでいる地域で取り組んでみるといった交流も行われ、活動の連携や交流事業により、活動の改善や新たな活動をはじめのきっかけにもなります。

そのため、情報共有による新たな活動展開と活動の効率化を図るため、NPOや地域で活動する個人や団体、学生ボランティア等の交流を促進し、活動の啓発を支援していきます。

また、同様に、福祉事業者の交流の場を提供し、新たな事業展開のきっかけづくりや事業の改善を促すなど、福祉事業者が行う地域福祉事業の啓発や支援を行っていきます。

だれが？	何をする？
市民・コミュニティ	<ul style="list-style-type: none">○ 「つどいの場」や福祉事業者等のイベントに関心を持って参加し、まず知り、体験する。○ 自分の周りに情報発信する。○ 自ら育ち、つながっていく。
福祉系法人等	<ul style="list-style-type: none">○ 他の団体との交流から新たな事業を検討していく。
社協	<ul style="list-style-type: none">○ 「つどいの場」の活性化を図るため、運営者同士の交流機会をつくる。○ 活動の啓発と交流事業を行う。また、交流から新たな事業を検討していく。
行政	<ul style="list-style-type: none">○ 「つどいの場」運営者や福祉事業者等の連絡調整、広報活動への協力を行い、さらなる地域の自主的な活動の活性化を促していきます。

(3) 福祉に関する理解を広げる福祉教育の推進

平成25年6月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が公布され、平成28年度に施行されます。この法により、行政機関などにおいて、障害のある人への差別的取扱いや合理的配慮の不提供の禁止などが定められたほか、国において基本方針に基づく行政職員の対応要領や事業者の対応方針を定めていくこととされています。

このように障害をはじめ、介護に関わる当事者や介護者、子育て世帯などにおける生活のしづらさを理解することや、防災・防犯の必要性など、日常のあらゆる場面において、地域における様々な福祉に対する理解を促進することによって、だれもが安心して暮らせる社会になっていきます。

そのため、地域福祉に対する理解を深め、だれもが思いやりと助け合う気持ちを持って暮らせる社会をめざすため、第1次計画から推進してきた福祉実践教室などは継続して実施し、他機関やNPO等が行う福祉教育についても支援していきます。

地域の「つどいの場」においても、専門知識を持った人材を「つどいの場」に招き、権利擁護や介護予防の取り組みや防災知識などの講習や勉強会を行うなど、広く地域福祉に関する教育活動が行われるように支援していきます。

また、現在、成年後見制度などの権利擁護の理解を深める研修や、人権擁護等の啓発事業などを行っています。今後も人権尊重の理解を促進し、差別のない社会をめざすため、人権や虐待防止等、様々な権利擁護に対する啓発事業を継続し、一体的な啓発を行うなど、より効果的な事業実施を進めていきます。

だれが？	何をする？
市民・コミュニティ	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「つどいの場」や福祉事業者等のイベントに参加し、地域福祉に対する理解を深め、体験を実践していく。 ○ 人権を尊重し、差別の無い社会にしていくための行動に努める。
福祉系法人等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「つどいの場」等において、各種福祉教育を実施する。 ○ 各種権利擁護に関する教育を実施する。
社協	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「つどいの場」等において、各種福祉教育を実施する。 ○ 各種権利擁護に関する教育を実施する。
行政	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各種福祉教育に関する情報収集と活動支援を行う。 ○ 権利擁護に関する情報の収集と提供、啓発を行い、各課や関係機関と調整の上、効果的な事業実施を検討する。

第4章 地域福祉活動計画

1 基本的な考え方

本計画の策定及び計画の推進にあたり、次の考え方を基本とします。

(1) 「地域福祉計画」の基本理念・基本目標を共有した実行計画

活動計画は、「地域福祉計画」の基本理念・基本目標に基づき、地域で行われる活動を具体的に推進していくための実行計画です。

(2) 具体的な活動を明確にし、重点事業化

活動計画では、「地域福祉計画」が示す3つの基本目標に基づいた事業を展開していきます。具体的に、だれが、どの活動について、どのようなことを取り組んでいくのかを、5つの重点事業に整理します。

- 【1】 市内すべての地域をつなぐ横断組織の設置と活動の拡充
- 【2】 新たな要支援者層や困りごとを抱える人への支援
- 【3】 協働による地域の見守り支援体制の充実
- 【4】 地域福祉活動の安定化に向けた情報集約と支援体制の再編
- 【5】 「つどいの場」の開設支援

各重点事業については、今までに行ってきた座談会やサポーター会議からの意見などをまとめた「現状と課題」を挙げ、地域福祉計画と地域福祉活動計画とのつながりをわかりやすくするために、関連する基本施策を明記し、「だれが?(※)」・「何をする?」のか具体的な指針としています。

また、事業を推進するためには、「地域福祉計画」の基本目標や基本施策をまたぐ展開が必要となることから、5つの重点事業も相互に関連しながら進めていくこととなります。

なお、重点事業の中で、事業の推進を行っていく上で、特に重要となる活動に「◎」を記載し、計画の中でも優先的な取り組みを進めていきます。

※本章の課名については平成27年度行政機構の名称を記載しています。

地域福祉計画

地域福祉活動計画

【基本理念】

できることから始めます！思いやり・助け合い・にっしん幸せまちづくり

目標1. 地域福祉活動を
拡充しよう！

(1) 地域の困りごとの
相談や情報提供の充実

(2) 社協の体制の強化

(3) 防災・防犯と福祉を
一体化した地域活動の
推進

目標2. 地域福祉活動を
支援しよう！

(1) 活動の人材育成の推進

(2) 地域福祉活動の拠点
づくりの推進と支援

(3) 地域福祉団体・事業者
による活動の支援

目標3. 地域福祉活動を
つなぎ、大きな力に育てよう！

(1) 若い世代もつなぎ、地域
で困りごとを解決する
ための連携と仕組み
づくり

(2) 市民交流活動の推進と
活動への参加促進

(3) 福祉に関する理解を
広げる福祉教育の推進

【重点事業1】市内すべての地域をつなぐ横断組織の設置と活動の拡充

【重点事業2】
新たな要支援者層
や困りごとを抱え
る人への支援

【重点事業3】
協働による地域の
見守り支援体制の
充実

【重点事業4】
地域福祉活動の
安定化に向けた
情報集約と支援
体制の再編

【重点事業5】
「つどいの場」の
開設支援

【重点事業1】市内すべての地域をつなぐ横断組織の設置と活動の拡充

—現状と課題—

- これまで、社協において、南ヶ丘区・五色園区の2地区と、日生東山園・日東東山・御岳自治会の3地区を小地域活動モデル地区事業として支援を行ってきました。
- 積極的に自治組織の支援を図っていくためには、コミュニティ施策や防災・防犯事業などの福祉行政以外との連携強化が必要となります。
- 地域の状況に応じて、地域福祉活動を実施する協働組織が求められ、区や自治会等の地域に密着した自治組織単位において、協働組織のあり方について課題共有を図っていくことが必要となります。
- 地域の課題は、地域の実情に応じて様々です。そうした課題の解決には、連携が必要となる団体等も多種多様となります。また、長期的な支援が必要な場合もあり、継続的にその課題に関わるキーパーソンの育成が必要となります。
- 地域で連携が必要な団体は、地域に根付いた地縁型コミュニティ(区や自治会等)と活動目的を共有するテーマ型コミュニティ(NPO等)であり、両組織の連携調整を図ることで、より効果的な活動になっていくと考えられます。
- 「わたしのまちの座談会」の意見には、「大きなまちづくりではなく小さなまちづくり」「自治活動の各グループ間のつながりが弱いと感じる」「地域の活動の基本である区制度、自治会の活用を当面進めて効果的に組織づくりをする」「小学校区の中での交流を深め、生活の質を高める施策」等がありました。

以上の課題を解決していくため、次の活動を展開していきます。

- (1) 支援体制の構築 ～地域の相談窓口を設置します～
- ◎(2) わたしの問題はわたしたちの問題 ～地域課題を共有します～
- ◎(3) 協働組織の設置 ～地域に応じた協働組織を設置します～
- (4) みんなで活動 ～地域の協働組織の運営を支援します～
- (5) 広がる連携 ～小学校区単位のネットワークを構築します～

—活動内容—

(1) 支援体制の構築 ～地域の相談窓口を設置します～

地域の中で困りごとを抱える人への支援として、地域をつなぎ、その活動が効果的な取り組みとなるよう、組織の垣根を超えた横断的な支援が必要です。小学校区単位で行った「わたしのまちの座談会」の意見から見えてきた地域特性による課題には差があり、市全域を対象とした活動では解決できないものが多くあります。そのため、地域においてよりきめ細やかな支援を行うため、次の取り組みを進めていきます。

だれが？	何をする？
市民・コミュニティ	区や自治会等と連携しながら、市民相互においても相談窓口を周知し、また、自らが地域で困りごとを抱える人を相談窓口につなぐ意識を持つ。
福祉系法人等	各事業所で地域協働に対する理解を広げ、所在する地域における関係機関との情報共有や協力体制の構築を行う。また、市民の身近な専門の相談機関として、可能な相談に応じる。
社協	地域の困りごとの相談窓口となるコミュニティソーシャルワーカー(CSW)として「地域たすけあい相談員」を配置し、地域をつなぎ、地域課題を解決していくための支援を行う。
行政(福祉部局・企画政策課)	福祉に関する総合相談窓口を設置し、ワンストップサービスの提供を行う。「地域たすけあい相談員」の配置を支援するとともに、部署を超えた連携体制の構築を行い、虐待等の緊急時の支援や専門的な支援を行う。

《コラム》「地域たすけあい相談員」(CSW)とは…

地域の中には、様々な問題を抱えた人がいます。個人の抱える困りごとをみんなで考えて、市民・コミュニティや行政と協働し、解決をめざしていくための個別支援活動を行います。また、個別支援から浮かび上がった課題を共有していく地域支援活動として、自治組織や関係者のみなさんを横につなぎ、地域の力を大きくしていく専門職です。

◎(2) わたしの問題はわたしたちの問題 ～地域課題を共有します～

「わたしの問題はわたしたちの問題」などをテーマに、個人の抱える問題を地域の抱える問題として共有化していくためには、自治組織単位などにおいて、市民参加による話し合いの場が必要です。地域の話し合いの場となる「住民座談会」を開催していくため、次の取り組みを進めていきます。

だれが？	何をする？
市民・コミュニティ	地域課題を提起する「住民座談会」に積極的に参加し、地域課題を通じて市民相互の理解を深める。
福祉系法人等	所在する地域における「住民座談会」に積極的に参加し、地域課題を共有する。
社協	自治組織単位での希望に応じて「住民座談会」を開催し、地域の課題を整理し、課題解決に向けた活動支援や助言等を行う。
行政(地域福祉課)	「住民座談会」に参加することで、地域課題の集約を行い、全市的な課題に対する支援策の検討や地域活動の支援等を行う。

《コラム》みんなで話して、みんなで聴く「住民座談会」とは…

「もう少し××が〇〇だったらいいのに…」といった、みなさんが暮らしていく中で、多かれ少なかれ抱える、ちょっとした困りごとや悩みごとがあります。これらを同じ地域のみなさんで話してみると、ご近所の方が同じ悩みを抱えているかもしれません。既に解決策を持っている人たちや、助け合うために動いている人たちがいるかもしれません。こうした話をつなぐ場、「住民座談会」を地域たすけあい相談員が開催します。

「住民座談会」は、区や自治会の協力を得て開催することで、わたしたちが住んでいるまちの事をみんなで考え、みんなで動き出し、活動が目に見える地域で実施します。

友達づくり・場所づくり・活動づくりなど、これからのキッカケづくりとして、是非、みなさんで話してみませんか。まずは、わたしのまちから。住みよい「まちづくり」をはじめましょう！

◎(3) 協働組織の設置 ～地域に応じた協働組織を設置します～

地域の活動を活性化するために、区や自治会のほか、NPOや事業者など、様々な個人・機関・団体等の参画や連携が必要となります。これらの人々をつないでいくためには、地域の状況に応じた協働組織の立ち上げが求められることから、次の取り組みを進めていきます。

だれが？	何をする？
市民・コミュニティ	NPOや事業者などの様々な連携先の特徴や性格を理解し、地域の特徴や状況に応じて既存組織の活用や協働組織の立ち上げなどを「地域たすけあい相談員」と行うとともに、協働組織に対して継続的に参画する。
福祉系法人等	コミュニティや協働組織等からの要請に応じて、協働組織への参加や広報等の協力を行う。
社協	区や自治会等に対して、「地域たすけあい相談員」が中心となり、地域の協働組織準備会等の企画立案やモデル要綱の作成、設置後の活動支援など、協働組織の設置に向けたコーディネートを行う。
行政(地域福祉課)	市民に広く地域福祉計画の周知を図り、区や自治会などに、協働組織の必要性や役割などについて理解を広げる。

《コラム》協働組織とは…

地域福祉の推進を図ることを目的に、自治会長やその経験者、老人クラブ・子ども会・民生委員児童委員などの、地域で活動するボランティアが集まり、地域活動を推進するための協議や活動を行う組織のこと。現在「南ヶ丘福祉まちづくり協議会」や「御岳福祉まちづくりの会」などが立ち上がり、住民主体の福祉活動をみんなで考えて、活動しています。様々な人が関わることで、多くの知恵や技術が集まり、地域課題の解決に向けた活動を生み出したり、地域で活動をする人たちを支える役割をもっています。

(4) みんなで活動 ～地域の協働組織の運営を支援します～

「住民座談会」で寄せられた地域課題を地域の人々で解決していくため、協働組織等による活動の立ち上げや支援の実施、「つどいの場」づくりなど継続的に課題解決に取り組める運営体制づくりのために、次の取り組みを進めていきます。

だれが？	何をする？
市民・コミュニティ	地域課題をみんなで解決するため、協働組織等においてどのような活動が必要か協議し、できることから活動や協力を行う。また、ゆるやかなつながりでお互いの見守りや手助けなどを行う。
福祉系法人等	地域からの要請に応じて、可能な範囲において課題解決に向けた事業への協力を行う。また、行政等と連携し、個別課題を抱える人の把握や支援を行う。
社協	住民座談会や協働組織の準備会等、定期的な話し合いの場を開催し、市民の自主的な運営の支援を行う。地域課題を解決するために必要な人材の育成をする。
行政（地域福祉課）	必要に応じて生活支援コーディネーターの配置を行い、人材育成等の支援を行う。協働組織の継続的な運営やさらなる活動の活性化等を支援するために、既存事業の見直しを図りながら、協働組織活動の支援方法について検討する。

《コラム》地域活動って、どうするの

地域に必要な活動を立ち上げていくとき、その活動をお手伝いしたい・こんな活動をしてみたいといった、市民からの活動希望の声を集めるために住民座談会のような気軽に声を出せる場所が必要となります。

南ヶ丘の登下校見守り隊は、住民座談会の中で「近くでマンションの建設があり、トラックが増えて、子どもの登下校が心配」との声を受けて、できる人ができる事からはじめようと、活動がはじまりました。

また、御岳福祉まちづくりの会でも、昼間の活動に顔を出さない人がいるなら、夜間に集会所を利用してみんなの居酒屋をやってはどうかと座談会で話されたことをきっかけに、男性も料理の腕を振るって夜の交流会がはじまりました。こんな活動がしてみたいと考えている人たちをつなげて、組織的な支援の輪が広がっています。

(5) 広がる連携 ～小学校区単位のネットワークを構築します～

地域活動を推進するためには、災害時だけでなく、日頃から様々な地域と連携や協議する場が重要です。ひとつの地域だけでは解決できない課題を、小学校区単位に広げることで、協力者や理解者を多く募り、広域の課題解決に向けた取り組みが進むこともあります。こうした連携を進めていくために、次の取り組みを進めていきます。

だれが？	何をする？
市民・コミュニティ	主に小学校区単位にて設置する「地域たすけあい会議」に参加し、地域課題の共有化や情報交換を図る。
福祉系法人等	必要に応じて「地域たすけあい会議」「地域たすけあい会議連絡会」に参加し、事業や活動の周知・共有と地域との可能な連携を行う。
社協	広域地域活動の調整機関として、主に小学校区単位に「地域たすけあい会議」を設置する。また、全市域の課題共有や情報交換を行う「地域たすけあい会議連絡会」を開催する。
行政（地域福祉課）	「地域たすけあい会議連絡会」に参加し、全市的な課題の共有を図り、施策への反映に努める。また、必要に応じて、小学校区単位の「地域たすけあい会議」に参加し、必要な支援・助言等を行う。

《コラム》「地域たすけあい会議」とは…

各小学校区をひとつの圏域と考え、圏域内における、区や自治会の代表者、民生委員児童委員、老人クラブ役員、子ども会役員、事業所の代表者などで構成される会議を想定しています。（地域によって構成員は異なります）

区や自治会の活動だけでは、解決できないような課題に対して、小学校区単位の既存組織である家庭教育推進委員会や地域合同総合防災訓練の会議などと連携を行うことや、協働組織が必要な地域に対しては働きかけを行い、設置を進めていきます。

【重点事業2】新たな要支援者層や困りごとを抱える人への支援

—現状と課題—

- 生活困窮者や障害者、認知症患者など、何らかの要因により、生活のしづらさを抱える人がいます。そうした人やその家族(以下「当事者等」という。)が生活上の問題や悩みを軽減するためには、権利擁護意識の普及、当事者等への理解促進や社会参加の機会拡大などの支援が必要となります。
- 新たな社会問題のうち、特に地域課題として潜在化しやすい問題として、「不登校・ひきこもり」や「発達障害や精神障害」「ワーキングプア」「子どもの貧困」などが挙げられます。
- こうした困難を抱える人の中には、地域の中に相談できる人がいなかったり、だれともつながりが無く孤立化していたりする場合があります。
- 生活困窮者の状況としては、うつ病等の精神疾患や発達障害等によるコミュニケーション障害などにより、日常生活費の管理ができなかったり、仕事が長続きしなかったりする場合があります。
- 「わたしのまちの座談会」の意見には、「認知症の人も安心して暮らせるように」「不登校やひきこもりが多い」「障害者が街に出てこない」「コミュニティフレンドの存在(いつでも何でも何もしなくても良いそばにいるだけの支援者)が必要」「顔と顔の見える関係」等がありました。

以上の課題を解決していくため、次の活動を展開していきます。

- ◎(1) 組織設置 ～相談窓口の設置とネットワークの強化～
- ◎(2) 意識啓発 ～当事者理解に向けた啓発活動～
- (3) 交流活動 ～当事者活動の支援～
- (4) 個別支援 ～社会参加に向けた支援の提供～

—活動内容—

◎(1) 組織設置 ～相談窓口の設置とネットワークの強化～

当事者等が地域で相談することができ、孤立化しないためには、支援者によるアウトリーチ支援を行うとともに、当事者等が相談した先で必要な情報を得られ、適切な支援機関につながるような関係機関の連携が必要であるため、次の取り組みを進めていきます。

だれが？	何をする？
市民・コミュニティ	当事者等が、気軽に相談ができるように、地域の回覧板等において相談窓口の周知や紹介に努める。
福祉系法人等	相談に関するネットワークを強化するため、協議会や研修会に積極的に参加し、情報共有を図る。また、事業等に関係する当事者が困難を抱えている場合に、積極的に専門機関等につなげる。
社協	地域福祉に関係する機関や団体等をつなぐネットワークの中核を担うとともに、地域課題の共有化を図っていくため、必要に応じた研修会や交流会等を開催する。
行政(地域福祉課・介護福祉課・子育て支援課・健康課・生活安全課・学校教育課・収納課)	行政組織の横断的な支援を調整し、福祉に関する総合相談窓口を設置する。また、福祉・就労・教育・医療・保健などの専門部署による横断的な連携体制の構築を進めるための個別ケア会議等を開催する。

《コラム》滋賀県野洲市の取り組み

野洲市パーソナル・サポート・サービス・モデル事業は、借金等生活困窮者や、生活面での不安定さ等から求職活動をはじめられない人を対象に、それぞれ職員が自分の領域以外の仕事に関心を持って「おせっかい」をすることを連携の基本としています。野洲市では、市民生活相談室が中核となり、福祉・就労・教育・保健・税務・人権等の関係部署、社協・民生委員・不動産会社等の関係機関がつながり、自立した社会参加をめざして支援を行っています。こうした様々な問題を抱える相談者に対応するため、地域全体の関係機関のネットワークを充実させることをめざす事業が、モデル的に実施されました。「一人ひとり、取りこぼすことのない包摂する仕組みづくりの実現」を目標として、多重債務や自殺予防、就労支援等の様々な取り組みが行われています。

◎(2) 意識啓発 ～当事者理解に向けた啓発活動～

発達障害や高次脳機能障害、難病などの障害のある人や何かしらの生活のしづらさを感じている人、貧困やひきこもり、孤立死などの課題解決に向けた意識を高めるために、次の取り組みを進めていきます。

だれが？	何をする？
市民・コミュニティ	新たな社会問題を積極的に学び、自分たちの問題として関心を持ち続ける。可能な範囲で、新たな社会問題に対する講習会や研修に参加する。
福祉系法人等	事業等に関係する当事者等に、必要な情報提供や周知啓発を行う。必要に応じて講習会や研修に参加する。
社協	市の啓発事業に協力し、新たな社会問題の理解や活動を広げていくため、市民に向けて講習会や研修会を開催する。
行政(地域福祉課)	新たな社会問題について理解を広げるために広報啓発を行うとともに、社協と連携し当事者等の団体の育成支援や当事者の理解や支援に向けた講演会や研修会などを企画する。

《コラム》東海市社協のひきこもり支援

愛知県内では、東海市において、支援制度の狭間となっている不登校ひきこもり支援事業を検討し、平成21年度から市が常設型相談窓口「ほっとプラザ」を設置し、社協に運営を委託して実施しています。ひきこもり状態や不登校で悩んでいる本人や家族の相談を行なうとともに、一人ひとりが自分のペースで、自分を大切にできるような居場所を利用者とともにつくっています。

(3) 交流活動 ～当事者活動の支援～

当事者等が自立と社会参加を進めていく上で、困難を抱える当事者同士が気軽に交流のできる場合は、お互いを支え合い、日常生活の回復や社会性を伸ばすきっかけとなるなど、次の一步を踏み出すための大変有効な支援となることから、次の取り組みを進めていきます。

だれが？	何をする？
市民・コミュニティ	当事者等が主体的に活動できるよう、地域において権利擁護意識の向上を図る。また、当事者等が気軽に立ち寄れる居場所づくりについて支援・協力する。
福祉系法人等	協働組織等の依頼に応じて、当事者等に対する専門的な支援や専門的見地からの助言等を行う。
社協	当事者等の理解を得ながら、活動場所の提供や自主的な活動組織の立ち上げや居場所の設置・運営等を支援する。また、当事者活動を支援する支援者の育成を行う。
行政（地域福祉課）	権利擁護や合理的配慮の啓発を進めるとともに、当事者の活動組織や居場所の設置・運営等に対して、活動場所の提供や必要に応じた支援、助言等を行う。

《コラム》精神保健福祉ボランティアグループ「すばる」

平成23年度の社協が開催した「精神保健福祉ボランティア講座」から有志を募り、平成25年4月からフリースペース「すばる」を実施しています。

こころの病をもつ方たちの居場所づくりを行い、お茶を飲みながらゆったりとした時間を過ごす中で、外に出かけることや話すことが苦手な人の気持ちが楽になれる「居場所づくり」が取り組まれています。

(4) 個別支援 ～社会参加に向けた支援の提供～

当事者等の課題を抱えた人が社会参加した後に、支え合いや生活支援を受ける中で、就労等の生活基盤の安定が必要です。当事者等が継続した就労をめざし、自立した社会生活を送れるように伴走型の支援や生活訓練等を行っていくため、次の取り組みを進めていきます。

だれが？	何をする？
市民・コミュニティ	当事者等に対する理解を深めるとともに、日頃からの見守り活動や必要に応じた生活の支援に協力する。
福祉系法人等	就労移行支援や就労継続支援の事業所等において、障害の種別や状態に応じた支援を行う。また、当事者等の就労準備支援のために可能な協力を行う。
社協	社会参加に向けて、生活福祉資金の貸付など、必要な個別支援を行う。
行政（地域福祉課）	生活困窮者自立相談支援事業を実施し、相談支援体制を構築する。また、中間的就労を含めた就労準備支援等の可能な支援について検討を行う。

《コラム》生活困窮者自立相談支援事業とは…

金銭管理がうまくできない、仕事が長続きしないなどの、生活困窮者に対する「第2のセーフティーネット」が拡充されます。相談者の自立と尊厳の確保や支援を通じた「相互に支え合う」地域の構築をめざし実施されます。

自立相談支援事業は、包括的支援体制を築き、訪問支援(アウトリーチ)も含めた早期の相談支援を図る相談員として、生活や就労に関する支援員を配置し、ワンストップ型の相談窓口として、情報とサービスの拠点として機能していきます。また、住宅確保支援や就労支援等の自立の促進を図るため、必要な方にその状態に応じた支援を行っていきます。

【重点事業3】協働による地域の見守り支援体制の充実

—現状と課題—

- 地域活動において必ず問題提起される課題は、地域のすべての市民が対象となる「災害時の地域の対応」です。南海トラフ地震による被害予測などが出されており、自然災害に対しては地域全体で考えていく必要があります。
- 防災活動に関しては、市民の中で必要性の理解も得られやすく、日常の継続的な支援は難しくても、災害時ということで支援活動への抵抗感も低く、協力も得られやすい状況があります。
- 地域においては、いざというときのために認知症高齢者徘徊模擬訓練や防災訓練などが行われています。いざというときには、地域の中の多くの個人・機関・団体の協力が必要となります。
- 地域活動には防災以外にも、防犯や交通安全、高齢者や子どもたちの見守りなど、地域で様々な見守り活動が求められます。このように、市民ができる範囲で地域と関わり続けていくための仕組みづくりが必要になります。
- 本市の市民活動支援としては、生涯学習人材情報「まちかどネットワーク」事業や市民自治活動支援の拠点施設である「にぎわい交流館」があります。また、ボランティア支援として社協が運営する「ボランティアセンター」がありますが、連携した取り組みが弱い状況です。
- 「わたしのまちの座談会」の意見には、「情報収集と見守り対応の問題がある」「登下校時の児童の保護」「意志の有る人材発掘と育成」「ぷらっとホームやほっとカフェなど「つどいの場」に出てこられない人が心配(ひきこもり、高齢者等)」「DV、虐待等の見守り」等があります。

以上の課題を解決していくため、次の活動を展開していきます。

- ◎(1) きっかけづくり ～人材育成を進めます～
- (2) 協力体制 ～見守り活動を啓発し、理解を広げます～
- (3) 見守り強化 ～見守り活動を広げていきます～
- (4) 多職種連携 ～活動分野を超えた連絡会や交流会を実施します～
- (5) 活動連携 ～市民活動の支援体制の連携を強化します～

—活動内容—

◎(1) きっかけづくり ～人材育成を進めます～

地域の中には様々な課題があります。また、同じ地域で暮らす人が互いを思いやり、それぞれの暮らしの中で支え合い、見守り合う活動が重要となっています。日常生活や様々な活動の中に見守り等の福祉の視点を持ち、活動を効率的に連携していくために、次の取り組みを進めていきます。

だれが？	何をする？
市民・コミュニティ	様々な活動団体の目的を知り、課題共有や連携を図るため、興味のある研修会等に積極的に参加する。
福祉系法人等	地域の見守り活動と積極的に連携を行うとともに、事業に関係する研修会等に積極的に参加する。
社協	見守り活動を行う団体をつなげ、裾野を広げることで、見守り活動の重層化をめざす。見守り活動を行う人材の育成のため、市民活動のきっかけづくりの講座である「まちの守り人養成講座」等をボランティアセンターにおいて企画実施する。また、受講者への支援を行う。
行政(地域福祉課)	広報等において「まちの守り人養成講座」等の周知・啓発を図る。また、見守り活動を行うために必要な支援を行う。

《コラム》市内の様々な見守り活動について

自主防犯・防災グループや交通安全見守り等のグループ活動、認知症サポーター・子ども110番の家などの個人や企業・団体の活動など、活動の仕方や考え方は様々です。また、日常生活の中の活動が、ちょっと見方を変えると立派な見守り活動になることも考えられます。香久山地区では「犬友の会」が犬の散歩に併せて、地域の見守り活動を行うなどの取り組みが行われています。

(2) 協力体制 ～見守り活動を啓発し、理解を広げます～

地域において安心して生活していくためには、多くの個人・機関・団体が見守り活動について理解・協力し、それぞれの役割を意識しながら、地域の取り組みに協力することが必要です。また、日常生活の中で福祉の視点を持った啓発活動を推進し、防災・防犯・交通安全・子ども110番・認知症高齢者徘徊模擬訓練や防災訓練などの活動に多くの人参加を促すとともに、地域の店舗等に見守り活動への協力を促すため、次の取り組みを進めていきます。

だれが？	何をする？
市民・コミュニティ	見守り活動を理解し、積極的に訓練・活動への参加をする。
福祉系法人等	認知症理解への取り組みや、認知症見守り支援の登録など、地域において活動する見守り活動に関する事業に協力する。
社協	住民座談会等において、見守り活動の必要性や様々な見守り支援に関する情報提供を行う。
行政(危機管理課・生活安全課・学校教育課・地域福祉課)	様々な見守り活動への理解や協力を呼びかけていくため、必要な広報啓発を行う。また、見守り活動の継続に必要な支援や助言等を行う。

《コラム》認知症やさしい手ネットにっしん情報配信システム(徘徊SOSネットワークの構築)について

日進市では、認知症の方が行方不明になった場合に備え、その行方不明者の服装や特徴などを電子メールやファクスで一斉に送信し、多くの方に協力を呼びかけるシステムを構築しています。

行方不明者の情報発信は、ご家族などからの依頼に応じて、認知症サポーター養成講座修了者や福祉関係機関など、あらかじめメールアドレスやファクス番号をご登録いただいた人に対して配信しています。一人でも多くの協力者を増やし、安心な地域づくりをめざしています。

(3) 見守り強化 ～見守り活動を広げていきます～

個別支援が必要な要援護者や地域から孤立している世帯などに対し、家族等の承諾を得た上で、定期的な戸別訪問や「つどいの場」を活用し、ゆるやかな見守り活動として、見守る人も見守られる人も、お互いが安心できる距離感で活動できるようにするために、次の取り組みを進めていきます。

だれが？	何をする？
市民・コミュニティ	地域の活動で知り得た情報を、本人や家族等の承諾を得た上で、地域や行政機関等との情報共有を行う。また、「つどいの場」等を活用し、ゆるやかな見守り活動を行う。
福祉系法人等	事業に関わる人で、地域で見守り支援が必要な場合に、本人の承諾を得た上で、行政や地域の協働組織等につなぎ、見守り活動に協力をする。
社協	見守り活動を広く周知し、活動に対する理解や取り組みの推進に向けた啓発を行う。また、地域での戸別訪問等の実施に対して助言等を行う。
行政（危機管理課・地域福祉課・健康課）	災害時要援護者地域支援制度を周知啓発する。また、必要に応じて、協働組織等による情報共有に助言等を行う。さらに、見守り活動に対する理解を深めるために、周知啓発を行う。

《コラム》見守り訪問活動

いざというときには、地域に住む人がお互いのことを知っておくことで、大きな助け合いの力が生まれます。

民生委員児童委員による赤ちゃん訪問や高齢者世帯への定期的な見守り訪問活動のように、戸別訪問を行うには対象者の個人情報に対する守秘義務の徹底が求められます。日進市災害時要援護者地域支援制度では、支援を希望する人が、地域支援者の情報提供に同意することで、地域の見守りの輪を生み出しています。

地域の中で見守り活動を行うと、見守る側と見守られる側という一方的な関係になりやすい面もありますが、自立心を妨げないような、ともに支える地域づくりをめざして、助けられ上手な人を増やしていくことが大切なのではないでしょうか。

(4) 多職種連携 ～活動分野を超えた連絡会や交流会を実施します～

市内で福祉事業を行う事業所が、新たな事業展開のきっかけづくりや事業改善に向けて、児童・障害者・高齢者などの分野を超えた連携の促進をはかります。また、地域の福祉事業者が市民の身近な専門の相談機関として活動するために、次の取り組みを進めていきます。

だれが？	何をする？
市民・コミュニティ	地域の福祉系法人等に相談をつなげ、相談窓口についての理解を深める。
福祉系法人等	市民の身近な専門の相談機関として、行政・社協と連携し、見守りの必要な方に対する支援を行う。また、活動分野を超えた連絡会や交流会に参加し、積極的な情報収集や連携に努める。
社協	福祉分野における中間支援組織として、分野を超えた事業所をつないでいくため、必要な情報共有や連携のあり方等を協議する連絡会や交流会を開催する。
行政(地域福祉課)	児童・障害者・高齢者などの部署を超えた連携体制の構築を行うとともに、連絡会や交流会に参加し、必要に応じた情報提供や支援を行う。 地域の福祉系法人等の身近な相談機関についての周知や紹介を行う。

《コラム》事業者連絡会の役割とは…

行政において福祉総合相談窓口が整備され、福祉分野別の相談機関の連絡調整を行っていきませんが、地域の福祉系法人等においても、市民の身近な相談機関となり、行政・社協との連携が求められています。

専門的な相談機関につながる経路は様々で、高齢者の相談窓口相談していた家族に障害のある人がいるなど、重層的な問題を抱える場合も多くあります。そのため、児童・障害者・高齢者などの分野を超えた事業者間の連携促進を図り、顔の見える関係づくりが重要です。そうした連携体制のもとで、専門分野を生かした協働体制の構築をめざしていきます。

(5) 活動連携 ～市民活動の支援体制の連携を強化します～

NPO・ボランティア・大学等の教育機関やその学生などの市民活動に区分けはないことから、それぞれの支援事業の登録団体や登録者が連携できることが必要です。日頃からにぎわい交流館(市民活動センター)とボランティアセンター等がつながりを持ち、情報交換やデータの共有化に努めていく必要があります。そこで、それぞれの機関や組織が連携や協働することで、得意分野や特性を発揮できるようにするため、次の取り組みを進めていきます。

だれが？	何をする？
市民・コミュニティ	市民活動に対する支援のあり方について、社協や行政等と検討を行い、様々な関係機関とのより良い協働体制を築く。
福祉系法人等	事業所の特性を生かし、市民活動に対する理解と協力を行う。
社協	相談体制の充実や市民活動のきっかけづくりとして、各種ボランティア養成講座を開催するなど、ボランティアセンター機能の充実を図る。また、にぎわい交流館(市民活動センター)等と定期的な協議の場を設ける。
行政(市民協働課)	関係機関との連携を進め、市民活動をつなげるコーディネーターの機能強化や支援体制づくりを行う。

《コラム》市民活動センターとボランティアセンターの連携

市民活動センターは、活動する市民活動団体をサポートするために「スキルアップ講座」や「社会貢献活動推進セミナー」を行い、市民が活動を知り、交流できる場所をめざしています。

また、社協ボランティアセンターは、ボランティアの自発性・自主性・社会性に基づいた支援を行い、地域のニーズに合ったボランティア養成講座を企画・実施して人材を育成し、ボランティア相談員による活動の相談・紹介を行っています。

両センターが連携して、活動のきっかけ作りと継続した支援を行うことで、多様な市民活動の推進をめざしていきます。

【重点事業4】地域福祉活動の安定化に向けた情報集約と支援体制の再編

—現状と課題—

- 幅広く市民活動を支援していくため、人材・資金・拠点などの情報を一元的に集約し、活動を行う人や希望する人が必要な情報を必要なときに入手できるシステムづくりが必要です。
- ボランティア活動も市民活動の一つであり、市民活動を支援する行政との連携や支援内容の情報共有などボランティアセンターの取り組みが重要になります。
- 持続可能な社会の実現に向けて、最近では企業も社会を構成する一員との観点から、企業の社会的責任(CSR)という言葉が用いられています。これは、組織活動が社会へ与える影響に責任を持ち、利害関係者との関係性を重視しながら果たす社会的責任といわれ、より地域社会に配慮した企業活動を行うことが求められています。
- 市民の多様なニーズに対して、様々な市民、市民活動団体、企業、行政等が、それぞれの分野においてそれぞれどのような取り組みができるのかを検討していく必要があります。
- 「わたしのまちの座談会」の意見には、「ボランティアを増やすための施策」「学生ボランティアと地域との連携」「資金力不足」「空家が年々増えている」「現在市民がやっておられる具体的事例を集約し公表を市広報で継続して行う」「市民に福祉問題を提起して関心を高めることが第一」「交通の便が良くない」「生活便利施設として買物に困っている方もいる」「生活圏内でも移動に困ることが多い」等があります。

以上の課題を解決していくため、次の活動を展開していきます。

- ◎(1) 人材データベース ～地域の人材を紹介～
- ◎(2) 資金データベース ～助成金等の情報を提供～
- ◎(3) 空家データベース ～空家等での拠点づくりを支援～
- ◎(4) 移動支援体制の充実 ～福祉有償運送やボランティア輸送の育成～

—活動内容—

◎(1) 人材データベース ～地域の人材を紹介～

市民との協働を進めるため、ボランティアセンターやにぎわい交流館(市民活動センター)などに登録している個人や団体、地域の大学で活動するボランティアサークル等、それぞれの個人や団体がその活動内容や活動地域、活動日時等、細かな活動情報を登録する人材データベースを構築し、その有効な活用方法を検討していくために、次の取り組みを進めていきます。

だれが？	何をする？
市民・コミュニティ	自分が得意なことや協力できる活動などの情報を人材データベースに登録し、活動協力への働きかけを促し、活動依頼があれば協力する。
福祉系法人等	事業所で協力可能な人材の情報を人材データベースに登録し、活動依頼があれば協力をする。
社協	ボランティアセンターが中核となって、幅広い市民活動の情報をまとめた人材データベースを設け、ホームページやSNS(ソーシャルネットワークサービス)を活用した活動情報の提供を行う。
行政(地域福祉課・市民協働課・生涯学習課)	関係する部署や関係団体に協力を依頼し、人材データベースについて周知啓発を行う。また、人材データベース運営に必要な支援を検討する。

《コラム》人材データベースの活用方法

今までは、講師人材の紹介を主とした「まちかどネットワーク」や活動を行っている団体等からニーズを聞き取り、ボランティアセンターにおいて、ボランティア活動のマッチングを行ってきました。活動の担い手として、より幅広く人材の募集をかけて、多様な市民活動の促進を図るために、団体組織からの依頼だけではなく、支援を必要とする障害者など個人からの依頼に対しても対応できるようボランティアセンターの機能強化が求められます。

(2) 資金データベース ～助成金等の情報を提供～

全国の財団法人等による活動助成事業や行政・社協にて行う協働・助成事業、ボランティア団体に対する補助制度などがあります。活動の資金を希望する団体等に対して、助成金等に関する様々な情報を提供していくために、次の取り組みを進めていきます。

だれが？	何をする？
市民・コミュニティ	赤い羽根共同募金や社協会費など、福祉を目的とした募金や寄付等に可能な範囲の協力を行う。
福祉系法人等	企業の社会的責任を担う活動として、地域活動への参加や協賛、寄付等、可能な範囲の協力を行う。
社協	ボランティアセンターにおいて、様々な助成事業等の情報提供を行うとともに、赤い羽根共同募金等の支援を地域福祉活動に活用する。また、社協会費を財源とした地域活動の助成事業を継続して行う。
行政（地域福祉課）	地域活動が安定的に行われるために必要な支援について検討する。

《コラム》活動資金データベースの活用方法

日進市には、環境基本計画市民活動補助金や公募提案型共同事業の実施など多くの市民自治活動団体との協働事業が実施されています。また、社協では、赤い羽根共同募金配分金を活用した地域活動助成事業として、公募団体に対して、プレゼンテーションによる助成制度があります。このような市民活動を支援する助成事業をデータベース化することで、新たな活動をはじめたい団体に対して、活動を具体化するための参考になると考えられます。

民間助成団体の情報については、愛知県社会福祉協議会ボランティアセンターのホームページ(<http://aichivc.jp/jyosei.html>)で掲載されています。

(3) 空家データベース ～空家等での拠点づくりを支援～

安定的に地域活動を行うためには拠点の確保が必要です。公共施設も活動拠点のひとつですが、スペースには限りがあることから、地域にある空家等を活用できるように必要な情報をまとめ、地域活動とマッチングしていくため、次の取り組みを進めていきます。

だれが？	何をする？
市民・コミュニティ	空家等の情報提供を行い、利用の希望がある場合に可能な範囲で協力する。
福祉系法人等	施設の空スペース等の情報提供を行い、地域から利用の希望がある場合に可能な範囲で協力する。
社協	管理する施設の利用方法等を見直し、市民活動における利便性の向上を図る。また、地域の施設状況を把握し、地域活動を考えている団体や市民に情報提供を行う。
行政（地域福祉課・都市計画課）	所有者等との連絡調整を行い、空家等に関する情報を集約し、利活用できる空家等の情報を提供するシステムづくりを検討する。また、公共施設の利便性の向上に努める。

《コラム》空家データベースとは…

空家等を活用した施策などを展開するため、市内の空家等の情報を一元管理し、検索・逐次追加・削除などを行う仕組みを指します。

空家等の実態調査などを行うことで空家データベースを構築し、定住人口増加のための誘導・促進や地域活性及び地域コミュニティの維持につながる施策を行う場として提供可能な空家等の情報を集約していきます。

東山地区で展開している「ぶらっとホーム」が、空家等を利活用した「つどいの場」として地域コミュニティに活用されています。

◎(4) 移動支援体制の充実 ～福祉有償運送やボランティア輸送の育成～

移動に困難を抱える人が地域の様々な活動に参加しやすくなるように、福祉有償運送やボランティア輸送を行うNPO法人等の団体を支援していくことで、移動に困難を抱える人が地域との交流を図ることができる地域づくりを進めていくため、次の取り組みを進めていきます。

だれが？	何をする？
市民・コミュニティ	持続可能な地域社会を構築するため、地域のボランティア活動や民間サービスを積極的に利用する。
福祉系法人等	事業における送迎や福祉有償運送、ボランティア輸送などの実施に協力する。
社協	移動に関する活動をしたい人に適切な情報提供を行う。 活動情報の積極的な広報を行う。 事業における送迎や福祉有償運送やボランティア輸送などの実施に協力する。
行政(地域福祉課・生活安全課)	公共交通施策の見直しを図るとともに、福祉有償運送やボランティア輸送を実施する事業者の運営支援等を行う。

《コラム》福祉有償運送とは…

福祉有償運送は、タクシー等の公共交通機関によっては要介護者、身体障害者等に対する十分な輸送サービスが確保できないと認められる場合に、NPO法人、公益法人、社会福祉法人などが、実費の範囲内であり、営利とは認められない範囲の対価によって、乗車定員11人未満の自家用自動車を使用して会員に対して行うドア・ツー・ドアの個別輸送サービスをいい、この福祉有償運送を行う場合には、運輸支局長などの行う登録を受ける必要があります。

【重点事業5】「つどいの場」の開設支援

—現状と課題—

- 地域において、高齢となっても身体的・精神的に健康で自立した生活ができるよう、地域内で互いの顔が見える関係づくりの場として、これまでも様々な「つどいの場」が行われています。
- 「ふれあい・いきいきサロン」は、ボランティアが事業の内容を考え、昼食会や体操教室などの様々な行事を行っています。しかし、スタッフの高齢化や他の地域にサロンを広げていくためには、サロンを支えるボランティア養成が課題となっています。
- 「ほっとカフェ」「ぶらっとホーム」は、集会所などを利用した地域の喫茶スペースとして、地域の中で交流を図る場を作り出しています。地域に応じて行事や講座を行うなど、様々な内容の交流事業が行われていますが、活動に対するより適切な支援方法について検討が必要です。
- 本計画の「つどいの場」とは、上記のような地域の「つながり」が生まれる場のすべてを指しています。地域にある様々な居場所が「つどいの場」であり、市民が自分にあった居場所を選び参加することで、地域の中での新たなつながりが生まれます。
- 「わたしのまちの座談会」からの意見として、「市民(自治会員)が他地区からの入居者が多く、地域への根付きが難しい」「地区内の高齢化が進み、市民個々のコミュニケーションが本当に少なくなっている」「世代間の交流や、地域や団地内でも交流がなくて困っている」「気楽に利用できるたまり場が欲しい」等があります。

以上の課題を解決していくため、次の活動を展開していきます。

- ◎(1) 出会いの場づくり ～「つどいの場」の開設を支援します～
- (2) まなびの場づくり ～地域課題を共有します～(再掲)
- (3) 協議の場づくり ～地域に応じた協働組織を設置します～(再掲)
- (4) 協働の場づくり ～地域の協働組織の運営を支援します～(再掲)
- (5) 継続の場づくり ～運営が継続されるよう支援します～

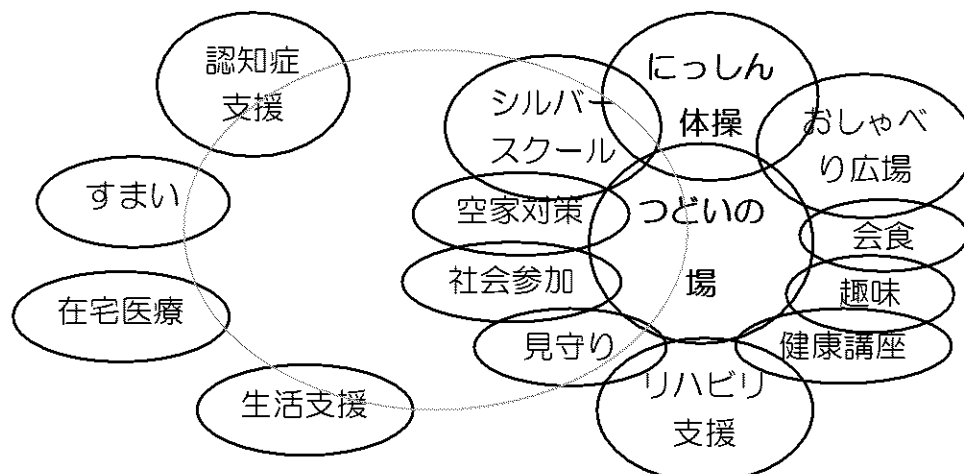
—活動内容—

◎(1) 出会いの場づくり ～「つどいの場」の開設を支援します～

「つどいの場」をそれぞれの地域で歩いて行ける範囲に開設し、「つどいの場」を通じて、健康づくりや余暇活動等の多種多様な場を作ることにより、制度や立場などを超えて市民が集まる「つどいの場」づくりを推進していくため、次の取り組みを進めていきます。

だれが？	何をする？
市民・コミュニティ	様々な福祉活動に積極的に参加する。 地域の「つどいの場」を立ち上げるため、勉強会に参加するなど可能な協力を行う。
福祉系法人等	「つどいの場」の目的を理解し、空きスペースの提供や専門的な見地からの助言など、可能な協力を行う。
社協	「つどいの場」の必要性を周知啓発する。また、「住民座談会」を活用し、協働組織の開設を希望する地域に対して、開設及び運営の支援や情報提供など、可能な支援を行う。
行政(地域福祉課・健康課)	「つどいの場」が安定的に運営できるよう、既存の事業等の見直しや運営の支援を検討し、広報啓発を行う。また、健康づくりなどをきっかけとした、「つどいの場」づくりを保健センター・社協・生活支援コーディネーター・市民・コミュニティと連携して開設する。

《コラム》にっしん体操をきっかけに「つどいの場」づくり
色々なきっかけが市民の集まる「つどいの場」を生み出していきます。



(2) まなびの場づくり ～地域課題を共有します～(再掲)

「わたしの問題はわたしたちの問題」などをテーマに、個人の抱える問題を地域に存在する問題として共有していくために、自治組織単位などにおいて、市民参加による話し合いの場が必要です。地域の話し合いの場となる「住民座談会」を開催していくため、次の取り組みを進めていきます。

だれが？	何をする？
市民・コミュニティ	地域課題を提起する「住民座談会」に積極的に参加し、その課題を通じて市民相互の理解を深める。
福祉系法人等	所在する地域における「住民座談会」に積極的に参加し、地域課題を共有する。
社協	自治組織単位での希望に応じて「住民座談会」を開催し、地域の課題を整理し、課題解決に向けた活動支援や助言等を行う。
行政(地域福祉課)	「住民座談会」に参加することで、地域課題の集約を行い、全市的な課題に対する支援策の検討や地域活動の支援等を行う。

《コラム》地域に必要な「つどいの場」とは…

「住民座談会」から、「地域の中で交流する場がない」「顔が見える関係が薄れてきた」という声が多く寄せられることがあります。それを解決する活動として、地域の集会所や公民館を利用した「ふれあい・いきいきサロン」や「ほっとカフェ」などを開いてみてはいかがでしょうか。参加者は単にお客様ではなく、集まった一人ひとりが主役となって自分たちが作る「つどいの場」で、人と会い、話し、笑い、いろいろなプログラムにより楽しい時間を過ごす。参加者の顔が見えることでゆるやかな見守り活動にもなりますし、みんなが話していたことが新たな地域課題の発見につながるかもしれません。

(3) 協議の場づくり ～地域に応じた協働組織を設置します～(再掲)

地域の活動を活性化するために、区や自治会のほか、NPOや事業者など、様々な個人・機関・団体等の参画や連携が必要となります。これらの人々をつないでいくためには、地域の状況に応じた協働組織の立ち上げが求められることから、次の取り組みを進めていきます。

だれが？	何をする？
市民・コミュニティ	NPOや事業者などの様々な連携先の特徴や性格を理解し、地域の特徴や状況に応じて既存組織の活用や新たな組織の立ち上げなどを「地域たすけあい相談員」と行うとともに、協働組織に対して継続的に参画する。
福祉系法人等	コミュニティや協働組織等からの要請に応じて、協働組織への参加や広報等の協力を行う。
社協	区や自治会等に対して、「地域たすけあい相談員」が中心となり、地域の協働組織準備会等の企画立案やモデル要綱の作成、設置後の活動支援など、協働組織の設置に向けたコーディネートを行う。
行政(地域福祉課)	市民に広く地域福祉計画の周知を図り、区や自治会などに、協働組織の必要性や役割などについて理解を広げる。

《コラム》「つどいの場」開設に向けて…

地域で「つどいの場」を開設するためには、みんなに集まってもらう場所・運営する人・必要な備品等の経費が必要になります。これら、開設に向けた「壁」となる条件を、少しでも解消しやすくするために、組織的な支援が必要となります。

協働組織のみんなで協議することで、自治組織と集会所等の利用や資金援助に関する交渉、回覧板などを活用した人材の募集などの周知活動を効率的に実施することができます。

御岳福祉まちづくりの会では、社協からの補助金を活用しながら、地域活動を行う人や老人クラブ・子ども会・自治会役員等が委員として協議の場に参加し、お互いの活動を理解する中で、みんなで安心安全なまちづくりを進めています。

(4) 協働の場づくり ～地域の協働組織の運営を支援します～(再掲)

「住民座談会」で寄せられた地域課題を地域のみんで解決していくため、協働組織等による活動の立ち上げや支援の実施、「つどいの場」づくりなど継続的に課題解決に取り組める運営体制づくりのために、次の取り組みを進めていきます。

だれが？	何をする？
市民・コミュニティ	地域課題をみんなで解決するため、協働組織等においてどのような活動が必要か協議し、できることから活動や協力を行う。また、ゆるやかなつながりでお互いの見守りや手助けなどを行う。
福祉系法人等	地域からの要請に応じて、可能な範囲において課題解決に向けた事業への協力を行う。また、行政等と連携し、個別課題を抱える人の把握や支援を行う。
社協	住民座談会や協働組織の準備会等、定期的な話し合いの場を開催し、市民の自主的な運営の支援を行う。地域課題を解決するために必要な人材の育成をする。
行政(地域福祉課)	必要に応じて生活支援コーディネーターの配置を行い、人材育成等の支援を行う。協働組織の継続的な運営やさらなる活動の活性化等を支援するために、既存事業の見直しを図りながら、協働組織活動の支援方法について検討する。

《コラム》地域活動をみんなで支えるために…

協働組織を運営する一員として、「つどいの場」協力者の存在は欠かせません。地域課題を解決する場として、また、地域活動をはじめめるための気軽な場として、「つどいの場」の持つ役割は多岐にわたります。このため、自治組織と連携して、協働組織から「つどいの場」の役割を地域に理解してもらい、その運営を積極的に支援していくことが求められます。だれもが参加でき、だれもが協力できる活動が「つどいの場」であると言えます。

また、ボランティアセンターの機能として、様々なボランティアニーズのコーディネートがありますが、市民が継続的により良い「つどいの場」を運営していくために、ボランティアセンターによる助成制度や情報交換の場の支援等によって、みんなで地域活動を支えるためのコーディネートを行っていきます。

(5) 継続の場づくり ～運営が継続されるよう支援します～

だれでも参加できる「つどいの場」は、地域に顔の見える関係をつくり、ちょっとした困りごとを助け合える地域づくりをめざします。今も様々な形で「つどいの場」が開かれており、「つどいの場」に決まった形はありません。地域の状況や時代の変化に応じて、形を変えながらも地域で「出会いの場」が継続されるために、次の取り組みを進めていきます。

だれが？	何をする？
市民・コミュニティ	ときには運営者として、ときには参加者として、何らかの形で「つどいの場」に協力する。また、ゆるやかなつながりでお互いの見守りや手助けを行う。
福祉系法人等	生活支援コーディネーターと協働し、地域の「つどいの場」を把握し、必要に応じた協力や支援を行う。
社協	「まちの守り人講座」やボランティア養成講座などにおいて、地域のキーパーソンとなる人材育成を行う。また、社協会費の地域還元として、「つどいの場」の活動費の助成を検討する。
行政（地域福祉課・健康課）	必要に応じた生活支援コーディネーターの配置を行う。「つどいの場」の取り組みなどを広報啓発する。既存の事業を見直しながら、人材育成等の運営支援を行う。さらなる地域の自主的な活動の活性化を促す。

《コラム》「つどいの場」への人材支援

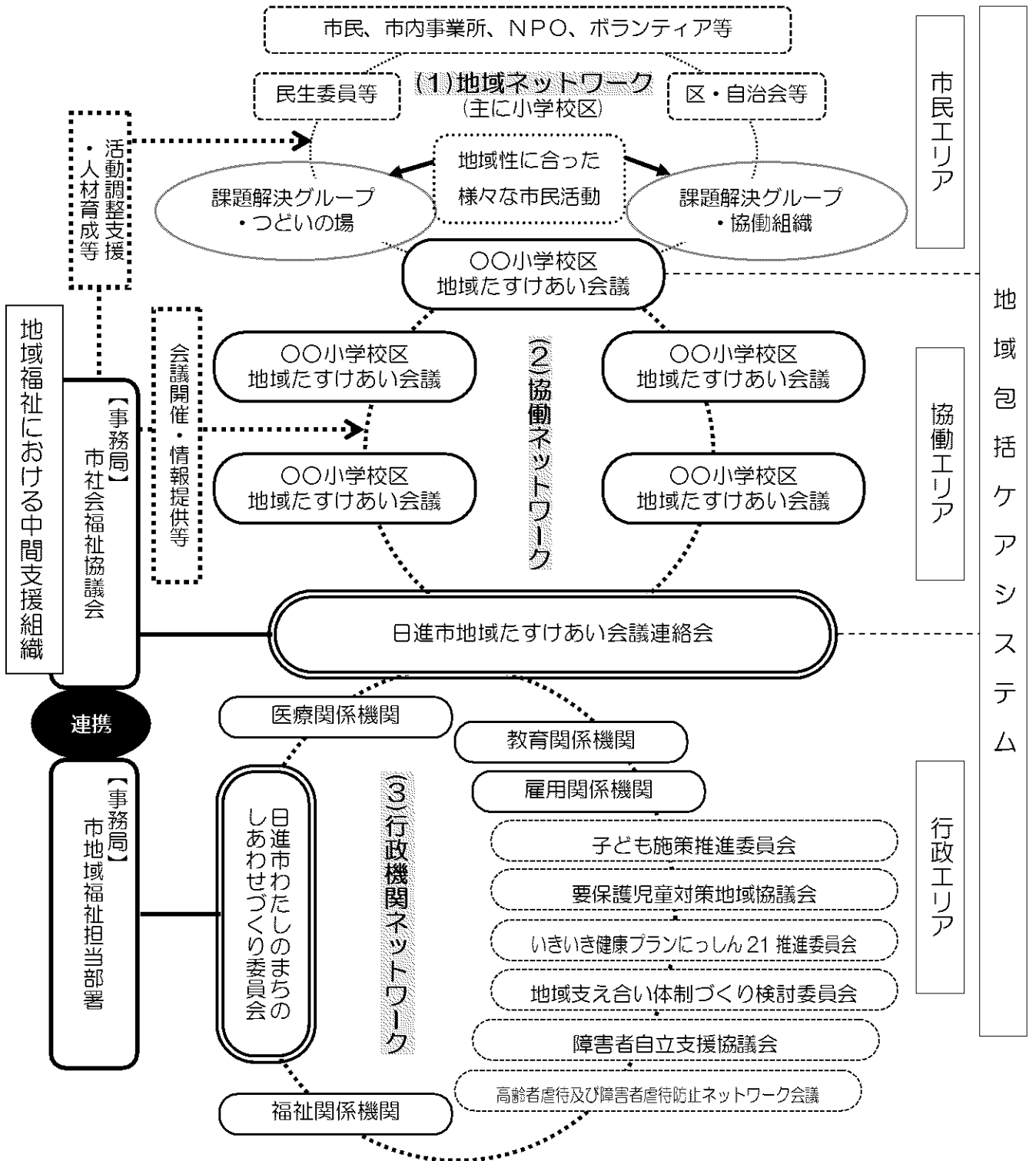
現在も、「つどいの場」には多くの人に関わり、地域活動を支援しています。保健師による健康チェックや理学療法士による介護予防・健康づくり、地域包括支援センターによる消費者被害防止の講話、地域にお住いの方が講師となって行う趣味・創作活動など、様々な支援内容があります。

地域の特色を生かした「つどいの場」に応じて、必要な人材を育成・派遣できるようなボランティアセンターなどの仕組みを、これからも継続して実施していきます。

第5章

計画の推進

1 今後の推進体制



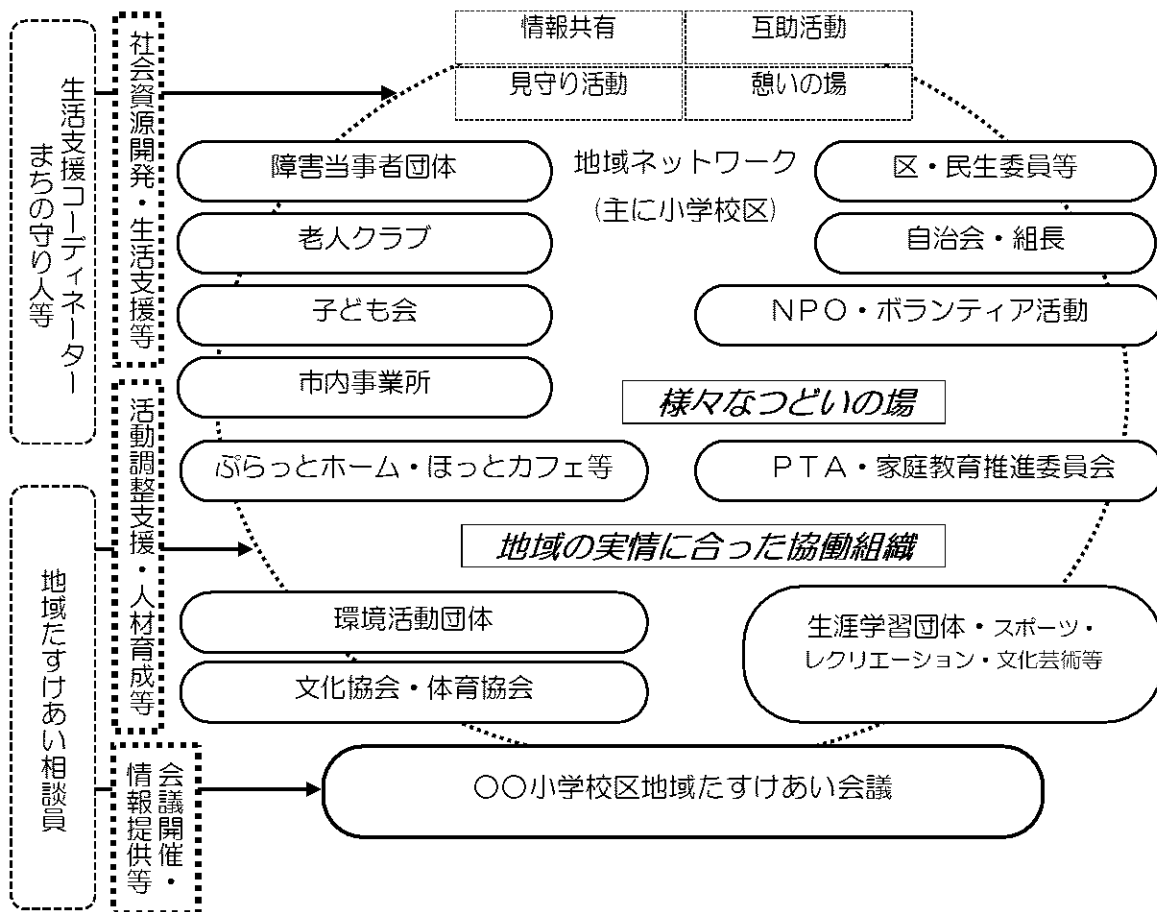
主に小学校区を単位として、地域ネットワークを構築し、地域活動を活性化していくため、社協の支援の下で地域たすけあい会議を設置していきます。

また、地域たすけあい会議の代表者等で構成する連絡会を設け、各地域の取り組みなどを情報共有し、地域課題を整理していきます。

さらに、連絡会による課題や地域福祉に関係する各機関の課題を協議する機関を設けていくことで、ネットワーク範囲の規模に応じて重層的なネットワークの構築を進めていきます。

(1) 地域ネットワーク(主に小学校区)の役割

- 地域課題の把握(情報の共有化)
- 課題解決グループの調整
- ネットワーク構築(課題解決事例の共有化)
- 権利擁護意識の向上(福祉情報の提供)
- 地域資源の共有化と活動の調整 等



(2) 協働ネットワークの役割

- ニーズ把握(地域課題の集約)
- ネットワーク構築(課題解決事例の集約)
- 地域資源の共有化と整合性の確認
- 研修・勉強会の開催
- 権利擁護の啓発(支援の質的向上) 等

(3) 行政機関ネットワークの役割

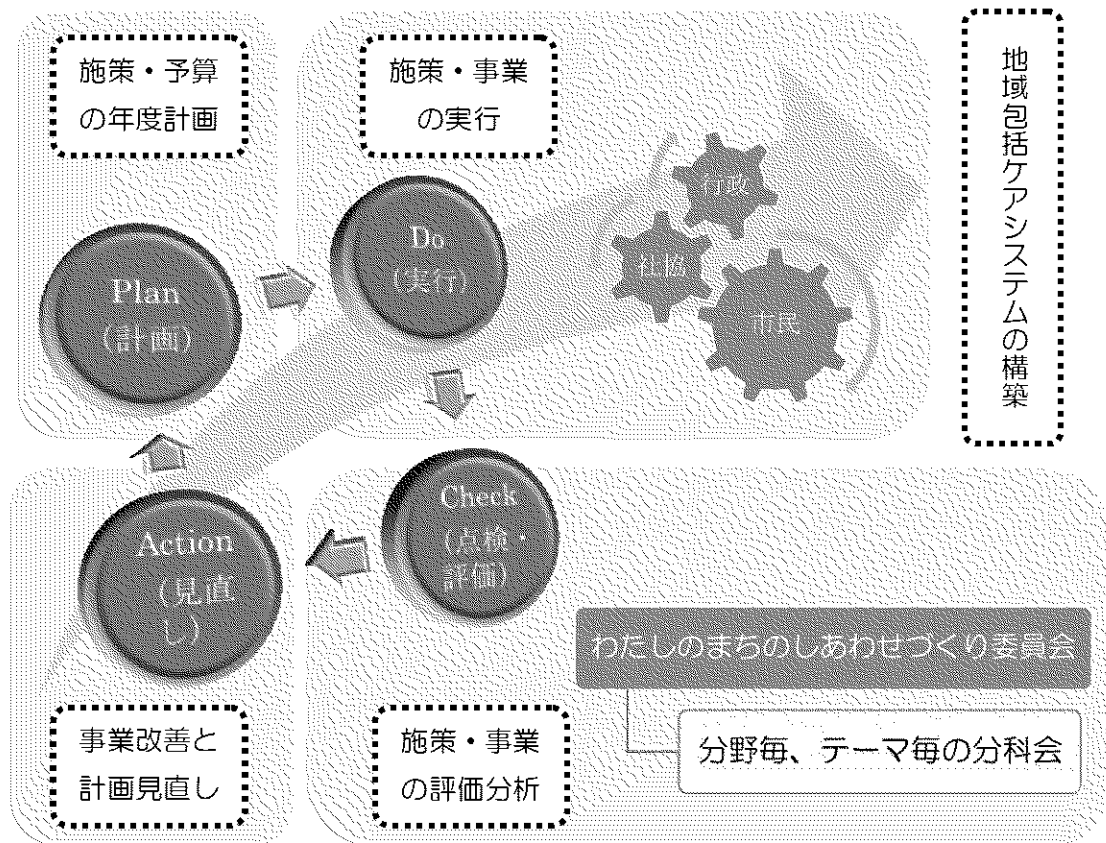
- 情報機能(情報の共有と発信)
 - 個別ケア会議の開催(困難ケース対応)
 - ニーズ把握(潜在化した情報の顕在化)
- 調整機能(ネットワーク構築・顔の見える関係)
 - 関係機関・施策との連携
 - 分野ごとの資源の共有化と整合性の確認
- 開発機能(社会資源の開発・改善)
- 教育機能(構成員の資質向上・研修の場)
- 権利擁護機能(困難事例への対応)
- 評価機能(PDCAサイクルの導入) 等

2 計画の進捗管理

PDCAサイクルにより本計画の進捗管理を毎年度行います。市や社協における地域福祉活動の実施状況について把握し、また、市関係各課や社協において計画の進捗状況を取りまとめ、各小学校地域の地域たすけあい会議等から市民の意見を集約を図ります。それらの結果を踏まえて評価し、「日進市わたしのまちのしあわせづくり委員会」において地域福祉施策の推進における助言・提言を受け、取り組みの処置・改善を図っていきます。

また、5年を目処に活動計画の中間評価を含めた計画の見直しを行っていきます。

本計画は、保健・医療・福祉の領域にとどまらず、地域福祉を切り口とした日常の社会全体を包含した計画です。そのため、本計画の推進においては、主に福祉分野の諸計画の進捗状況と整合性を図りながら、社会福祉に関する活動を包括していくことで、地域包括ケアシステムの構築を図っていきます。



【重点事業1】市内すべての地域をつなぐ横断組織の設置と活動の拡充

評価指標名	主な 関係部署等(※)	現状値	目標値 (5年後)	目標値根拠等
福祉総合相談窓口の設置 【新規】	福祉部局、 企画政策課	設置なし	設置あり	
地域たすけあい相談員の 配置【新規】	社協	0地区	9地区	5年で全9小学校区
地域での座談会等開催回数	地域福祉課、 社協	14回	95回	全19区等×年 1回×5年間
区・自治会での協働組織 の設置	地域福祉課、 社協	2カ所※	19カ所	5年で全19区 に1カ所 ※南ヶ丘福祉ま ちづくり協議会、 御岳福祉まちづ くりの会
生活支援コーディネータ ーの配置人数【新規】	地域福祉課	0人	3人	5年後までに旧 中学校区に1人
地域たすけあい会議の設 置【新規】	地域福祉課、 社協	0カ所	9カ所	5年で全9小学校区

※本章の課名については平成27年度行政機構の名称を記載しています。

【重点事業2】新たな要支援者層や困りごとを抱える人への支援

評価指標名	主な 関係部署等	現状値	目標値 (5年後)	目標値根拠等
横断的な専門部署の個別 ケア会議の開催【新規】	地域福祉課、 介護福祉課、 子育て支援課、 健康課、 生活安全課、 学校教育課、 収納課、 社協	未実施	実施	
生活困窮者等に関する研 修会開催回数【新規】	社協	0回/年	1回/年	年1回
当事者交流会の場づくり	地域福祉課、 社協	3カ所※	5カ所	2年1カ所増 ※介護者のつど い、精神障害者の 居場所「すばる」、 認知症カフェ
生活保護世帯の就労率	地域福祉課、 社協	69%	75%	年約1%増

【重点事業3】協働による地域の見守り支援体制の充実

評価指標名	主な 関係部署等	現状値	目標値 (5年後)	目標値根拠等
見守り活動養成人数	地域福祉課、 社協	4,193人	5,500人	年約220人増
こども110番登録戸数	学校教育課	548戸	600戸	年約10戸増
認知症高齢者徘徊模擬訓 練実施回数	地域福祉課	0回/年	2回/年	5年で全9小学 校区目処
防災訓練実施回数	危機管理課	2回/年	2回/年	5年で全9小学 校区目処

評価指標名	主な 関係部署等	現状値	目標値 (5年後)	目標値根拠等
地域の自主防災組織数	危機管理課	32団体	35団体	全19区に設立 (重複あり)
地域の自主防犯組織数	生活安全課	26団体	29団体	全19区に設立 (重複あり)
地域での座談会等開催回数	地域福祉課、 社協	14回	95回	再掲
災害時要援護者数	危機管理課	1,124人	1,370人	年約50人増
高齢者世帯福祉票登録世帯数	地域福祉課	906世帯	1,150世帯	年約50世帯増
民生委員児童委員による 赤ちゃん訪問の割合	健康課	98%	100%	対象者全員
福祉事業者交流会開催回数【新規】	地域福祉課、 社協	0回/年	2回/年	5年後までに軌道に乗せる
市民活動に関する相談件数	市民協働課、 社協	51件/年	100件/年	年約10件増
各種ボランティア養成講座受講者延人数	社協	265人/年	300人/年	年約10人増

【重点事業4】地域福祉活動の安定化に向けた情報集約と支援体制の再編

評価指標名	主な 関係部署等	現状値	目標値 (5年後)	目標値根拠等
地域の人材情報の集約【新規】	地域福祉課、 市民協働課、 生涯学習課、 社協	未実施	実施	
助成金等の情報の集約【新規】	地域福祉課、 社協	未実施	実施	

評価指標名	主な 関係部署等	現状値	目標値 (5年後)	目標値根拠等
空家等の情報集約【新規】	地域福祉課、 都市計画課、 社協	未実施	実施	
福祉有償運送実施事業者 数	地域福祉課、 社協	1事業者	3事業者	2年1事業者増

【重点事業5】「つどいの場」の開設支援

評価指標名	主な 関係部署等	現状値	目標値 (5年後)	目標値根拠等
つどいの場の開設	地域福祉課、 社協	22カ所※	50カ所	年約5カ所増 ※ほっとカフェ、 ぶらっとホーム、 ふれあい・いきい きサロン
地域での座談会等開催回 数	地域福祉課、 社協	14回	95回	再掲
区・自治会での協働組織 の設置	地域福祉課、 社協	2カ所	19カ所	再掲
生活支援コーディネータ ーの配置人数【新規】	地域福祉課	0人	3人	再掲
各種ボランティア養成講 座受講者延人数	社協	265人/年	300人/年	再掲

資料編

1 計画策定の経緯

(1) 日進市わたしのまちのしあわせづくり委員会の開催日程

	日時	内容
第1回	平成26年4月28日	○委員の委嘱 ○委員会の開催趣旨・役割等について ○年間スケジュールについて ○これまでの計画の達成度について
第2回	平成26年10月2日	○プロジェクト会議及びサポーター会議における検討状況について ○計画(素案)について
第3回	平成26年11月6日	○プロジェクト会議及びサポーター会議における検討状況について ○計画(案)について ○パブリックコメントについて
第4回	平成27年2月12日	○パブリックコメントの報告について ○今後の推進体制(案)について ○計画目標値に対する実施方針案(平成27年度)について

(2) 日進市わたしのまちのサポーター会議の開催日程

	日 時	内 容
第1回	平成 26 年 3 月 15 日	<ul style="list-style-type: none"> ○ミニ勉強会「日進市の地域福祉について」 講師：谷口功(椋山女学園大学人間関係学部准教授) ○各小学校区座談会成果報告 ○今後の会議進行について ○意見交換
第2回	平成 26 年 5 月 24 日	<ul style="list-style-type: none"> 「日進市の地域福祉について知ろう。そして想いを語ろう！」 ○上位計画/関連計画/国・県・類似事例の動向について ○これまでの計画の達成度と課題について ○「想いを語ろう！良いところ、イマイチなところ。」
第3回	平成 26 年 6 月 5 日	<ul style="list-style-type: none"> 「実際に活動がなされている現場をみんなで勉強しよう！」 ○市内地域活動現場(御岳ほっとカフェ)見学
	平成 26 年 6 月 10 日	<ul style="list-style-type: none"> ○市内地域活動現場(南ヶ丘ぷらっとホーム、岩崎台ぷらっとホーム)見学
	平成 26 年 6 月 21 日	<ul style="list-style-type: none"> ○市内地域活動現場(あいあいの家)見学 ○サポーター委員による活動リレートーク
第4回	平成 26 年 7 月 19 日	<ul style="list-style-type: none"> 「熱い想いを実現へ！さあ、どんな活動を進めていけばよいか」 ○前回までのふりかえり ○活動案についてテーブルトーク ○サポーター委員による活動リレートーク
第5回	平成 26 年 8 月 16 日	<ul style="list-style-type: none"> 「活動のために必要なコトをさらに具体的に考えてみよう！」 ○前回までのふりかえり ○活動案についてテーブルトーク ○サポーター委員によるリレートーク
第6回	平成 26 年 9 月 20 日	<ul style="list-style-type: none"> 「多くの人と協働を進めるために！市・市民・事業者の役割分担を考えて、さらに具体的に検討しよう！」 ○前回までのふりかえり ○活動案についてテーブルトーク

第7回	平成 26 年 10 月 18 日	<p>「計画素案ができました。さあ、忘れていないかな。確認・検討しよう！」</p> <ul style="list-style-type: none"> ○前回のふりかえり ○計画(素案)についてテーブルトーク
第8回	平成 26 年 11 月 29 日	<p>「修正された計画素案を再度、確認。」</p> <ul style="list-style-type: none"> ○前回のふりかえり ○計画(素案)のチェック
第9回	平成 27 年 1 月 31 日	<p>「できました！ にっしん幸せまちづくりプラン」</p> <ul style="list-style-type: none"> ○前回のふりかえり ○計画へのパブリックコメントについて説明 ○これから計画を展開するための意見交換 ○今後の予定&地域福祉フォーラムについて

(3) プロジェクト会議(庁内検討会議)の開催日程

	日 時	内 容
第1回	平成 26 年 5 月 8 日	○ミニ勉強会「日進市の地域福祉について」 講師：谷口功(椋山女学園大学人間関係学部准教授) ○上位計画/関連計画/国・県・類似事例の動向について ○これまでの計画の達成度と課題について ○プロジェクト会員によるリレートーク
第2回	平成 26 年 6 月 16 日	「風呂敷を広げて考えてみよう！～意見の発散を恐れずに」 ○方針案についてテーブルトーク
第3回	平成 26 年 7 月 3 日	「広げた風呂敷をギュッとしばって考えます！～意見を収束へ」 ○事務局の想いを披露「今、この様に考えています。」 ○方針案についてテーブルトーク
8 月から 12 月にかけて、各方針案について関係部署と個別に内容調整。		
第4回	平成 26 年 10 月 24 日	「計画の素案を作成しました。みなさんで確認をお願いします！」 ○計画(素案)の確認について

(1) 日進市わたしのまちのしあわせづくり委員会設置要綱

平成26年 2月28日
要綱第 14号

(設置)

第1条 地域社会を構成する市民や団体等が、相互に協力し、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられ、しあわせな日常生活を営むことができるように、地域における社会福祉(以下「地域福祉」という。)の推進を図るため、日進市わたしのまちのしあわせづくり委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 日進市は、地域福祉の推進を図るにあたり、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第109条第1項の規定により、地域福祉の推進を図ることを目的とする団体である社会福祉法人日進市社会福祉協議会(以下「社協」という。)と協働して実施するものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 日進市が所管する地域福祉計画及び社協が所管する地域福祉活動計画(以下「地域福祉計画等」という。)の策定に関すること
- (2) 地域福祉計画等の事業推進及び評価に関すること
- (3) その他地域福祉の推進に関すること

(組織)

第3条 委員会は、委員15名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 区長経験者
- (3) 民生委員児童委員の代表者
- (4) 市民活動団体構成員
- (5) 教育機関構成員
- (6) 社会福祉関係事業者
- (7) 公募の市民
- (8) その他市長が必要と認める者

3 委員会は必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

4 委員会は、必要に応じて地域福祉の推進のために必要な会議等を設置することができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により定め、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長が委員のうちから指名する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集する。ただし、初回の会議については市長が招集する。

2 委員会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

(秘密の保持)

第7条 委員は、その職務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

(謝礼)

第8条 委員に対する謝礼は、当該年度の予算の範囲内において支給する。

(庶務)

第9条 委員会において、主に地域福祉計画に関する庶務は福祉部福祉課が処理し、主に地域福祉活動計画に関する庶務は社協が処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

2 次に掲げる要綱は、平成26年3月31日をもって廃止する。

(1)日進市地域福祉計画策定委員会設置要綱(平成16年日進市要綱第16号)

(2)日進市地域福祉計画に係るにっしん支え合い市民会議設置要綱(平成16年日進市要綱第30号)

(3)日進市地域福祉推進協議会設置要綱(平成18年日進市要綱第25号)

(4)日進市地域福祉推進連絡会議設置要綱(平成18年日進市要綱第26号)

3 この要綱は、平成26年4月16日から施行する。

(2) 日進市わたしのまちのサポーター会議設置要綱

平成26年1月20日
要綱第1号

(設置及び運営)

第1条 地域福祉の推進を目的として、住民や地域の社会福祉関係者などと相互協力して策定する日進市地域福祉計画(以下「地域福祉計画」)及び日進市地域福祉活動計画(以下「活動計画」という。)の策定の推進を図るため、日進市わたしのまちのサポーター会議(以下「サポーター会議」という。)を設置し、運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 サポーター会議の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 地域福祉計画及び活動計画の策定に関すること。
- (2) その他地域福祉に関し日進市社会福祉協議会長が特に必要と認めたこと。

(組織)

第3条 サポーター会議は、委員20人以内をもって組織する。

2 次の各号に掲げる者のうちから、日進市社会福祉協議会長が任命する。

- (1) 公募した市民
- (2) 福祉事業者
- (3) その他日進市社会福祉協議会長が必要と認める者

3 サポーター会議には、必要に応じて部会を設けることができるものとする。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、計画の策定に係る業務が完了するまでとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 サポーター会議に、委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 サポーター会議は、委員長が招集し、その議長には委員長を充てる。

2 サポーター会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 サポーター会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員はサポーター会議が円滑に進行するよう協力しなければならない。また、委員長はサポーター会議の進行を著しく妨げる行為等が認められる場合は、

他の委員全員の同意を得た後、対象者を解任することができる。

(謝礼)

第7条 サポーター会議の委員に対する謝礼は、会議1回参加につき500円とし予算の範囲内で支給する。

(個人情報の保護)

第8条 サポーター会議の関係者又は関係者であった者は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(庶務)

第9条 サポーター会議の庶務は、日進市社会福祉協議会地域福祉係において処理する。ただし、サポーター会議の運営を適切に行うことができると認められる事業者に対し、運営の一部又は全部を委託することができる。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、サポーター会議の運営に関し必要な事項にあつては、会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年2月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、平成27年3月31日にその効力を失う。

(1) 日進市わたしのまちのしあわせづくり委員会

氏名	選任する内容	備考
◎ 谷口 功	学識経験を有する者	椋山女学園大学人間関係学部准教授
山路 敏雄	区長経験者	南ヶ丘区長経験者
伴 律子	民生委員・児童委員 代表者	日進市民生・児童委員協議会
鈴木 義尊	市民活動団体関係者	日進市老人クラブ連合会会長経験者
大野 忠夫		日進市ボランティア連絡協議会
高部 友規		赤池学区家庭教育推進委員会
高橋 光雄	教育機関関係者	竹の山小学校長
秋田 有加里		愛知淑徳大学コミュニティ・コラボレーションセンター
○ 井手 宏	社会福祉関係事業者	日進市東部地域包括支援センター長
住田 敦子		尾張東部成年後見センター長
成田 ゆき江		日東子育て支援センター長
田口 恵美子	公募の市民	公募市民
井口 絃一	その他市長が必要と 認める者	日進市わたしのまちのサポーター会議委員長
数井 美津子		日進市わたしのまちのサポーター会議副委員長

◎委員長 ○副委員長

(2) 日進市わたしのまちのサポーター会議

氏 名	選任する内容	備 考
奥野 凌	公募した市民	
関 博雄		
出原 伸平		
◎ 井口 絃一		
板元 伸夫		
古川 寿雄		
酒井 信		
幸村 朋子		
萩原 吉晴		
和田 和夫		
橋本 侑実		
○ 数井 美津子	福祉事業者	NPO 法人リビングサポートあいあいの家
松島 弘治		社会福祉法人 ポレポレ
牛田 由美子		NPO 法人ファミリーステーションR i n
竹内 由美子		NPO 法人じゃんぐるじむ
中島 五郎		デイサービスさくらの家
大川 彰治		小規模多機能型ホーム第2 むつみ苑
山田 幹雄		社会福祉法人 あかいかい寿老会

◎委員長 ○副委員長

(3) プロジェクト会議(庁内検討会議)

氏 名	所 属 課
柏木 晶	企画政策課
◎ 石川 雅之	危機管理課
河村 秀根	財政課
加藤 誠	収納課
杉田 武史	市民協働課
井筒 達也	生活安全課
鬼頭 聡	環境課
近野 友美	健康課
水谷 大介	高齢福祉課
○ 祖父江 直文	児童課
櫻井 正弘	福祉会館
大橋 大泉	都市計画課
小柳 和之	産業振興課
近藤 香織	教育総務課
長谷川 厚	学校教育課
須崎 泰紀	生涯学習課

◎会長 ○副会長

4

計画策定に関わる市民からの意見聴取

(1) 日進市福祉コミュニティ意識調査

対象	市内2,400世帯
期間	平成24年2月10日から平成24年2月20日
実施方法	郵送法によるアンケート調査

(2) わたしのまちの座談会

対象	市内各小学校区域の住民
期間	平成25年10月19日から平成25年12月14日
実施方法	市内9つの各小学校区域で各1回の座談会を開催

(3) パブリックコメント

期間	平成26年12月24日～平成27年1月23日
実施方法	日進市役所窓口、日進市社会福祉協議会窓口及び日進市公式ホームページ等において第2次日進市地域福祉計画・第4次日進市地域福祉活動計画(案)を公表、その内容に対する意見徴収

5

地域福祉に関わる本市の各種データ

高齢者の年齢内訳状況

区分	平成 17 年	平成 22 年	平成 26 年
65～74 歳(前期高齢者)人数	6,429	8,300	9,269
75 歳～(後期高齢者)人数	4,081	5,448	6,730
合計	10,510	13,748	15,999

資料：住民基本台帳人口・外国人登録人口(各年 4 月 1 日現在)

要支援・要介護認定者数の状況

区分	平成 17 年	平成 22 年	平成 26 年
要支援認定者数	195	550	750
要介護認定者数	1,239	1,337	1,661
合計	1,434	1,887	2,411

資料：高齢福祉課(各年 4 月 1 日現在)

障害のある人(手帳所持者数)の状況

手帳種別	平成 17 年	平成 22 年	平成 26 年
身体障害者手帳所持者数	1,484	1,812	1,939
療育手帳所持者数	205	247	333
精神障害者保健福祉手帳所持者数	112	258	430
合計	1,801	2,317	2,702

資料：福祉課(各年 4 月 1 日現在)

子どもの年齢内訳状況

区分	平成 17 年	平成 22 年	平成 26 年
0～2 歳(乳児)人数	2,583	2,924	3,112
3～5 歳(幼児)人数	2,786	2,776	3,055
6～11 歳(小学生)人数	5,304	5,570	5,683
12～14 歳(中学生)人数	2,232	2,673	2,898
合計	12,905	13,943	14,748

資料：住民基本台帳人口・外国人登録人口(各年 4 月 1 日現在)

ボランティアセンター登録数

区分	平成 17 年	平成 22 年	平成 26 年
登録人数	1,887	1,838	1,707
登録団体数	62	80	81

資料：日進市社会福祉協議会(各年 4 月 1 日現在)

外国人の状況

区分	平成 17 年	平成 22 年	平成 26 年
外国籍住民登録人数	992	1,218	1,124

資料：住民基本台帳人口・外国人登録人口(各年 4 月 1 日現在)

生活保護の状況

区分	平成 17 年	平成 22 年	平成 26 年
被保護者世帯数	39	67	59
被保護者人数	50	81	75

資料：福祉課(各年 4 月 1 日現在)

就学援助費支給の状況

区分	平成 17 年	平成 22 年	平成 26 年
小学校支給人数	198	379	314
中学校支給人数	110	185	252
合計	308	564	566

資料：教育委員会(各年 3 月 31 日現在)

母子・父子世帯の状況

区分	平成 17 年	平成 22 年
母子世帯数	236	278
父子世帯数	56	44

資料：国勢調査

遺児手当支給の状況

区分	平成 17 年	平成 22 年	平成 26 年
年間支給人数	412	573	584

資料：児童課(各年 3 月 31 日現在)

市民相談の状況

(1) 法律相談(法律に関わる相談など)

区分	平成 17 年度	平成 22 年度	平成 25 年度
年間受付件数	217	292	287

(2) 女性悩みごと相談(離婚、男女問題など)

区分	平成 17 年度	平成 22 年度	平成 25 年度
年間受付件数	102	120	96

(3) 行政相談(日常生活での困りごとや行政への苦情など)

区分	平成 17 年度	平成 22 年度	平成 25 年度
年間受付件数	14	7	10

(4) 人権相談(人権問題、日常の生活での心配ごと、悩みごとなど)

区分	平成 17 年度	平成 22 年度	平成 25 年度
年間受付件数	9	13	6

(5) 消費生活相談(店とのトラブル、多重債務など)

区分	平成 17 年度	平成 22 年度	平成 25 年度
年間受付件数	50	69	84

資料：各年度自治行政の実績

成年後見センター相談・支援の状況(成年後見制度利用・申立手続支援・債務・浪費など)

区分	平成 23 年度※	平成 24 年度	平成 25 年度
年間受付件数	148	463	803

資料：高齢福祉課(※平成 23 年 10 月開所)

民生委員児童委員の活動状況

(低所得者、児童、障害者、母子及び高齢者の各種相談、支援など)

平成 17 年度	科 目		
内容別相談・支援件数	在宅福祉関係	79 件	年金・保険関係 3 件
合計 1,220 件	介護保険関係	81 件	仕事関係 0 件
	健康・保健医療関係	16 件	家族関係 40 件

	子育て・母子保健関係	126件	住居関係	4件
	子どもの地域生活関係	119件	生活環境関係	63件
	子どもの教育・学校生活関係	116件	日常的な支援	130件
	生活費関係	6件	その他	437件
分野別相談・支援件数	高齢者に関すること	597件	子どもに関すること	411件
合計(再掲) 1,220件	障害者に関すること	29件	その他	183件
その他活動件数	調査証明事務	496件	訪問・連絡活動	2,682件
合計 8,531件	諸行事会議参加	2,125件	地域福祉活動等	3,228件

平成22年度	科 目			
内容別相談・支援件数	在宅福祉関係	173件	年金・保険関係	5件
合計 2,788件	介護保険関係	64件	仕事関係	1件
	健康・保健医療関係	34件	家族関係	22件
	子育て・母子保健関係	1,006件	住居関係	14件
	子どもの地域生活関係	192件	生活環境関係	51件
	子どもの教育・学校生活関係	208件	日常的な支援	279件
	生活費関係	10件	その他	729件
分野別相談・支援件数	高齢者に関すること	872件	子どもに関すること	1,421件
合計(再掲) 2,788件	障害者に関すること	55件	その他	440件
その他活動件数	調査証明事務	193件	訪問・連絡活動	1,175件
合計 10,345件	諸行事会議参加	4,599件	地域福祉活動等	4,378件

平成25年度	科 目			
内容別相談・支援件数	在宅福祉関係	115件	年金・保険関係	2件
合計 2,427件	介護保険関係	41件	仕事関係	2件
	健康・保健医療関係	97件	家族関係	29件
	子育て・母子保健関係	559件	住居関係	15件
	子どもの地域生活関係	243件	生活環境関係	53件
	子どもの教育・学校生活関係	551件	日常的な支援	288件
	生活費関係	10件	その他	422件
分野別相談・支援件数	高齢者に関すること	828件	子どもに関すること	1,383件
合計(再掲) 2,484件	障害者に関すること	51件	その他	222件
その他活動件数	調査証明事務	140件	訪問・連絡活動	1,012件
合計 10,422件	諸行事会議参加	4,329件	地域福祉活動等	4,941件

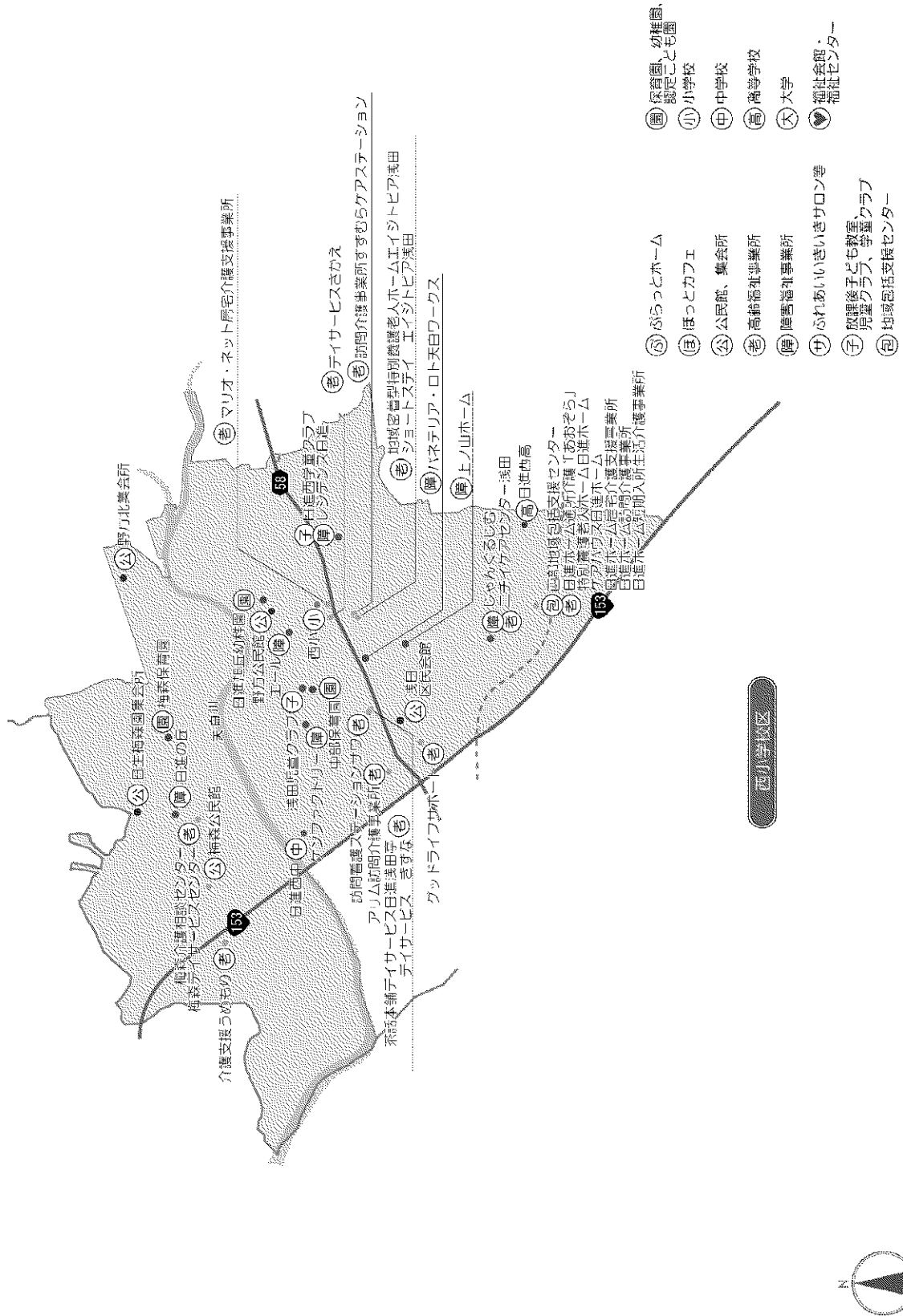
資料：各年度自治行政の実績

市内のNPO法人

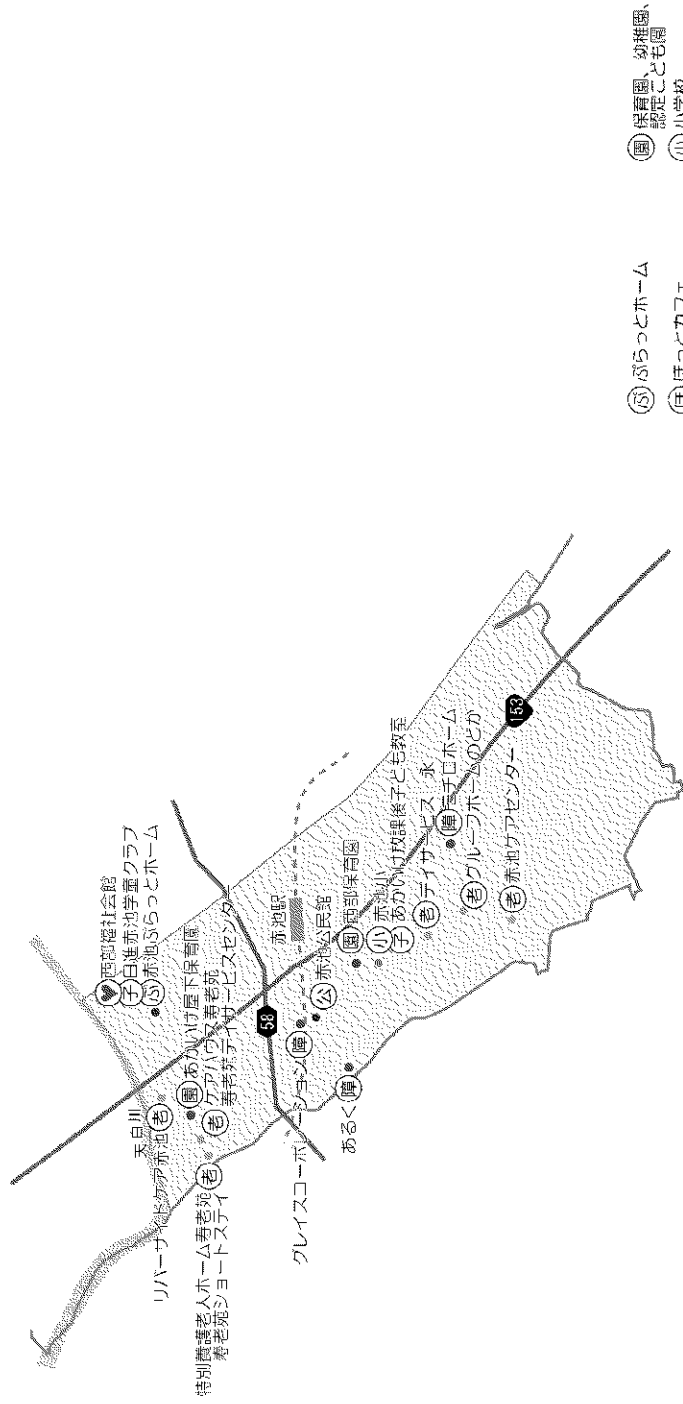
団体名称	主な活動	保健・医療・福祉	社会教育	まちづくり	学術・文化・芸術・スポーツ	環境の保全	地域安全	人権・平和	国際協力	男女共同参画社会	子どもの健全育成	情報化社会	経済活動の活性化	職業能力・雇用機会	消費者の保護	連絡・助言・援助
サンコムネット			○									○				○
スマイルハウス		○	○													
愛知善意ガイドネットワーク									○							
名古屋ハイデラバード協会					○				○							○
日本医学歯学情報機構		○				○			○		○					
にっしん市民環境ネット			○	○		○					○		○			○
ファミリーステーションRin				○						○	○					○
わいわいメディアインク			○	○	○	○		○	○			○				○
なかまの家		○	○	○	○	○					○			○		
赤池サークル会			○	○	○	○	○				○					○
リビングサポートあいあいの家		○		○							○					
水晶山市民の会		○	○	○	○	○					○					○
全国福祉理美容師養成協会		○												○		
ゆるやかネットワーク				○								○				○
生物多様性愛護会			○			○										
サポート日進			○	○		○	○				○		○		○	○
愛知シュタイナー学園			○		○						○					
LIBERAS		○	○	○	○	○	○	○		○	○					○
海賊船				○							○					
じゃんぐるじむ		○	○	○				○			○			○		○
尾張東部成年後見センター		○	○					○							○	○

資料：内閣府による全国のNPO法人情報検索(平成26年度)

【日進市地域社会資源一覽地図(小学校区)】
平成26年12月1日現在

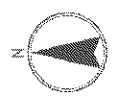


【日進市地域社会資源一覧地図(小学校区)】
平成26年12月1日現在



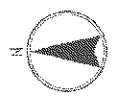
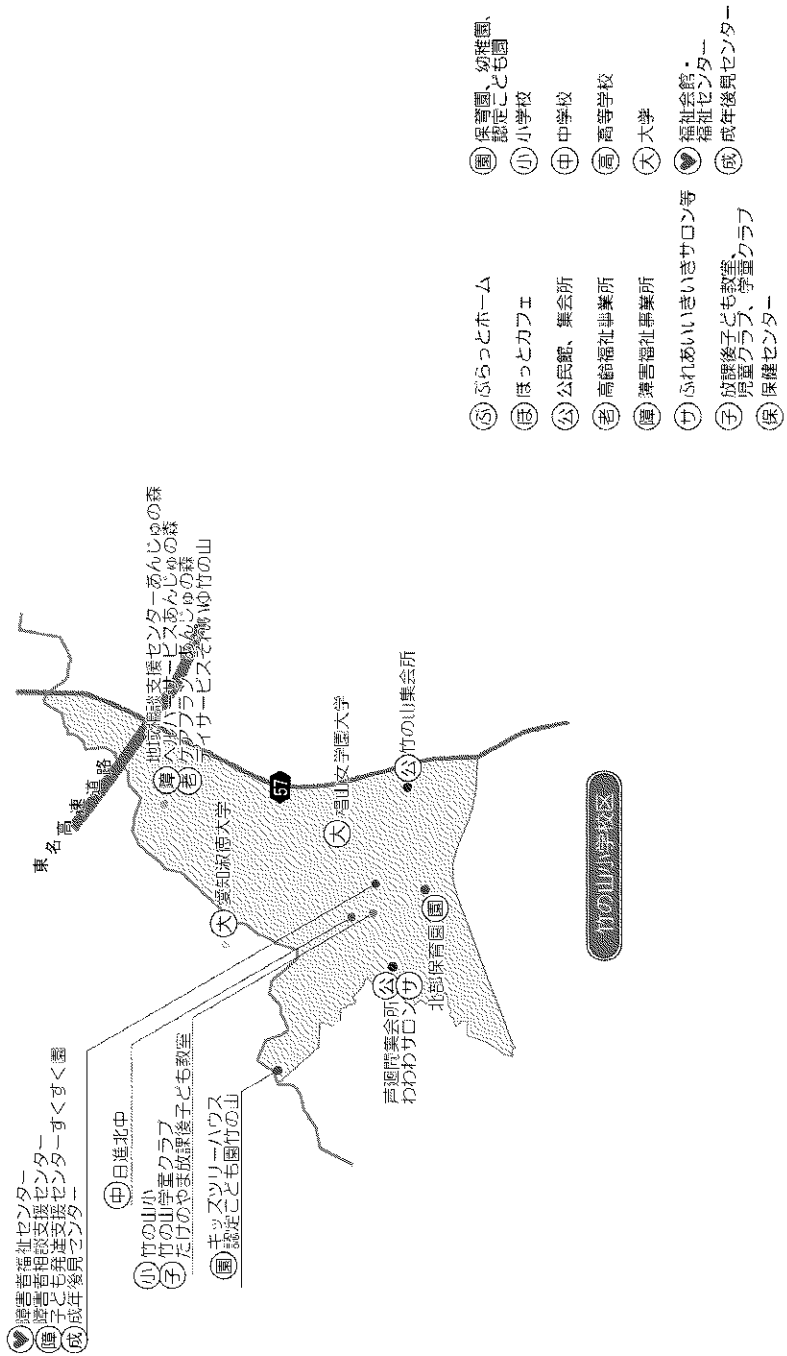
赤池小学校区

- ⑤ ぶらっとホーム
- ⑧ ほっこカフェ
- ④ 公民館、集会所
- ⑦ 高齢福祉事業所
- ⑨ 障害福祉事業所
- ② ふれあいいきいきサロン等
- ① 放課後子ども教室、児童クラブ、学童クラブ
- ⑥ 保育園、幼稚園、認定こども園
- ③ 小学校
- ⑧ 中学校
- ⑨ 高等学校
- ⑥ 大学
- ⑦ 福祉会館、福祉センター



【日進市地域社会資源一覽地図(小学校区)】

平成26年12月1日現在



【日進市地域社会資源一覧地図(小学校区)】
平成26年12月1日現在



編集者



- ⑤ ぷらっとホーム
- ⑥ ぽっとカフェ
- ⑦ 公民館、集会所
- ⑧ 高齢福祉事業所
- ⑨ 障害福祉事業所
- ⑩ ふれあいいきいきサロン等
- ⑪ 防犯後子ども教室
- ⑫ 児童クラブ、学童クラブ
- ⑬ 保育園、幼稚園、認定こども園
- ⑭ 小学校
- ⑮ 中学校
- ⑯ 高等学校
- ⑰ 大学
- ⑱ 福祉会館・福祉センター

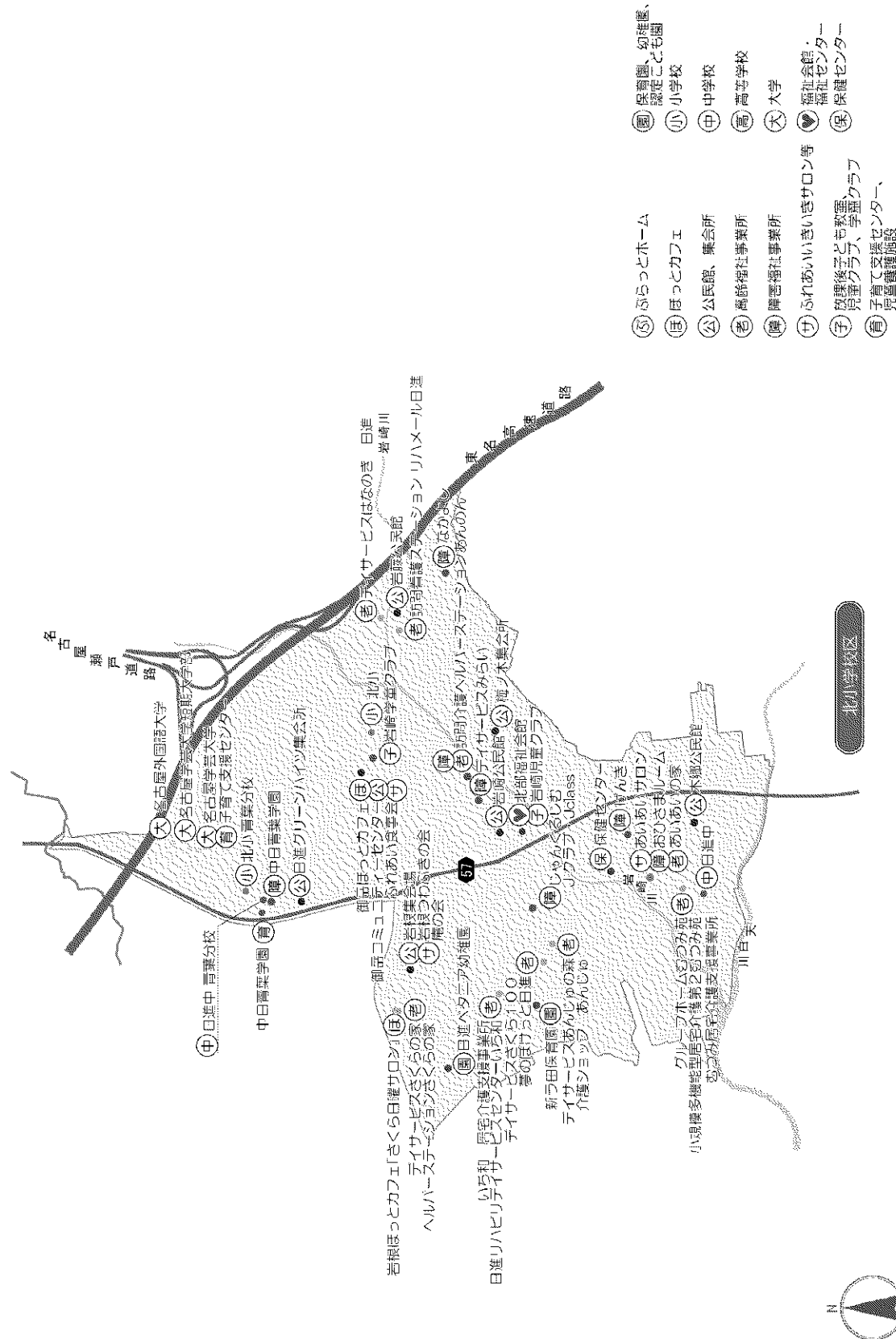
香久山小学校区



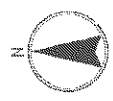
【日進市地域社会資源一覽地図(小学校区)】
平成26年12月1日現在



新設施設



- ⑤ ふらっとホーム
- ⑥ ほっとカフェ
- ⑦ 公民館、集会所
- ⑧ 高齢福祉事業所
- ⑨ 障がい福祉事業所
- ⑩ ふれあいいきいきサロン等
- ⑪ 障がい福祉センター、学習クラブ
- ⑫ 児童発達センター、児童発達施設
- ⑬ 保育園、幼稚園、認定こども園
- ⑭ 小学校
- ⑮ 中学校
- ⑯ 高等学校
- ⑰ 大学
- ⑱ 福祉会館、福祉センター
- ⑲ 保健センター



にっしん幸せまちづくりプラン

第2次日進市地域福祉計画
第4次日進市地域福祉活動計画
(平成27年度～平成36年度)

発行日：平成27年3月

発行：日進市、社会福祉法人日進市社会福祉協議会

編集：日進市福祉部福祉課

日進市社会福祉協議会

愛知県日進市蟹甲町池下268番地

愛知県日進市蟹甲町中島22番地

電話：0561-73-7111(代)

電話：0561-73-4885

FAX：0561-72-4554

FAX：0561-73-4954

E-Mail：fukushi@city.misshin.lg.jp

E-Mail：info@nisshin-shakyo.or.jp

